

## 第3章 保存・管理

### 第1節 基本方針

#### (1) 史跡の特性

史跡松江城は、国の史跡指定を受けた国民の大切な文化財であり、松江市民の誇りであり、貴重な財産である。同時に、松江市を代表する風致と歴史を有するなど様々な複合的価値を内包した空間と位置付けることができる。

それは、松江市が明治以降の都市形成を進めていく過程で、近世城下町を大きく変更することなく、うまく活用しながら創り上げてきたことによるものである。

これらのことから史跡松江城の特性について、以下に整理する。

##### ①歴史的・文化的資源である貴重な文化財としての特性

内堀と外堀の配置、曲輪内の建造物群の地下遺構などがほぼ往時のまま残り、山陰地方唯一の現存天守が国宝に指定されている。

調査・研究を継続的に実施し、その成果に基づく遺構の修復、顕在化、復元等の整備や保存のための措置が講じられてきた。

史跡地内には、藩政時代から生育していた樹木が残り、また、樹種も多様で当時の植生を知る貴重な資料となっている。

##### ②松江市の都市構造の核としての特性

史跡松江城は、宍道湖の北側、松江市のほぼ中央に位置する平山城であり、松江市のシンボリックなランドマークになっている。

また、明治以降に整備された松江市街地も、当時の城下町の堀や地割、道路網を活かして整備された全国的にも希少な都市景観を維持している。その中心になるのが史跡松江城であり、松江市の都市構造の核と位置付けられる。

##### ③様々な都市機能を有する空間としての特性

史跡松江城がもつ歴史的・文化的価値と、現存する各遺構や歴史的背景から文化や歴史に触れあえる空間として、市民の心のよりどころとなっている。

内堀内の敷地は、都市公園として活用されているほか、市街地における広大な敷地であることから広域避難所にも指定され、防災機能上も重要な場所である。

緑の豊かな空間として都市景観形成における重要な風致景観空間であり、市民にとっての憩いの場である。

松江市は数多くの旅行者や見学者が訪れる観光都市であり、歴史を生かした保存整備に加え積極的な活用を行っており、松江城と城下町周辺がその中核をなしている。

## (2) 保存管理の基本方針

保存管理の基本方針は、「史跡松江城環境整備指針」に明記されている整備にあたっての基本目標を踏襲しつつ、さらに保存に係わる考え方を具体化して以下のように定める。

- ①慶長期に造られた天守や石垣、堀などの遺構や国宝天守など史跡松江城を構成する本質的価値を明確に把握するとともに、特定した松江城を構成する諸要素について個々に適切な保存管理の方法を定めて確実に保存、継承する。
- ②現存する指定地内の遺構に加え地下に埋蔵されている遺構・遺物については調査・研究を進め、松江城の価値を明らかにするとともに、保存や公開・活用を図る。
- ③史跡松江城が築城時から現在に至るまで、都市構造の核であることを顕在化できるような眺望の確保と、史跡地内はもとより眼下に広がる旧城下町においても歴史的景観や自然環境の保全を目的とした文化財の保護と都市計画等が一体となった環境づくりに努める。
- ④都市公園でもある松江城は、市民の憩いの場、散策や休息の空間であることから、現状保存を図る区域と、適切な保存管理の下で整備活用を図る区域を明確に位置づけ、史跡の文化財的価値の保存や歴史的景観の保全や植生管理、公園的機能の充実に努める。
- ⑤史跡松江城を将来にわたって適正に保存・管理するための仕組みや体制を構築するとともに、具体的な取り組み内容を明確にする。

## 第2節 構成要素と保存・管理の方法

### (1) 史跡を構成する諸要素

#### ① 諸要素の体系

史跡の保存とは、史跡の個別の本質的価値を次世代へと確実に伝達していくことであることから、史跡を構成している諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。

史跡松江城に関する諸要素は、次のとおり分類される。史跡の構成要素は、本質的価値を構成する主要の諸要素とそれ以外の諸要素に分けられる。後者は、さらに本質的価値と密接に関わる諸要素とその他の諸要素に細分される。

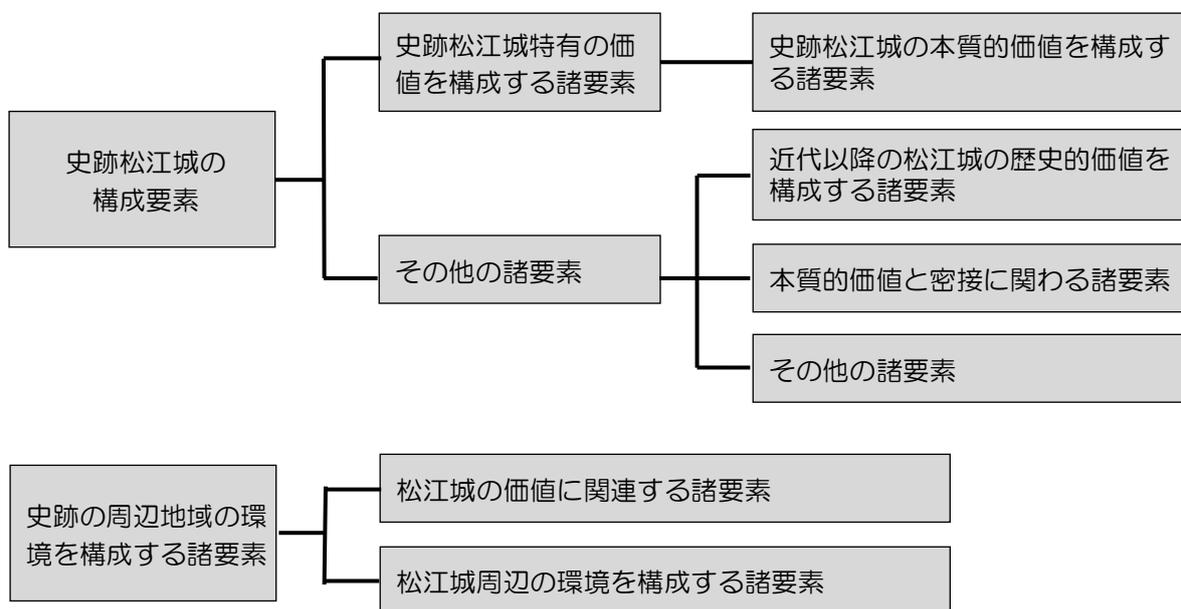


図 3-1 史跡松江城に関する諸要素の体系

#### ・ 史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由・指定要件に示された特性や価値を有する要素であり、城郭を構成する歴史的建造物や、縄張り・城郭を構成する石垣や堀、曲輪と、地下に埋蔵されている遺構・遺物等。我が国の歴史上または学術上の価値の高いもので、改変することなく確実に保存すべきもの。

#### ・ 近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素

近代化とともに城内に建築や移築されてきた文化遺産等や、史跡松江城の景観構成要素となっている樹木等の植栽で、適切に維持管理することにより保全に努めるべきもの。

#### ・ 本質的価値と密接に関わる諸要素

文化財の保存・整備・活用を目的として配置された施設等で、遺構や歴史的建造物等の調査や整備に応じて更新を図る必要があるもの。

#### ・ その他の諸要素

時間経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素。史跡や遺構の保存に悪い影響を及ぼしているか又は将来的にその可能性があるもの、史跡とかかわりのないもの等で、除却や移転を検討すべき要素も含む。

・松江城の価値に関連する諸要素

史跡指定地外のかつての松江城内に所在する城郭遺構や地下に埋蔵されている遺構遺物等で本質的価値を構成する諸要素同様の保存を検討すべきもの。

・松江城の周辺地域の環境を構成する諸要素

史跡周辺における本質的価値と密接に関わる要素で、外堀の堀割や街路などの城下町の町割と城下町の風情を残す建築物、及び景観として史跡地と連続し、又は一体となっている宍道湖と大橋川など城下町の景観を構成する自然等の地域環境やこれを構成するもの。

②諸要素の概要

表 3-1 史跡松江城の構成要素

諸要素区分		諸要素	
史跡松江城特有の価値を構成する諸要素	史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素	城郭を構成する歴史的建造物	松江城天守
		縄張・城郭を構成する石垣、堀等	造成地形、縄張（本丸、二之丸、外曲輪、中曲輪、腰曲輪、後曲輪、内堀） 石垣、土塁、土羽、水路、石段、道、井戸
		地下に埋蔵されている遺構・遺物	本丸：乾ノ隅櫓跡、坤櫓跡、北ノ門跡、武具櫓跡、弓櫓跡、一ノ門跡、多間跡、鉄砲櫓跡等 二之丸：番所跡、御門東之櫓跡、南櫓跡、中櫓跡、太鼓櫓跡等 外曲輪（二之丸下ノ段）：米蔵跡、御破損方跡、寺社修理方跡等 中曲輪・腰曲輪：ぎりぎり御門跡、水ノ手御門跡等 北之丸：御殿跡等
	近世から続く植生	樹齢 150 年以上の樹木	
その他の諸要素	近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素	歴史的建造物	興雲閣
		宗教施設等	松江神社：本殿、拝殿、手水舎、土蔵、福德稲荷、鳥居、灯籠、照明灯、狛犬、絵馬掛け、由緒書、神社名称柱等
		近代以降の価値とかかわる植栽	皇太子嘉仁親王御手植えのマツ 秩父宮殿下御手植えのイチョウ 皇太子裕仁親王御手植えのマツ
	本質的価値と密接に関わる諸要素	復元建造物	二之丸：南櫓、中櫓、太鼓櫓、瓦塀
		復元風建造物	本丸：一ノ門、多間 二之丸：番所、井戸屋形 二之丸下ノ段：井戸屋形 外曲輪（二之丸下ノ段）：御破損方、寺社修理方
		遺構平面表示	二之丸：御殿跡 外曲輪（二之丸下ノ段）：米蔵跡、排水溝跡 外曲輪（馬溜）：大手門跡、井戸跡 中曲輪・腰曲輪：通路跡

		説明施設等	総合案内板、史跡名称石柱 地区説明板、個別説明板、名称柱
		防災設備	放水銃、防火水槽、屋外消火栓
		利活用施設	園路、広場、ベンチ、東屋、案内標識、手摺、安全柵、木橋、水飲み場、売店、食堂、便所、券売所
		管理施設	管理用道路、管理用駐車場、管理用門・柵、車止め、倉庫、土留柵、道路標識、
		公園設備	埋設管(上下水道、電気等)、側溝、電柱、キュービクル等の盤類、公園灯、貯水槽、ライトアップ用照明
		大手、橋	大手前、北惣門橋(復元風)、稲荷橋、亀田橋、千鳥橋(復元風)
		植生	北之丸：スダジイ、ヤブツバキ、スギ、タブノキなどの常緑樹を主体とした社叢林 外曲輪(城山稲荷神社)：ヤブツバキ、ヒノキ
		修景・公園植栽	サクラ、ヤマモミジ、イヌツゲ、ヤブツバキ、ウメ、クロマツ、ヒトツバタゴ、ハリエンジュ
	その他の諸要素	記念植樹	サクラ、クロマツ、イチョウ、ヒトツバタゴ
		石碑類	松江城碑、西南之役戦死者慰霊碑、警察官忠魂碑、天皇皇后両陛下行幸記念碑
		竹林	外曲輪(城山稲荷神社、後曲輪・外曲輪)の堀土羽部分のモウソウチク
		宗教施設	松江護国神社：本殿、拝殿、社務所、鳥居、灯籠、手水舎、駐車場、参道、幡竿、慰霊碑、玉垣、由緒書や神社名称石柱
		個人住宅	個人住宅、門、塀、庭等

表 3-2 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素

諸要素区分		諸要素
松江城の価値に関連する諸要素	縄張・城郭を構成する石垣、堀等	造成地形、縄張(三之丸、御鷹部屋、御花畑、内堀)、石垣、土塁
	地下に埋蔵されている遺構・遺物	内堀(埋立) 三之丸：御殿、表御門、土橋、番所、東多聞、御作事所、廊下橋等 三之丸之内(御鷹部屋)：御鷹部屋、殺生方、鉄砲方、御銀蔵等 三之丸之内(御花畑)：田中御殿、南方御殿、枅形御茶屋、枅形池、花畑番所、泉水、長局、南門、引堀、御物見等
	宗教施設	城山稲荷神社：本殿、拝殿、鳥居、参道、狛狐、狐石像
松江城の周辺環境を構成する諸要素	大手前市道	広場、駐車場 市道城山線
	内堀周辺(塩見縄手)	塩見縄手通りの旧武家屋敷の家並(武家屋敷、史跡小泉八雲旧居) 明々庵、北堀橋からの眺望
	外堀 宍道湖 大橋川 京橋川	堀割(水面、水質) 宍道湖

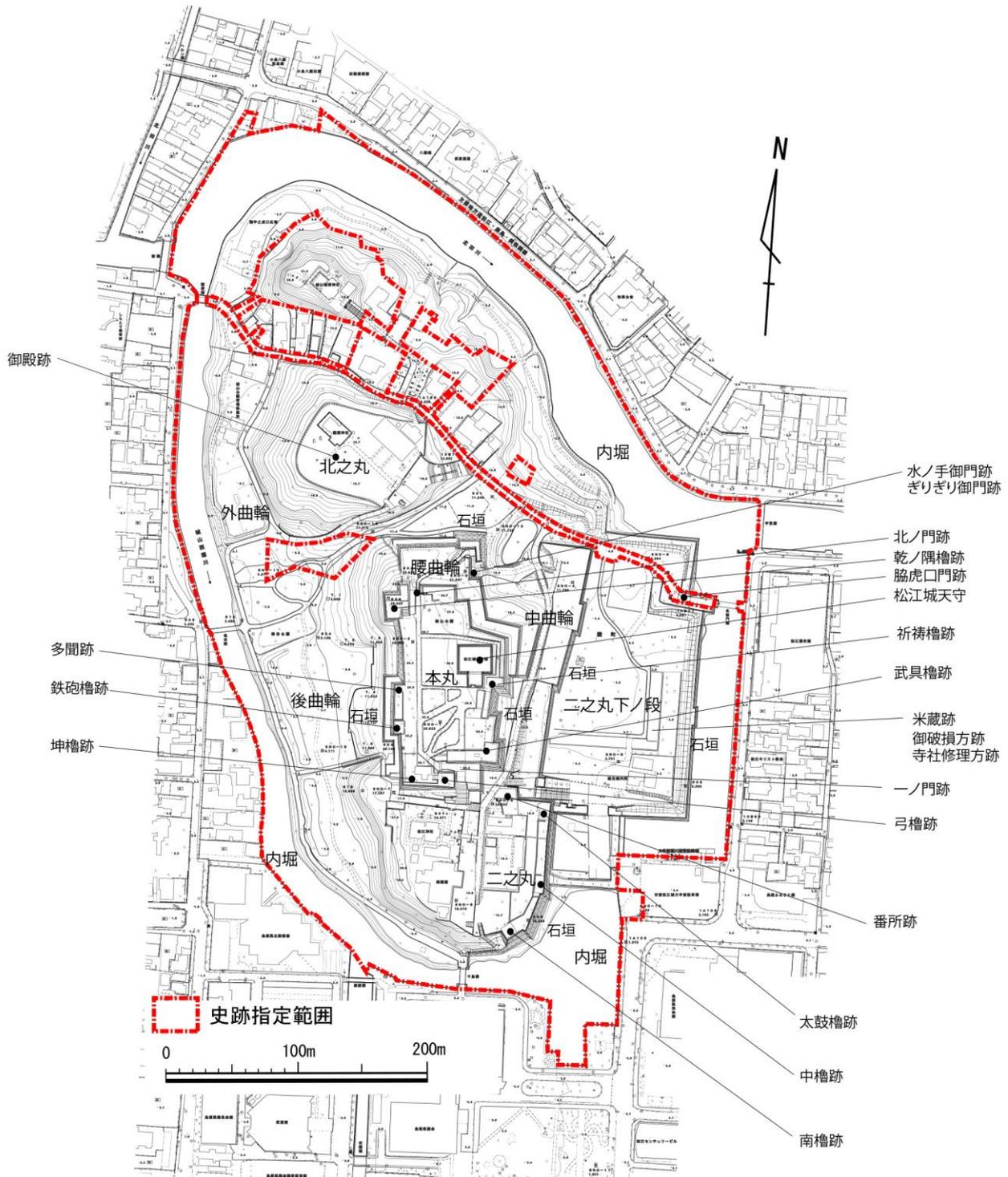


図 3-2 本質的価値を構成する諸要素

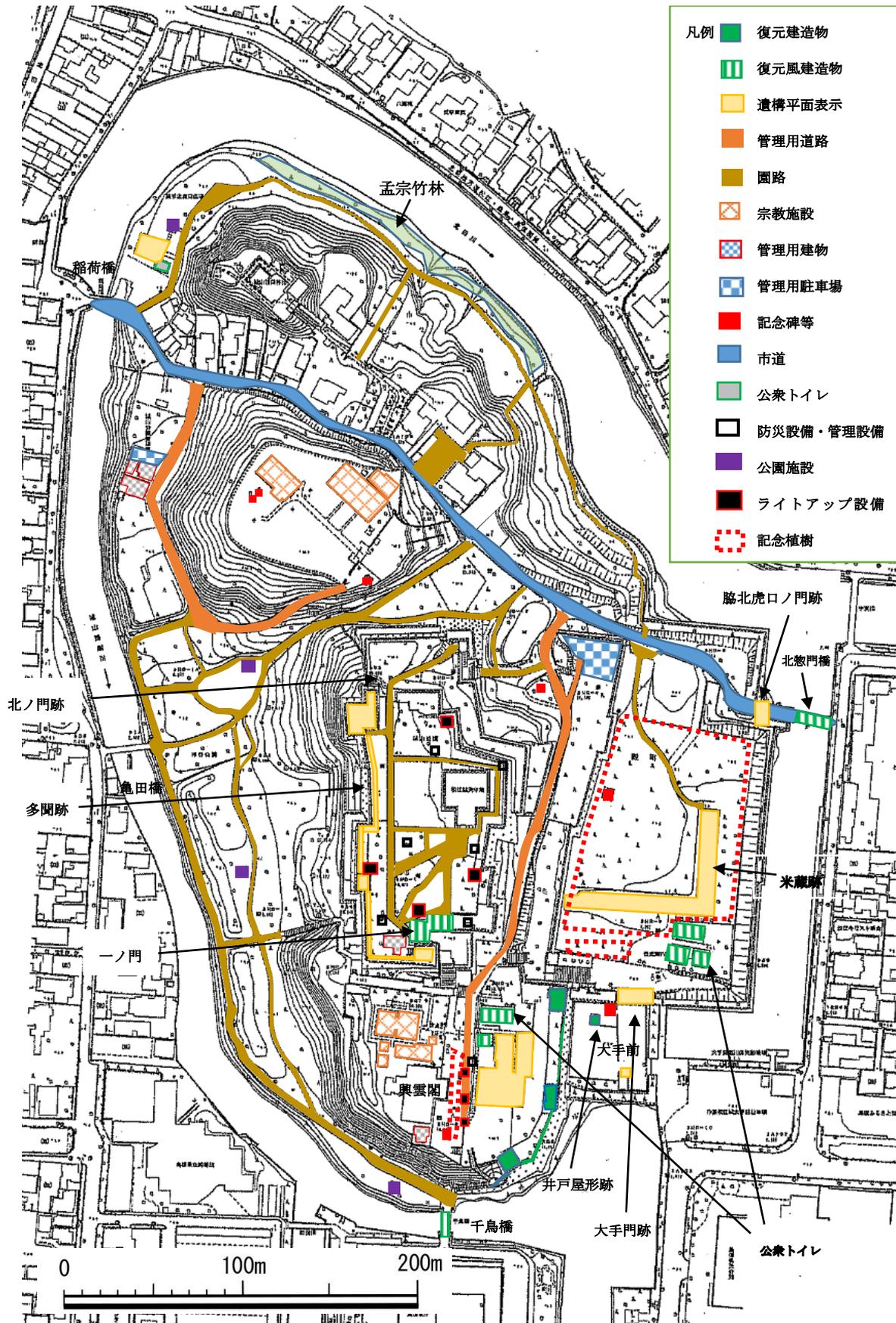


図 3-3 近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素・本質的価値と密接に関わる諸要素・その他の要素



図 3-4 松江城の価値に関連する諸要素・松江城の周辺環境を構成する諸要素

## (2) 地区区分

史跡松江城は面積約 20ha と広大な面積を有し、また文化財、公園、観光といった多様な機能を有することから、適切な保存管理と活用を図るに際して、城内をいくつかの地区に区分する。

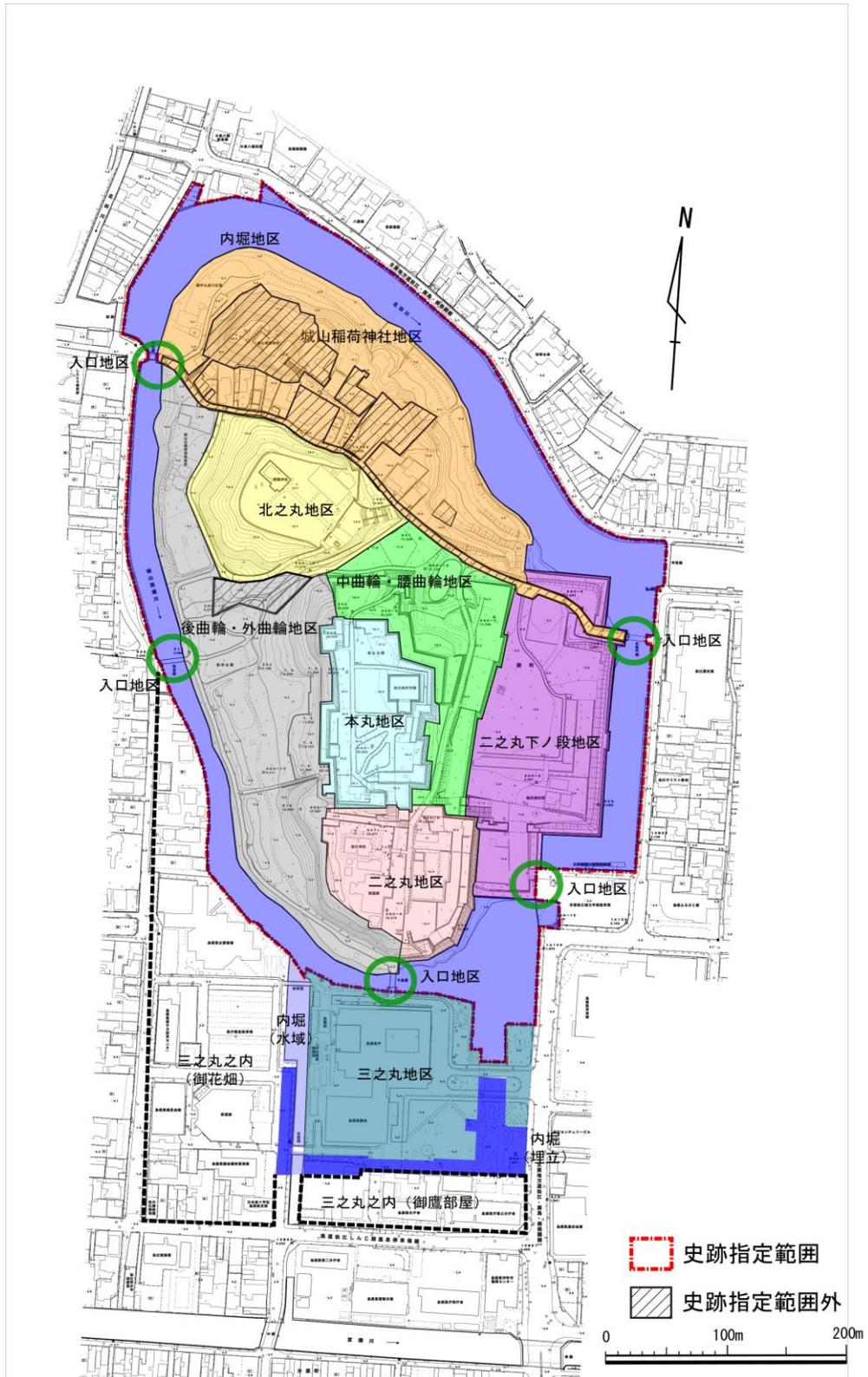


図 3-5 史跡松江城地区区分図

各地区は、城地本来の役割、機能に応じて区画された曲輪跡に準ずることが合理的であるため「環境整備指針」での区画を踏襲するが、市道城山線で区画された北側は、民家や神社が所在し、そのため市道城山線南側とは、全く雰囲気異なることや、民有地の買上げも進んでいることから、一体的な整備が必要なため、市道城山線を区画線とする。

市道城山線西側の外曲輪と後曲輪とは、以前から市民の散策路として整備が進み、ウォーキングやジョギングのコースとしても親しまれている公園的要素の強い区域であるため、同一区域として取り扱う。

なお、環境整備指針に示された地区のうち、三之丸之内(御鷹部屋)地区、三之丸之内(御花畑)地区、内堀地区の一部は史跡指定地外に位置するが、史跡の周辺環境を構成する諸要素が存在し松江城として重要な意味を持つため、松江城の価値に関連する諸要素として取り扱う。

## ①本丸地区

### i) 地区の概要

本丸は南北約 122m、東西約 54m規模で、所々に屈曲を伴う石垣によって囲まれる。石垣の高さは東側で 9.7m、南、西側で 6.5mである。天守は、本丸の東部中央北寄りに南面して建つ。

近世の本丸の状況を示す古絵図には、堀尾期松江城下町絵図(17世紀前半)、出雲国松江城絵図(17世紀第2四半世紀)、出雲国松江城之図(延宝2年(1674))、松江城縄張図(17世紀末)、御本丸二ノ御丸三ノ丸共三枚ノ内(17世紀後半)、御城内絵図面(18世紀前半)等がある。また、主たる文献史料には「竹内右兵衛書つけ」(松江歴史館蔵)、「御城内惣間数」(国文学研究資料館蔵)等がある。

城郭の要である本丸は、亀田山丘陵のやや南寄り中央の丘陵最高所に所在する南北に長い曲輪である。

松江城天守は、四重五階、地下一階付、本瓦葺きの複合式望楼型天守で、高さ約 30m、下部は下見板張り、五階は望楼式、南側に附櫓を設け、石落や矢狭間、鉄砲狭間など防御上の設備を備えた実戦本位の特徴を留めた形式となっている。

絵図史料によれば、近世の本丸には、南端中央部に櫓形を設けて一ノ門が置かれ、北端西寄りには北門が置かれていた。三ノ門及び二ノ門を経て一ノ門から本丸に至る道が大手の登城道、水

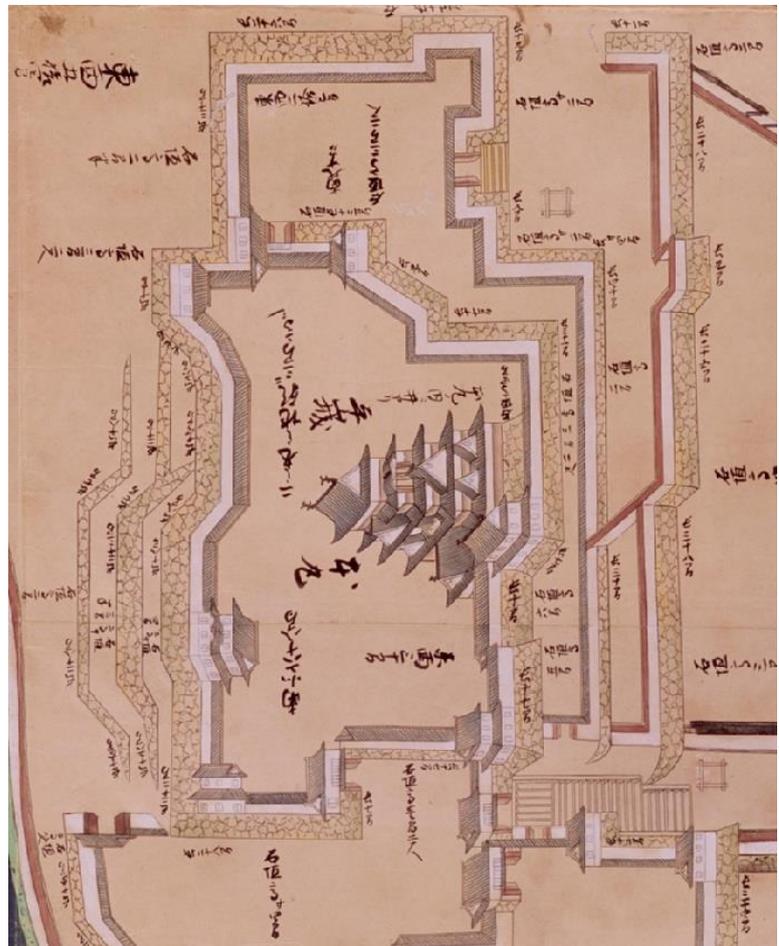


図 3-6 「出雲国松江城絵図」(国立公文書館蔵)  
城下町絵図本丸部分を抜粋

ノ手門及び腰曲輪を通して北門から本丸に至る道が搦手の登城道とされる。

墨線上には6カ所に二重櫓が配され、その間を多聞、瓦塀が繋いでいたことがわかる。南北の各門から西側については、東西に門口を開く一ノ門の南に隣接して弓櫓が建ち、南西隅に坤櫓、西端中央部に鉄砲櫓、その北側に多聞、北西隅に乾の隅櫓が置かれ、それぞれの間を多聞が繋いでいたと考えられる。東側については、一ノ門と南東隅の武具櫓を多聞がつなぐと共に、天守附櫓の東側に祈禱櫓が、北門の東に隣接して多聞が置かれ、多聞から祈禱櫓の間を瓦塀が繋いでいたと考えられる。

また、本丸内には、築城当初御台所以外に御殿が建てられていたようであるが、詳細は不明である。

現存する建物遺構は、明治4(1871)年の版籍奉還後、旧藩士や豪農の懇願により取り壊しを免れた天守のみであり、全国に残る12の天守の一つとして国宝に指定されている。

## ii) 改変の経緯

松江城は、明治6(1873)年の「廃城令」により、明治8(1875)年天守以外の城郭建築物は全て取り壊された。天守も、取り壊しの上、その部材が売却される予定であったが、旧藩士や地元の豪農の尽力により、現地で保存されることとなった。その後の経緯は以下の通りである。

表 3-3 本丸の改変の経緯

明治 22(1889)年	松江城天守閣景観維持会が組織される。
明治 23(1890)年	松江城が再び松平氏の所有となる。松江城が市民の憩いの場として開放される。
昭和 2(1927)年	松平氏が城址一円を松江市に寄贈する。私立図書館用地を除いた三之丸県庁敷地を県に寄贈する。 松江市が本丸に直政公銅像を建設する(戦争中に銅像を供出)。
昭和 3(1928)年	松江市が公園管理規則を制定し、城址一円を「城山公園」とする。
昭和 4(1929)年	造園家・本多静六により「松江市城山公園改造計画」が提案される。
昭和 27(1952)年	「松江市城山公園改造計画」が都市計画事業認可を受ける。
昭和 30(1955)年	一ノ門を管理施設として建設し、その中に券売所(守衛室を兼ねる)と消防ポンプ室を設ける。 管理事務所を一ノ門北西方に設置する。
昭和 35(1960)年	一ノ門東側の多聞を公園施設として建設し、消防設備庫、倉庫、休憩所として使用する。
時期不明	本丸に公衆便所などの便益施設を整備する。
平成 5(1993)年	史跡松江城環境整備指針に基づき、直政公銅像台座と公衆便所を撤去する。
平成 13(2001)年	管理事務所を増築する(9.74㎡のプレハブ事務所を設置し、連結)。

## iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下の通りである。

- ・動線を阻害するイヌツゲ植栽撤去(実施予定 H28~30 年度)
- ・北ノ門跡の開放と腰曲輪方面への動線の確保(実施済)
- ・天守からの眺望や天守景観を妨げている樹木の計画的伐採(段階的に実施中)
- ・調査成果に基づく一ノ門の復元の再検討(未実施)
- ・直政公銅像台座、公衆便所の撤去(実施済)
- ・今後の発掘調査、文書調査等に基づく櫓等の復元整備の検討(調査検討中)

iv) 現状と課題

ア) 現状

本丸は城郭の中心に位置し、史跡指定地内に現存する唯一の城郭建築であり国宝に指定されている天守が位置する。

現在の本丸の園路や芝庭は、本多静六による昭和4(1929)年の公園計画(図3-8)に基づくものであるが、昭和30年代に園路を若干変更したり、園路に沿ってイヌツゲが植えられるなど、植栽が比較的多い空間となっている(写真3-1)。

本丸は、このように、近世の歴史と、公園として市民に開かれた近代以降の歴史の二つの側面を合わせ持つ。

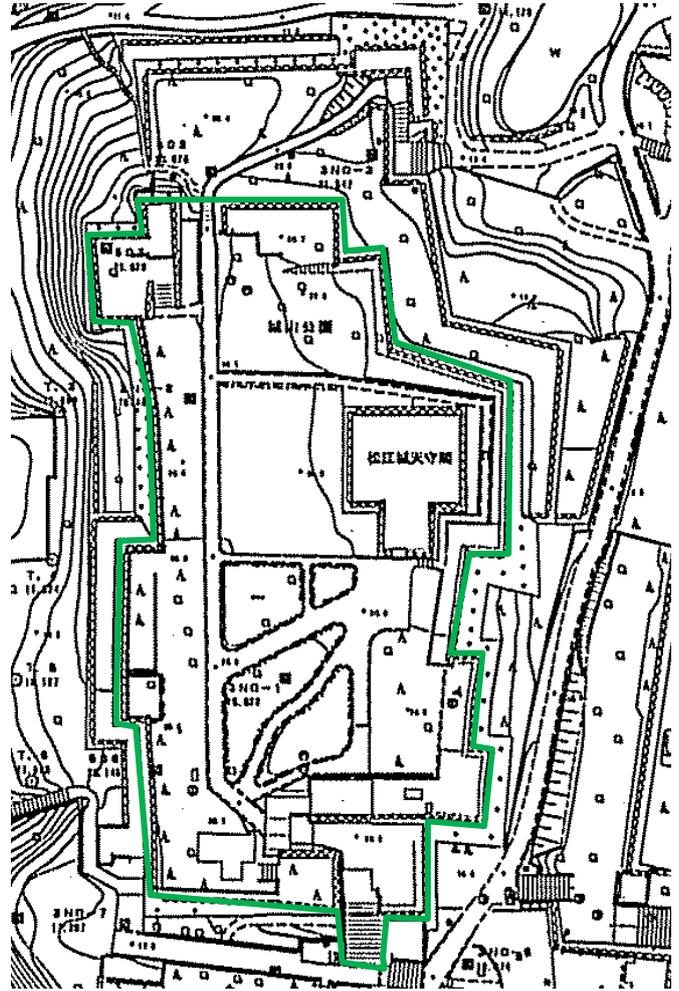


図3-7 本丸地区現況図

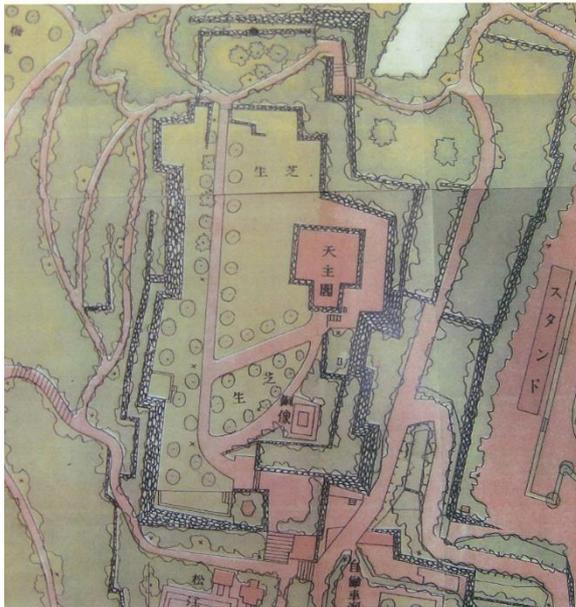


図3-8 「松江市城山公園改造計画」より転載(本丸部分を抜粋)



写真3-1 松江城本丸の現状(天守南面を見る)

## イ) 課題

本丸地区では近世の歴史的価値の保存継承と公園としての活用の共存が図られてきたが、遺構の保存や文化財建造物保護のための措置と歴史的な価値の顕在化、風致の維持等において課題もあり、その解決が求められている。

二之丸下ノ段も含め、倒木や落枝が天守や石垣等に影響を及ぼすと考えられる高木が存在する。本丸西側石垣付近のマツ等、石垣のゆるみや孕みを誘発すると考えられる樹木を特定し、その伐採等を行う必要がある。

一ノ門、多聞は管理防災施設として建てられたものであり、史料や発掘調査結果等を用いて歴史的な再検証を行い、確実な遺構保存を図ったうえで、史実に基づく適切な建築表現に改める必要がある。

天守からの眺望や、天守の眺望を阻害する高木の整備を図る必要がある。

本丸内のサクラは市民に親しまれる存在であるが、密植やナラタケモドキ菌の感染等により、樹勢が衰えたり、枯死しているものがある。景観、見学者の安全の両方の視点から、この状況を改善する必要がある。

園路は、銅像の撤去などの環境の変化から、本多静六の遺構としては改変がみられるものの、公園施設としては必要であるので、整備に際しては十分な検討が必要である。

イヌツゲは、昭和4年の計画にもなく、昭和30年(1955)の大修理完了後に伴い植えたものであり、刈り込みが西洋風となっていて本丸の歴史的景観にそぐわない。また、この植栽により来城者の動線は制約されていることから、防災や景観の観点も含めて、これを見直し、城郭としての歴史的風致の向上を図る。

本丸内に必要な管理機能、便益機能、案内機能を明らかにし、今後の史跡整備との整合を図りつつ、施設・設備の整備を計画的に行う必要がある。

夜間の侵入等による本丸内での犯罪、事故、いたづらを防止するため、防犯上の対策を強化する必要がある。

天守周辺の景観に相応しくないとの指摘を受ける野外照明付鉄塔、貯水槽、プレハブ建物等(写真3-2,3)については、その移設や修景を検討する必要がある。

本丸石垣からの転落防止のために設けている木柵については、その安全性を保つために、定期的な点検、修理、更新が必要である。



写真3-2 本丸多門東の貯水槽



写真3-3 本丸内の鉄塔

## ②二之丸地区

### i) 地区の概要

二之丸は、城山の丘陵尾根を削平して形成された本丸南側の一段低い曲輪で、当時の資料によれば、中央に「御書院」があり松平家二代藩主綱隆の時まで藩主の居宅となっていた。

「御書院」の北側には「局長屋」があり御殿女中の住居、「御書院」の南側には「御月見櫓」があった。

「御書院」は階段付の廊下をもって「御廣間」、「御式臺」、「御作事小屋」に通じていた。「御廣間」周辺には他に「番所」、「井戸」、石垣に沿って「二ノ門」、「三ノ門」、「定御番所、御門東之櫓」、「下雪隠」、「太鼓櫓」、「中櫓」、「南櫓」があった。

### ii) 改変の経緯

江戸期の建物群は、明治 8 (1875) 年に全て取り壊され、以後その時々施設の設置がなされてきた。

昭和に入ると地区の東側の中央部分は砂利敷園路を設けた公園となっており、ツツジとサクラ等が密植されていた。また、一角にはNHKラジオ塔（昭和 8(1933)年 5 月 建立）があったが平成 7 年(1995)年に撤去された。石垣上の櫓跡にあたる箇所及び二ノ門上段付近で 6 軒の茶店が営業を行っていたが、これも撤去された。

南側は砂利敷の広場となり、石垣付近は大手前方面の市街地を見下ろすことのできる展望所となっており、以前は老朽化した転落防止のフェンスが巡らされていたが、櫓や瓦塀の復元に伴い撤去された。

平成 3 (1991) 年には、周囲の石垣の内、北東隅は孕みが目立ち、その後平成 5 (1993) 年に三ノ門東の茶店直下の石垣が崩壊し、茶店の床面も沈下して非常に危険な状態となっていたが、茶店を撤去したあとに石垣を修復して、南櫓や中櫓、太鼓櫓を復元した。

一方、西側は石垣に沿って管理用道路が南北に通る、明治 40 (1907) 年当時の皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）の宿泊所となった興雲閣（明治 36 (1903) 年 建築）がある。木造擬洋風建造物で、昭和 44 (1969) 年 2 月に県指定文化財建造物となり、昭和 48 (1973) 年 11 月、松江郷土館として公開、活用が図られていた。この建造物については、史跡松江城の風情に相応しくないとして、撤去すべきという意見も過去にはあったが、「史跡松江城環境整備指針」を定めるにあたって、市民や専門家の議論の中で、松江市の発展と文化の醸成に大きく貢献してきた明治のシンボリックな建物として、この場所で保存して活用すべきと決定された。そのため平成 22 (2010)

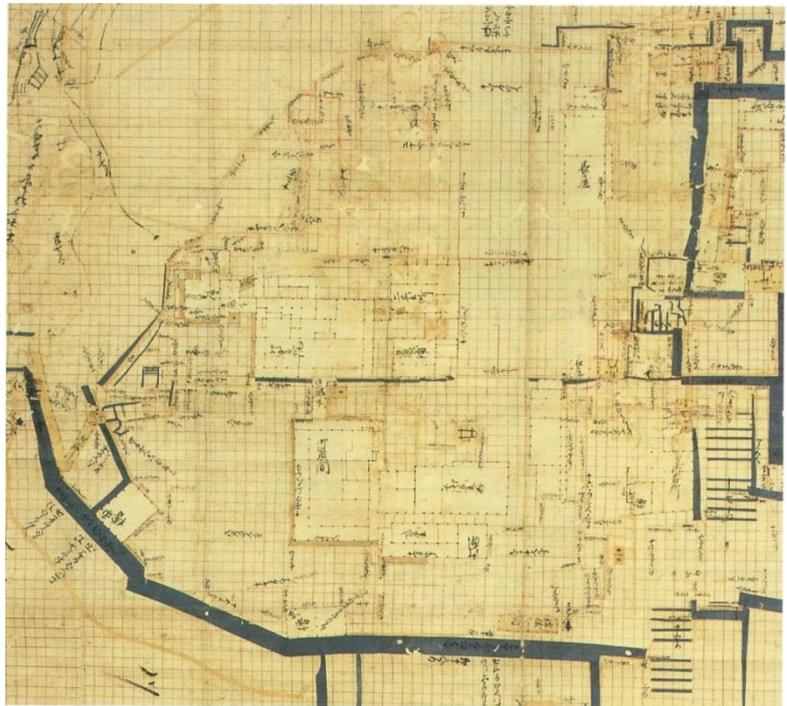


図 3-9 松江城縄張図：二之丸地区抜粋（松江歴史館蔵）

年に閉館した後は、新たな活用を図るため平成 23（2011）年に保存活用計画を定め、興雲閣の歴史展示や、くつろぎの空間・交流の施設として再生することとした。平成 24 年（2012）度は、それに基づき実施設計を行い、平成 25（2013）～26（2014）年度で半解体調査を行いながら活用のための設備の新設や耐震補強を実施した。

興雲閣の北側に隣接して松江神社がある。この神社は明治 32（1899）年に西尾町の東照宮を移築したもので徳川家康、堀尾吉晴、松平直政、松平治郷の四柱を祀っている。したがって、建造物遺構としての文化財的価値を有するだけでなく、松江松平家の歴史を示す遺構としても重要である。また、本丸への石段西に本丸への入場料金徴収所の施設があったが、現在は撤去された。

以上のように二之丸地区は、比較的新しい時代の擬洋風建築と神社が、復元櫓 3 棟と同居している。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下の通りである。

- ・城とは無関係で調和しない茶店や記念碑等の施設の撤去（実施済）
- ・石垣修理と遺構の調査、これに基づく御廣間跡の建築遺構の平面表示（実施済）
- ・櫓跡の発掘調査と、古写真、古絵図に基づく復元（実施済）
- ・遺構整備に合わせた園路の移設と、標柱、公衆便所、ベンチ等の設置（実施済）
- ・興雲閣の復元修理（実施済）と見学、休憩施設としての活用（実施中）

### iv) 現状と課題

#### ア) 現状

松江城は明治時代以降に公園として市民に開かれ、二之丸にもサクラやヤマモミジ、クロマツなどの樹木が植えられてきた。

近年、二之丸では、可能な限り城跡とは無関係で調和しない茶店や記念碑等の施設を撤去しつつ、必要に応じ石垣修理をすすめ、また遺構の調査を並行して実施し、御廣間等の建物遺構については平面的に明示するなどの整備を図った。また、櫓跡については発掘調査、古写真、古絵図等に基づき可能なかぎり復元してきた。これにより城郭としての歴史的景観が整ってきた。

また、遺構整備にあわせて樹木を撤去し、園路を遺構の外周に移設して、遺構を一巡して見学できるようにし、適所に史跡説明板や標柱、公衆便所、ベンチ等を設置し、見学者の休憩、利便等に供する施設も整ってきている。

松江神社は、明治期に移築されたとはいえ、東照宮や西川津の楽山神社を合祀した神社で、建造物としての文化財的価値を有するだけでなく、松江松平家の神社として松江城にもかかわりの深い歴史を有する神社である。

興雲閣は建築後 100 年以上を経過し、全体的に老朽化し、早急な復元修理が求められた。平成 20（2008）年度からタウンミーティングを開催し、広く市民の意見を聞いたり、外部委員による活用委員会や文化財建造物の専門家による改修のための委員会を開催し、改修と活用策を検討し、見学や休憩、市民のサロンとして活用していくという内容で、平成 23（2011）年度に「興雲閣保存活用計画書」としてまとめられた。それに沿って 24（2012）年度は実施設計を行い、25～26（2013～2014）年度で半解体調査及び修理を行い、活用のための耐震補強と設備の新設を行って、27（2015）年 10 月に一般公開と利活用がスタートした。

## イ) 課題

二之丸については、『史跡松江城環境整備指針』に示された課題については対応が完了した。今後は、松江神社や興雲閣も含めた建造物や整備された遺構表示等の定期的な補修や管理についても具体化を図る必要がある。その中でも、発掘調査によって明らかになった江戸期の排水遺構は、盛土をして保護した上で、遺構表示しつつ排水路としても活用を図っているが、設備系統の配管をその中に収納した箇所もあることや、近年の短時間雨量の増加によって、オーバーフローの状態を引き起こしている。この問題を解消するためには、定期的な管理を実施するとともに排水路の処理能力を調査した上で、計画的に更新を図る必要がある。



写真 3-4 屋根葺替等の定期的な維持管理

## ③二之丸下ノ段地区

### i) 地区の概要

二之丸下ノ段は本丸の東側、中曲輪の東に接する東西約 100m、南北約 210mの広大な平地で、本丸の 3 倍の面積を有する。外曲輪、二之丸米蔵とも称し、7 棟の米蔵をはじめ、御小人部屋、源蔵居所、萩田表長屋等が建てられていた。大手口には馬溜と称される約 60m×50mの柵形を構え、内側には櫓門形式の大手門が、大手側に柵門が築かれていた。北には、城の北東入口として木造の北惣門橋を渡った個所に脇虎口ノ門を有していた。

脇虎口ノ門は、3間×7間の2階建櫓門形式で、2階に縦格子の狭間が造られていた。昭和 56(1981)年の台風による門跡付近の石垣崩壊に伴う発掘調査により、史料通りの礎石が検出されている。この門は大手門に引けを取らない堂々とした門で、防衛戦略上のみならず稲荷神社、出丸、船着門、馬洗池、米蔵など信仰、生活、財政と密接なかかわりを持つ重要な門である。

廃城後は、二之丸下ノ段地区には武徳殿、運動場、図書館、民家などが立ち並んでいたが、昭和 50(1975)年までにすべての施設は撤去、移転されている。

### ii) 改変の経緯

二之丸下ノ段は、二之丸同様に明治 6(1873)年の『廃城令』以後その時々施設の設置がなされてきた。

明治 44(1911)年には、武徳殿が建設されたが、昭和 48(1973)年に解体撤去されている。

大正 13(1924)年には二之丸下ノ段に警察官忠魂碑が建立され、現在に至っている。

昭和 21(1946)年にはそれまで朝酌村にあった青年修練場が城山二之丸下ノ段に移築改造され、昭和 23(1948)年には弓道場、昭和 24(1949)年にはテニスコートが造られたが、二之丸下ノ段の発掘調査並びに整備に先立って解体撤去されている。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下のとおりである。

- ・米蔵遺構の平面表示（実施済）
- ・柵形の修理（実施済）

- ・大手門の復元整備(遺構表示として整備)
- ・脇虎口ノ門の復元整備(遺構表示として整備)
- ・遺構(御破損方・寺社修理方)の明示復元(休憩、便益機能の付加)(実施済)
- ・便所の改修(上記に含む)

#### iv) 現状と課題

##### ア) 現状

昭和47～49(1972～1974)年の調査により検出された米蔵遺構を平面的に整備し、また周辺一帯には公園事業でマツが植栽され、城内で最大の広場として、松江城大茶会などの催しに利用されている。馬溜りの柵形は、平成10(1998)年度から12(2000)年度にかけて柵形の整備のなかで、大手門跡の遺構表示、腰石垣や井戸跡の整備等が行われている。北惣門橋は明治時代に木橋からコンクリート橋と土橋に架け替えられ、眼鏡橋とも呼ばれていたが、平成6(1994)年度に解体され木橋として復元風に整備されている。

同じく平成6(1994)年度には発掘調査の成果に基づき御破損方と寺社修理方を復元風に整備し、休憩・便益・案内施設として、売店、茶店、公衆便所の機能を持たせている。

##### イ) 課題

二之丸下ノ段については、大手門跡と脇虎口ノ門跡の整備は平面表示となっているが、馬溜りから大手門跡にかけては城の正面入り口としての構えが整ってきている。また、休憩や便益等の活用施設も充実していることから、今後はこれらの施設の適切な維持管理が必要となる。

なお、平面表示にとどまっている大手門跡をはじめとする各遺構については、今後も史料等の調査を実施し、歴史的建造物の復元の可能性を模索する。

これまで松江城に関わりの薄い施設を城外へ移設してきたなかで、二之丸下ノ段に建てられている警察官忠魂碑については史跡地外への移転の必要性について検討する。

公園事業の中で米蔵跡周辺一帯にわたり記念植樹されているマツは、公園の修景樹木として植えられたものである。史跡の保存や活用を前提としつつ、公園としての良好な空間を形成するため、大きく成長する前に早急に移植等による撤去を検討する。

排水路については、江戸時代の遺構の上に水路を平面表示したものを活用したり、地盤の高さによっては遺構をそのまま活用している。しかし、この地区は広大な広場になっているため全体的に排水能力が不足し、特にイベント時には季節によって湿った状態が続いている。史跡の保存と良好な活用のためにも適切に排水する必要がある。但し、排水路の更新や新設を行う場合は、史跡松江城全体を調査した上で総合的に計画する必要がある。



写真 3-5 警察官忠魂碑



写真 3-6 マツの植生管理

#### ④中曲輪・腰曲輪地区

##### i) 地区の概要

本丸北ノ門から水ノ手に至る下段に築かれているのが腰曲輪で、一部二段に石垣を築き本丸を強固に守っている。また、腰曲輪の南西石段下には埋門がつくられ北之丸、後曲輪方面に抜け出られるようになっていた。本丸東側には中曲輪と称する南北に細長い曲輪があり、北端に馬洗池、その東方にぎりぎり御門という城門があり、北之丸や脇虎口ノ門方面に通じていた。

##### ii) 改変の経緯

明治23(1890)年陸軍省から松平家に所有が移ってからは、馬洗池より南側は公園として活用されていく。一方、馬洗池の西側には明治以降に民家が建てられ、平成11(1999)年に松江市が買い上げ撤去するまで存続した。

明治40(1907)年、大手前入口から興雲閣まで、行啓用の馬車道として積上道路が整備された。この道は昭和12(1937)年の神国大博覧会開催のため撤去されると同時に、馬洗池から松江神社までの道も博覧会のための自動車道路として整備された。この道路は、現在も見学用及び管理用道路として活用されている。

##### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下の通りである。

- ・中曲輪及び腰曲輪の石垣修理（一部実施済）
- ・石垣に影響を与えている樹木の計画的な伐採（未実施）
- ・馬洗池周辺の樹木伐採による修景（実施中）
- ・本丸北ノ門の開放と水ノ手門跡の通行可能化（実施済）
- ・水ノ手門の復元（未実施）
- ・史跡追加指定と公有化（実施中）

##### iv) 現状と課題

###### ア) 現状

腰曲輪の水ノ手門跡は昭和38(1963)年に石垣修理が行われたが、本丸北ノ門跡と水ノ手門跡は閉じられていたため、通行ができなかった。昭和55(1980)年に本丸北ノ門西側石垣の修理を行い、開放したため馬洗池方面からの腰曲輪、本丸への出入りが可能となった。中曲輪は、本丸、二之丸方面から市道城山線に抜ける通路として利用され、馬洗池付近は、樹木が繁茂しすぎて陰うつで閉鎖的な空間になっていたが、伐開を進め、徐々に開放的な空間になりつつある。

なお、馬洗池西方に民家が所在していたが、平成11(1999)年に公有地化し、解体撤去を終了し、平成25(2013)年に追加指定を行った。

###### イ) 課題

馬洗池付近は伐開により開けた空間になってきているが、さらに、樹木の生育状況に応じた伐採や剪定等を行っていく必要がある。

また、日光が差し込むようになったことで環境が変化する可能性があり、雑草の繁茂や馬洗池の水質についても状況に応じて適切な管理が求められる。



写真 3-7 馬洗池の浄化

写真 3-8 中曲輪石垣上の傾斜  
樹木の植生管理

## ⑤後曲輪・外曲輪地区

### i) 地区の概要

後曲輪は城山、本丸西側に位置し、本丸石垣下からのやや急勾配の傾斜地とそれにつづく平地よりなる。後曲輪は、椿谷とも呼ばれ、ヤブツバキやスダジイの古木が多く見られ、ヤブツバキは城内で実用（ツバキ油）を兼ねて栽培されていたものの名残りと思われる。この地域は、ほぼ放置された状況であったが、戦後建設省の都市復興事業により遊園地やバレーコートを整備し、地域の人々のスポーツ・レクリエーション空間として利用された。その後、文化財保護委員会（文化庁の前身）からの指導勧告を受けて昭和 44（1969）年にはこのバレーコートを撤去し、ヤブツバキ、ウメ等の植栽をするとともに、園路等も再整備された。

外曲輪は、城山稻荷神社の西側の裾部にあたり、絵図等によれば足輕屋敷があったことがわかるが、明治以降は民家等が建てられた。

### ii) 改変の経緯

明治 28(1895)年この地区に松江電燈株式会社が設立され、火力発電を開始したが、明治 34(1901)年に本社移転に伴い発電所も移転した。現在は、松江電気発祥の地として石碑が残されている。

昭和 24（1949）年に城山椿谷バレーコート 4 面が完成し、需要が多いため昭和 26（1951）年には 6 面に増設したが、昭和 44（1969）年に撤去、土塁を復旧し周辺植生にならって整備した。

昭和 25（1950）年に建設省の都市復興事業で椿谷の公園整備を実施し、シーソー等の運動器具や藤棚の設置、ツバキやモモの植栽が行われた。城山公園管理事務所は昭和 45（1970）年に改築され現在に至っている。

後曲輪南端にかつて県の職員会館（椿谷会館）が建設されたが、平成 6（1994）年老朽化により撤去された。

この地区は、昭和 10～20 年代に本多静六の設計に基づいて、園路等が整備されていたことを、実施図面等で知ることができるが、文化財保護委員会の指導と勧告を受けて、昭和 40 年代にスポーツ施設等を撤去して再整備するにあたり、園路等も新たに設計され整備されたため、本多静六の遺構は現存していない。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下のとおりである。

- ・園路の改修、植栽整備、防犯灯、案内板、北側入口民家の撤去等の椿谷の整備（実施済）
- ・便所・四阿を含む亀田橋付近の入口広場の整備（施設建設は未実施）
- ・島根県職員会館（椿谷会館）の撤去（実施済）

#### iv) 現状と課題

##### ア) 現状

後曲輪内堀にかかる南の千鳥橋から西の亀田橋まで堀沿いに園路があり、園路の東側には土塁跡といわれる土堤が続いている。中央部平坦地は、ツバキや梅林（北部）の疎林をめぐる園地となっている。両側を高い樹林に囲まれた静かで落ち着いたある椿谷広場は、四季折々の変化のある姿を呈し、四阿も配置されて、人々の憩いの空間として利用されている。県の職員会館の跡地は入口広場として整備されている。

外曲輪は、一部平坦地に城山公園の機材庫・公園作業員詰所、民家等建物が分布している。また、堀端等はうっそうと茂る樹木で覆われていたが、徐々に開放的空間になりつつある。

##### イ) 課題

北之丸地区との間（北之丸斜面）に無番地が存在しているので、法務局等関係機関と対応について協議を行う必要がある。

整備からの時間の経過に伴い老朽化する公園施設について、四阿等の公園施設の補修や建て替え、管理用道路の表層打ち換えを実施するとともに、排水側溝に堆積した落ち葉や堆積土の除去、樹木の剪定などを定期的に行い、公園として快適な空間の維持が必要である。



写真 3-9 無番地



写真 3-10 公園施設(四阿)

#### ⑥北之丸地区

##### i) 地区の概要

宝永元（1704）年に3代藩主綱近も北之丸の新御殿で眼疾の治療にあたったことが知られ、また、松平4代藩主吉透が奥方と新居を同地に造営し（「上（うわ）御殿」、「新御殿」と呼ばれる）、当時新築された建物群があった。この地区については、史料が少ないが、絵図に見える北之丸は、「上御殿」・「新御殿」、「出丸」と呼称が変遷し、これによりこの地区の機能の変遷を窺い知ることができる。なお、殆どの絵図に門と多聞と石垣が描かれていることから、城郭の一部として機能していたことを知ることができる。

##### ii) 改変の経緯

昭和7(1932)年にテニスコートが作られたが、昭和13(1938)年に東側を拡張して松江招魂社(現在は松江護国神社と改称)が創建されるのに伴い、二之丸下ノ段に移転した。松江招魂社は明治維新から第2次世界大戦終結までの戦没者を祀っている。創建50周年を記念して社務所と神職住居を改築する際に、一部で発掘調査が行われ、当時の建物跡の一部が検出されたため、設計を変更して改築された。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下の通りである。

- ・未指定部分の史跡指定化を図る。(実施済)
- ・樹木の保全と適切な管理を図る。(未実施)
- ・関係機関との調整を図り、発掘調査などにより遺構の解明を順次進めていく。(一部実施)

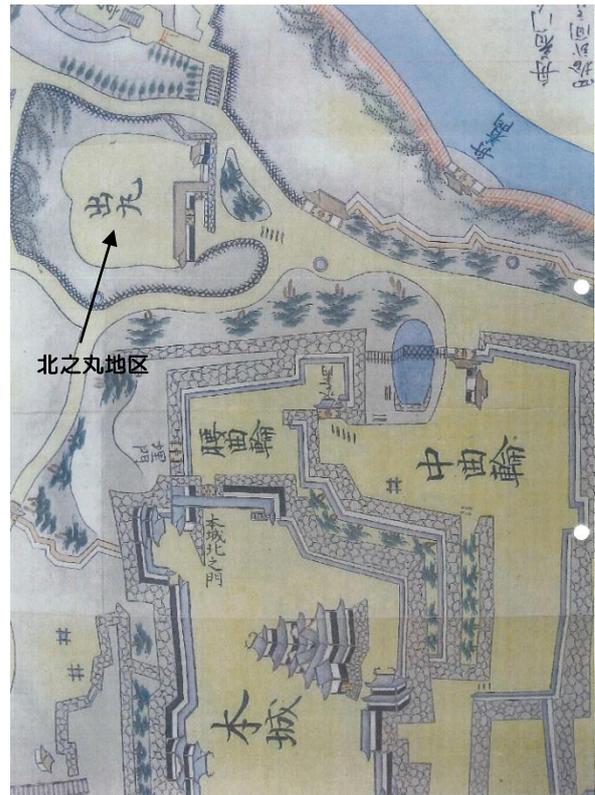


図3-10 出雲国松江本城図 元治元年(1865)  
国立公文書館蔵 部分

### iv) 現状と課題

#### ア) 現状

北之丸は出丸とも呼ばれるように、本丸の北の独立丘陵地上に築かれており、石垣も現存している。現在の社殿地は松江護国神社所有地となっているが、江戸時代の史料から御殿が建てられていた時期があったことを知ることができる。また、幕末の絵図から櫓や門、多聞なども見受けられるが、その詳細は判明していない。スダジイやタブノキ、スギ、ヒノキの古木が多く、それらの高い木立によって社叢が形成され、静かな雰囲気を保っている。

#### イ) 課題

北之丸の建物遺構等の遺存状況については不明な部分が多い。今後は、神社内での施設建設や工作物設置に先立つ発掘調査を実施し、遺構の把握と確実な保護を図っていく必要がある。また、社叢木の保全や新たな植栽についての方針や方法を示しておく必要がある。また、スダジイ、タブノキ、スギ、クスノキなど藩政期から存続する古木の内、最も古いと考えられるものは、特にこの地区の斜面に集中的に所在するので、それらの適切な保全と管理についての方針や方法を示しておく必要がある。また、松江護国神社は、松江城と直接関係のない神社であるため、設置された歴史的経緯を踏まえつつも、今後の社会環境等の変化も注視しながら、今後の位置づけを検討する必要がある。



写真 3-11 松江護国神社遺構の調査と保存



写真 3-12 松江護国神社社叢林

## ⑦城山稲荷神社地区

### i) 地区の概要

この城山稲荷神社一帯は、松平氏の治世となった築城後まもなくの万治2(1659)年に宮が築かれ、一帯は山々の樹林に囲まれ、往時も自然を極力残した整備が行われていたと思われる地区である。東部には堀に面して舟着場と船着門、「木苗方」という樹木を管理する役所が所在したことを示す絵図もある。舟着門跡付近には石敷の道、石段、土塁、井戸なども現存している。また、西には搦手之虎口ノ門が、神社周辺には足輕屋敷、用屋敷があったことが史料等に記されている。

### ii) 改変の経緯

他の地区と異なり公園としての利用はされなかったことから、当地区南側の市道沿いは明治以降に宅地化が進行しそれぞれに増改築が繰り返されてきた。

但し、住宅地については指定範囲外ではあったが、松江市から高さ制限や建築意匠の指導があり、史跡景観を阻害しない状況の下で、現在まで住宅地が継承されている。

また、城山稲荷神社北部の樹林地は、平成5(1993)年度に実施した発掘調査の成果を踏まえ、翌年、稲荷橋から外曲輪(二之丸下之段)に至る回遊性のある散策路として整備され(鎮守の森散策路)、平成10(1998)年度にも稲荷橋たもとの民有地を買上げ、公園的整備を行った(ヘルンの道整備事業)。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下のとおりである。

- ・北部樹林地に散策路を整備し、広場、便所、四阿等を整備する。(実施済)
- ・船着門を復元整備し、土塁、石敷、石段、井戸の遺構を保存整備する。(未実施)
- ・市道と民家、神社有地の史跡指定化を図るとともに適切な整備を行う。(継続中)
- ・城内の市道の遊歩道化を図る。(未実施)
- ・樹林地の整理、伐採と植生の保存を行う。(継続中)

### iv) 現状と課題

#### ア) 現状

松江松平家が勧請した、城山稲荷神社が所在しており、この神社は、松平期以降の絵図にも必ず記載されている。当地区の北側をはじめとする堀端は史跡指定地で公有化されているが、中央部は城山稲荷神社有地及び松江神社有地、民有地で、内堀内の未指定地の大半がここに集中して

いる。堀端沿い及び東側は、樹林地となっているが、南側を東西に市道城山線が貫通し、市道沿いには民家がはりつき、城郭景観とは異質な環境が続いている。

#### イ) 課題

松江城の中で最も未指定地が多い地区で、城山稲荷神社及び松江神社有地の追加指定に向けて、関係者との協議を継続するとともに、民有地については条件が整えば、公有化も積極的に進めていかなければならない。また、この城山稲荷神社の社殿等の適切な保存についても、将来的には検討が必要である。

市道については、史跡の追加指定と城内の遊歩道化について関係者との協議を行う必要がある。

船着門や搦手之虎口ノ門については復元を視野に入れた発掘や史料調査が必要である。足軽屋敷、用屋敷などが置かれた境内地及び民有地についても遺構の把握及び保存を目的とした調査の実施について関係者と調整を図る。

見学者が安全に散策できるように、木橋や階段等の定期的なメンテナンスや説明板や案内板の更新等の維持管理が必要である。

植生については、危険木の伐採や枝払いなどの管理に加えて、内堀に面した竹林の拡大防止についても注意を払う必要がある。



写真 3-13 散策路の維持管理と樹林の植生管理



写真 3-14 史跡指定拡大と公有化

### ⑧入口地区

城内の入口地区としては、大手前付近、北惣門橋付近、稲荷橋付近、千鳥橋付近及び亀田橋付近の5ヶ所である。

#### i) 地区の概要

大手前はかつての城への正門である大手（虎口）門へ通じる箇所、古図をみても広場となっている。

北惣門橋は城山への北東入口部で、大手前の南惣門に対して北惣門へ渡る橋としてその名がある。本丸東北隅の脇虎口ノ門へ通じる箇所であり、敵の勢力をこの門付近で停滞させるため、周囲の石垣は北へ直角に折れ曲がっている。

稲荷橋付近はかつての城内の稲荷神社参道に通じる道であることから名付けられている。橋付近には城裏口を守る搦手之虎口といわれる門（西口柵門）がつくられていた。また、絵図によるとこの周囲は、城代組、用屋敷、足軽屋敷などと書かれており、松江城の警備や管理に携わる者の屋敷地であったことを窺い知ることができる。

千鳥橋は、絵図によるとかつては屋根付の廊下橋によって三之丸と城山を結んでいた。

## ii) 改変の経緯

明治 40 (1907) 年に行啓のため大手前駐車場から興雲閣まで土積の道路を整備した。昭和 13 (1938) 年に神国大博覧会(世界情勢不安から中止)開催計画に伴い現大手前駐車場の凹部の埋め立てを実施するとともに興雲閣までの積上道路を撤去した。凹部の埋め立てについては、原状回復や境界柱などで史跡の明示を文化財保護委員会(現在の文化庁)より指導されたが、現在も埋め立てられたままである。

北惣門橋は松江藩の統計書「雲陽大数録」によれば、長さ 9 間 4 尺 5 寸、幅 2 間と記され、明治 22(1889)年の道路取調図にも、同じ長さとな幅になっている。しかし、明治 35(1902)年の道路水路図では、短くなっていることから、この間に一部を土橋にして、中央を石造アーチ橋に架け替えられたと思われる。この橋は、その形状から眼鏡橋と呼ばれたが、のちの平成 6 (1994) 年に発掘調査の成果や史料をもとに木橋に復元された。

昭和 13 (1938) 年、本多静六の計画に基づき城西と後曲輪・外曲輪地区を結ぶために、近世にはなかった亀田橋が架橋される。

## iii) 現状と課題

大手前は、戦後からは市営駐車場として利用されるようになったが、近年観光客の増加により、空車スペース待ちの車の列ができています。そのため、平成 24(2012)年に大手前駐車場の改良工事を実施するとともに、周辺駐車場への誘導を行うことによって、現在渋滞はかなり緩和されてきています。

北惣門橋は、平成 6 (1994) 年に往時の姿に復元され、現在は城の入り口としての歴史的景観を醸し出している。橋のたもとに設置された説明板の老朽化が進行している。また、車両の通行により橋板の被覆材が摩耗、消失している。

稲荷橋と北惣門橋を結ぶ城内道は、市道であるため朝夕のラッシュ時には、抜け道として多くの車が利用する状況があり、そのため橋梁の傷みが加速している。更に、通過車の存在は、観光客や市民の自由な散策を阻害している。

三之丸と城山は、かつては廊下橋によって結ばれていた。現在は千鳥橋と呼ばれる木橋が架かっているが、老朽化しているため平成 5(1993)年に改修を行った。なお、隣接の堀石垣の改修も行っている。

亀田橋は、江戸時代にはみられない橋であるが、城山の椿谷と城山西側地区を連絡する動線として、本多静六の計画に基づいて新設された。

入口地区は、城内と周辺域を結ぶエントランスとして、遺構の確認と保存に努めるとともに、広場の確保や案内板の設置等の入口にふさわしい空間形成が求められる。

また、城内動線や城周辺への誘導も含めて、入口地区の交通規制等についての関係者と協議を行い、来訪者にとって安全に散策や見学ができる城内通路としての整備が必要である。



写真 3-15 大手前



写真 3-16 北惣門橋



写真 3-17 稲荷橋



写真 3-18 千鳥橋



写真 3-19 亀田橋

## ⑨内堀地区

### i) 地区の概要

内堀は、城内外周に巡らされた水をたたえた堀で、築城に際し最初に普請されたと伝えられている。

### ii) 改変の経緯

内堀の内、三之丸周辺には、元々ハスが繁茂していて、松江城の古写真にもハスが写り込んでいる。明治の新聞には、収穫された蓮根を入札にかけたという記事もある。昭和 2 (1927) 年に松江市が松江松平家から城山一帯の寄付を受けた時の条件にも、松江市でハスを保存することという一文があった。このハスがいつ撤去されたか知る資料はないが、昭和 47 (1972) 年から昭和 51 (1976) 年の 5 か年間で計画的に、内堀の浚渫事業や通水事業を実施しているので、内堀を浚渫した昭和 48 (1973) 年に撤去した可能性が考えられる。また、三之丸を囲んでいた南東の堀の一部は、警察法改正に伴う市町村立警察設置のため、建設用地確保の必要が生じ、松江市事業として昭和 24 (1949) 年に埋め立てられた。ただし、それ以外の南内堀や、西側内堀については、島根県関係の施設設置のために埋められていったと考えられる。

### iii) 史跡整備の状況

「史跡松江城環境整備指針」に掲げる課題とその対応状況は以下のとおりである。

- ・松江城にとって欠くことのできない遺構の保存と修景を図る。(一部実施)
- ・水質の浄化や防災面からも汚泥の浚渫、大手前の暗渠改良、導水等を実施する。(一部実施)
- ・石垣護岸の修復を行う。(一部実施)
- ・発掘調査等をはじめとして資料が得られた場合には十分な検討に基づき船着門の復元等を行なう。(未実施)

### iv) 現状と課題

#### ア) 現状

内堀の大部分は河川であり、史跡の北側に位置する「北田川」と西側に位置する「城山西堀川」は一級河川に指定されている。また、東側に位置する「城山内堀川」は、準用河川となっている。全般に往時の形態を良くとどめており、城山を取り囲むこれらの内堀は、松江城に欠くことのできない非常に重要な景観要素となっている。

また、この内堀及び外堀の一部は、堀川遊覧船のコースとしても活用が図られているため、安

全性の確保が求められているが、この内堀の外曲輪(二之丸下ノ段)側には、クロマツの高木が内堀に向かって斜めに成長しているため、将来倒木の危険を孕んでいる。西側の稲荷橋や亀田橋付近では、ヒノキ・タブノキ・スダジイなどの古木が垂れかかり、枯損した枝は落下の危険性がある。

イ) 課題

昭和47年度から5カ年計画で、大手前堀川暗渠通水工事や堀川浚渫工事等を実施したが、今後も内堀の浄化対策を継続的に行う必要がある。

また、石垣上の樹木で、近年積雪により突然倒木し、石垣を破壊するという事故が複数回起きている。内堀は堀川遊覧船の中心的コースとして活用が図られており、遊覧船の安全航行のためにも、松江城の重要な構成要素である石垣の保護のためにも、早い段階での伐採や剪定等により適切な対応が必要である。

なお、三之丸を囲む内堀は史跡の追加指定を前提として関係者と協議を進めるとともに、状況に応じて遺構把握のための調査が必要である。



写真 3-20 石垣上の樹木管理



写真 3-21 堀の浄化対策

⑩三之丸地区

i) 地区の概要

図 3-11 のように三之丸地区は、南に三之丸之内(御鷹部屋)、西に三之丸之内(御花畑)の2地区と屋根付きの廊下橋で結ばれていた。この地区は、城山の南側平地に位置し、内堀によって城山と区画されている。

三之丸は、約128m×111mの略正方形を呈して、千鳥橋によって城山と結ばれ、緑樹橋によって三之丸之内(御花畑)と連結しているが、かつては、それぞれの地区と屋根付廊下橋で結ばれ、松江藩主の住居と、出雲・隠岐を支配する藩庁が置かれていた。明治維新後、廃藩置県が施行される明治4(1871)年まで、松平定安が知藩事となりここで政務を執った。その後は、城山一帯とともに陸軍省の所管となったが、明治8(1875)年に城山の

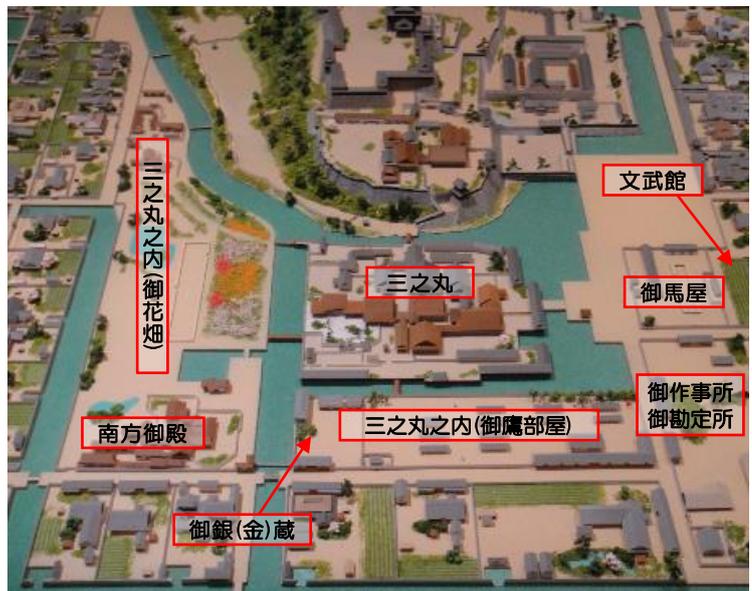


図 3-11 幕末頃の松江城下町模型(部分) 松江市歴史館蔵

諸建物と同様に、取払いのため入札に掛けられ悉く撤去された。

現在、松江市が所蔵する資料に三之丸の建物に使用されていたといわれている釘隠し金具があり、これには堀尾氏が使用した六目結文が施されている。旧藩士からの寄贈によるもので、三之丸のものである可能性は高いが、さらなる検証が必要である。

## ii) 改変の経緯

三之丸については、明治8(1875)年に全ての建物が消滅した。その後に陸軍省がどのような施設を設置したかは、資料が無く不明であるが、明治32(1899)年、木幡久右エ門によって母衣町に創設された私立松江図書館を、翌明治33年(1900)に三之丸東南隅に建設したことが分かっている。この私立図書館は大正8(1919)年、松江市に寄付移管されるが、昭和20(1945)年太平洋戦争により川津村に建物疎開するまで、この地で図書館として機能した。

初代と2代の県庁は、三之丸之内(御鷹部屋)に所在したが、手狭になったため3代目の県庁舎新築の計画が起きた。このとき三之丸と城山は、既に松平氏が買い戻して松平氏の所有であったため、県は松平氏から借地をして3代目県庁を建てることになった。この時の県庁舎は、京都府庁舎を参考に設計され、明治40(1907)年に起工し、明治42(1909)年に竣工した。

なお、三之丸の県庁敷地は、昭和2(1927)年、松平氏から県へ無償譲渡がなされ、それ以降、前から県の管理地だった御花畑、御鷹部屋とともに県の所有地として活用が図られていく。

戦後まもない昭和20(1945)年8月24日「松江騒擾事件」が起き、県庁が全焼したため昭和22(1947)年6月に起工し、昭和26(1951)年3月に4代目県庁が完成した。この4代目県庁も、昭和31(1956)年12月に原因不明の失火により焼失。現在の県庁舎は5代目で、<sup>やすだかたし</sup>安田臣の設計によって昭和32(1957)年9月に着工し、昭和34(1959)年1月に完成した。また、同時に県庁前庭、中庭等の第一期工事も昭和33(1958)年に着工し、昭和34(1959)年3月に竣工している。

三之丸周辺の堀は、松平氏により城山と一体的に松江市に寄付されたが、南側内堀の一部は、警察法改正に伴い市町村警察を設置することになり、その用地とするため松江市が昭和24(1949)年に埋立て、松江市警察署が建てられた。この建物は、再度の警察法の改正(昭和29(1954)年)により市町村立警察が不要になったことから、同建物は昭和37(1962)年まで松江市消防署として使用された。このように現在埋立てられている南と南東側の三之丸の内堀は、昭和24(1949)年の松江市事業での埋立が皮切りとなったが、その後、埋立地が県によって買収され、残りの内堀も県によって埋立てられ、県庁前庭として整備された。県庁前庭第二期工事は、昭和41(1966)年3月から同年6月にかけて実施され、現在の県庁の庭園すべてが完成した。この庭園は、松江城の歴史的景観との調和を設計理念として一期、二期ともに重森完途<sup>かんと</sup>氏の設計になるもので、現在も県民の憩いの場として定着している。

このように見てくると、三之丸は、一時、陸軍省所管時代があるものの、江戸時代から現在までほぼ一貫して出雲・石見地方の政庁としての機能を継承しているといえることができる。

なお、堀の埋立によって施工された前庭については、松江市が、松平直政公銅像<sup>註</sup>の移転復元場所を探る目的で、内堀石垣の所在確認の地下レーダーと電気探査を実施した結果、図3-12のように南・南東の石垣が残存している可能性が推定された。

註： 昭和2(1927)年 松平氏による城山一帯の土地の寄付



写真3-22 三之丸の内堀  
(右は御花畑、左が県庁)

を記念して本丸の天守入り口前に松平直政公の銅像を建立した。銅像は米原雲海、台座と外柵は伊東忠太に製作を依頼した。戦時供出によって銅像が撤去され、台座は平成に入って場所を移され保管されていた。復元されたものは、台座も若干縮小され外柵は除かれている。

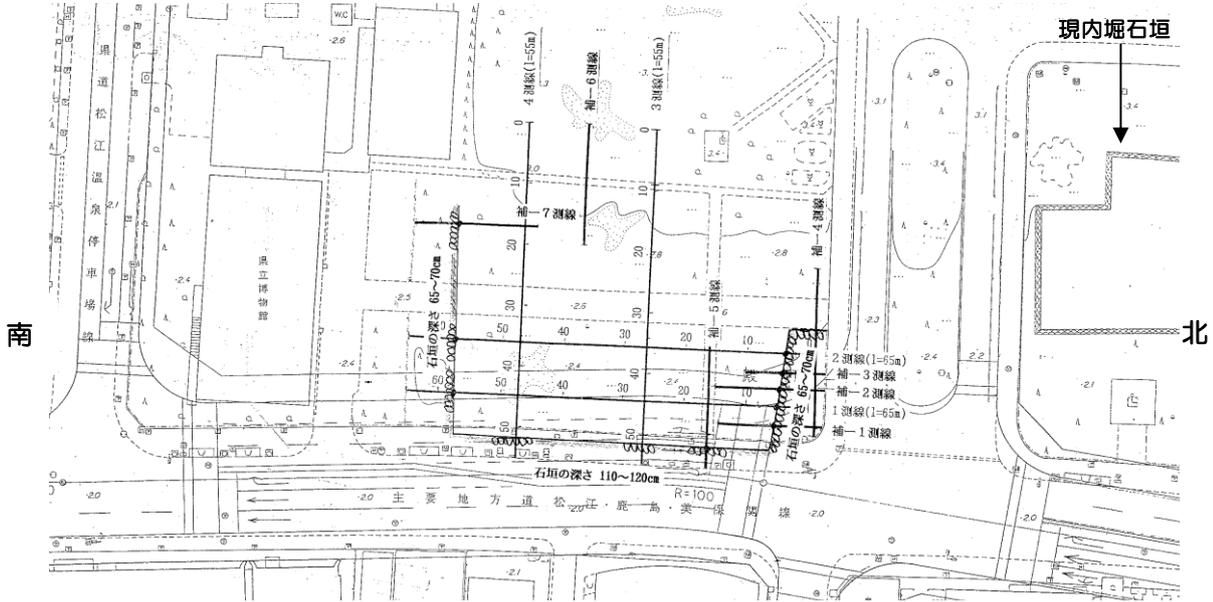


図 3-12 三之丸地下レーダー探査・電気探査成果図

iii) 現状と課題

三之丸及び周辺地には、前出の図 3-11 のように藩庁関係の施設が建てられていたため、明治以降、図 3-13 のように跡地を利用して多くの官公署や学校が集中した。これらの建物は、徐々に再配置や移転がなされ、平成 2(1990)年の島根県職員会館の新築移転によって、現在の配置となる。なお、松江市役所も、明治 26(1893)～昭和 20(1945)年まで三之丸の東に所在していた。

現在の 5 代目県庁は、安田臣の設計によって、昭和 34(1959)年に竣工し、ほぼ同時期に重森完途によって県庁庭園第一期工事も完了した。その後、昭和 41(1966)年の県庁庭園二期工事によって、三之丸地区は現在と同じ景観となった。

この地区については、度重なる建設工事によって遺構の殆どが

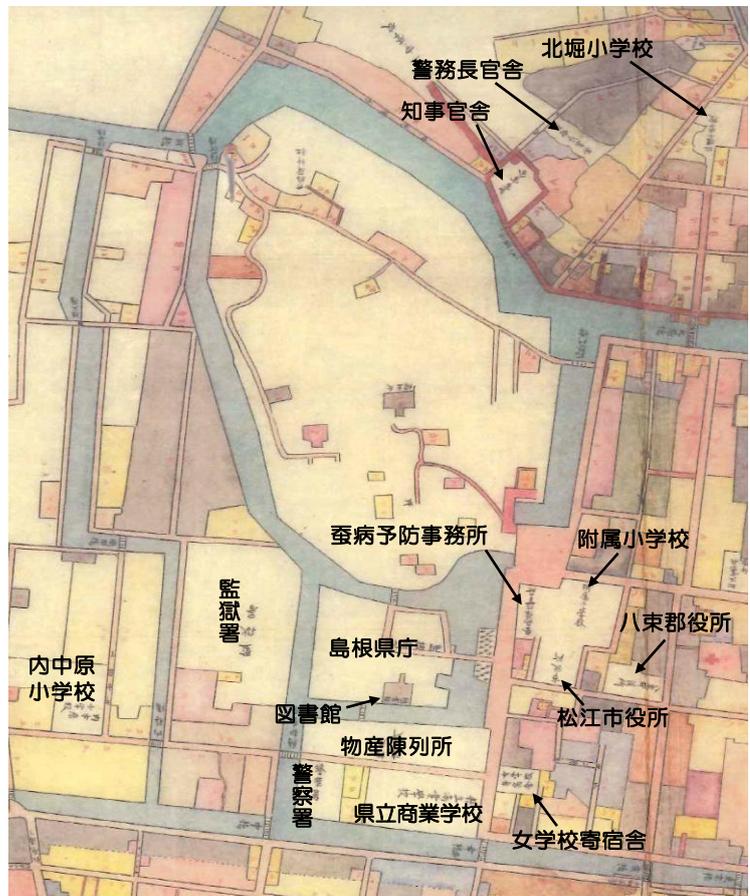


図 3-13 松江市宅地等級概要図(部分)明治 44(1911)年頃  
松江歴史館蔵

消失していると考えられてきたが、県庁の耐震補強工事の事前発掘調査によって遺構が部分的には遺存していることが判明した。県ではそのため、耐震補強工事の計画を変更するなど、地下遺構の保護にも取り組んだ。今後も、地下遺構の保護・保存に努める必要がある。また、内堀石垣が残存することも発掘調査や地下レーダー探査でも判明していることから将来的には、遺構表面表示や内堀の復元も検討するなど、それらの地下遺構を活用する手法も課題である。

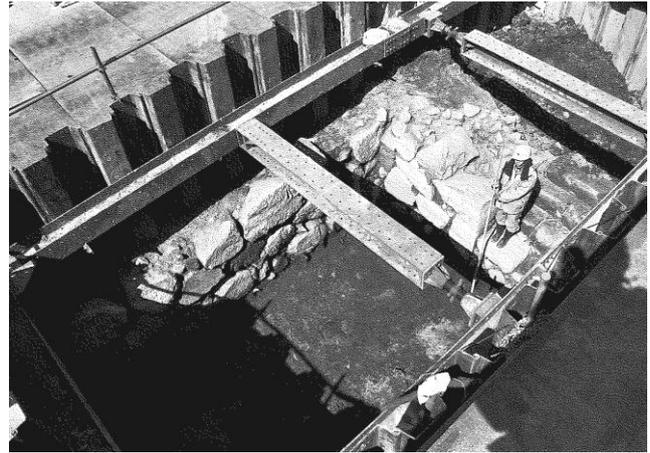


写真 3-23 三之丸の発掘調査(平成 25 年 2 月～4 月) 1 区  
石積み遺構(南東から) 位置は図 3-14 参照※註

ただし、その場合は、重森完途設計の前庭の価値の保全をどのように図っていくか慎重に検討しなければならない。

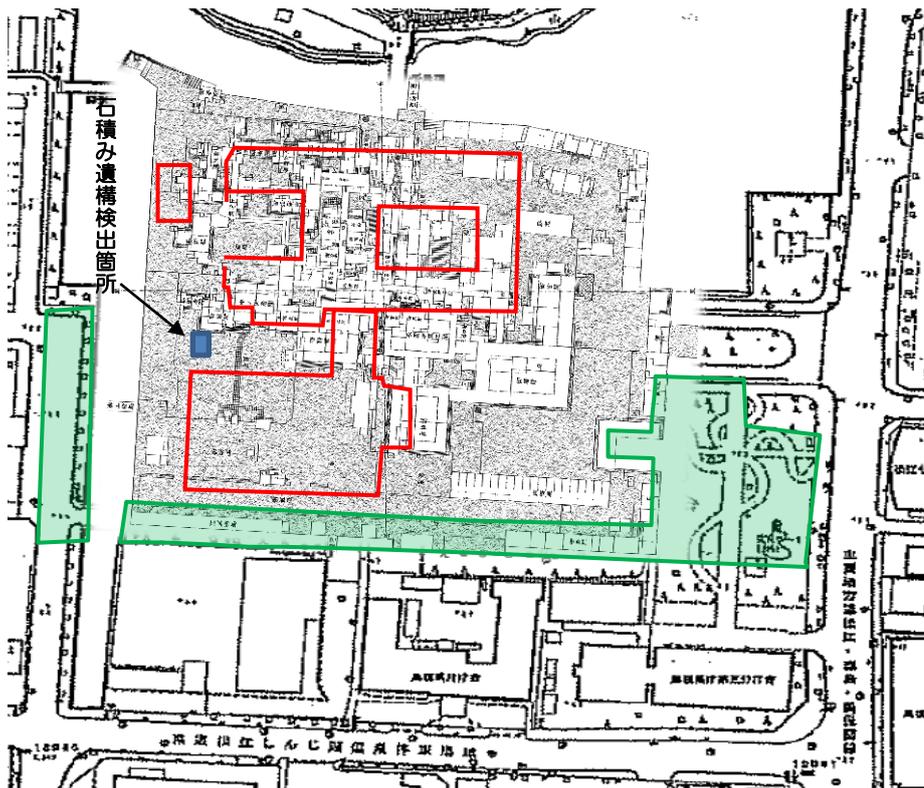


図 3-14 幕末期の三之丸建物群と現在の県庁主要建物  
(赤が現在の県庁、緑は埋立推定ライン)

なお、三之丸地区については、四方を堀で囲まれる松江城の重要な郭として機能していたことや、堀石垣等の地下遺構も残存していることから、追加指定によってより強い保護・保存を検討する必要がある。

また、現在、史跡指定されている三之丸北側の堀石垣については、孕みや洗掘が著しく指定地内で崩落の危険性が高い状態にある。これらの堀石垣については、所有者である松江市で、崩落

する前に早めに修理計画を立て、県庁敷地部分の所有者である島根県の協力を得ながら計画的に修理を実施しなければならない。

※註『松江城三之丸跡 松江城下町遺跡(殿町 128)』島根県庁改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書  
2015年3月 島根県教育委員会 写真図版3より転載

### ①-1 三之丸之内(御鷹部屋)

#### i) 地区の概要

三之丸之内(御鷹部屋)は、史料が少なく概要を知ることさえ難しいが、『雲藩職制』(正井儀之丞 昭和54(1979)年)によると、御鷹の部屋は鷹の数により別々に設けられ、その他に、御鳥見・御餌差・御鉄砲方を支配する御殺生方も置かれ、鷹の飼育や訓練だけでなく魚漁の取締、山猟師・鉄砲猟の支配も所掌していた。「松江城三ノ丸物語」で引用された『雲藩職制』付図にも「沢山建物はあれども不明、記さず」とあるので、相当数の建物があったことが想像できる。この御鷹部屋の西側には、御銀蔵(御金蔵)が置かれており、明治の古写真には堀端に寄棟で南北に長い漆喰壁の蔵が写っている。

#### ii) 改変の経緯

当初の島根県庁は、三之丸之内(御鷹部屋)にあった松平直応邸<sup>なおたか</sup>を改造して使用したが、その後、明治7(1874)年 同じ場所に新庁舎を建設し、初代県庁とした。明治9(1876)年12月、浜田・鳥取両県を合併したため、民家2棟を借りたが狭かったため、明治12(1879)年2月に2代目の新庁舎を建設した。その後、明治42(1909)年に3代目県庁舎が三之丸に完成したため、この場所には島根県商品陳列所、島根県工業試験場、松江公共職業安定所、日本赤十字社島根県支部、島根県警察本部などがあった。

現在では、第二分庁舎、第三分庁舎(現島根県公文書館・竹島資料館・島根県古代文化センター)が所在するほか、南西端の旧テニスコートは、駐車場として利用されている。

#### iii) 現状と課題

この地区は、明治維新後、御鷹部屋の機能が不要となったのち様々な利活用が図られた地区であるが、内堀の外であるということや道路に面した立地、周辺施設との密接な関連性を考慮すると、史跡指定地としての保存・活用が困難な地区である。ただし、既に周知の遺跡として取り扱われていることから、できれば学術調査等によって地下遺構の詳細調査を実施し、御鷹部屋遺構や南側堀石垣の実態把握に努めるとともに、その適切な保存を図る必要がある。



写真3-24 三之丸の内堀(一部埋立)と御鷹部屋を望む

### ①-2 三之丸之内(御花畑)地区

#### i) 地区の概要

三之丸之内(御花畑)は、『雲藩職制』によると、「池三ヶ所と花園あり、鷹のため引堀あり馬場あり、藩公百姓御覧のための田地を設けらる。一中略— その中にありし主たる建物は、田中御殿・南方御殿・枅形御茶屋・歌仙堂等なりき」とあり、この地区は、若君の養育の場や行楽の場とし

ての機能を有していて、他地区とは、性格の異なる場所であった。この御花畑地区は御鷹部屋と同様、廃藩置県後、県の所管となった。

ii) 改変の経緯

明治8(1875)年に全ての建物等が撤去されたのちは、明治11(1878)年に三之丸之内(御花畑)に松江監獄署が新設され、翌年には外中原の監獄2棟を松江監獄署内に移した。この松江監獄署は、昭和33(1958)年に移転が決定し、昭和41(1966)年に西川津町に新築移転するまで、この地でその機能を果たした。

また、この地区の南端には、現在、日本赤十字社島根県支部(以下日赤支部と略す)が建っているが、日赤支部は、当初、県庁内に事務所を構え、一時殿町369番地に事務所を移した時期(明治40(1907)年~大正13(1924)年)もあったが、その後、三之丸之内(御鷹部屋)に事務所を再移転し、最終的に現在地に移った。なお、日赤支部の前身は、明治20(1887)年に島根県が独自に設立した島根赤十字社で、翌年、日本赤十字社島根県支部として発足したものである。

島根県は、松江監獄署の移転が決定するとともに、以前から外曲輪(二之丸下ノ段)などに建てられていた島根県関係施設の再配置計画を立て、昭和43(1968)年には、島根県立図書館を現在地に新築移転した。また、同じく武徳殿の機能を移すため、昭和45(1970)年、現在地に武道館を建設した。これらの建物は、いずれも菊竹清訓<sup>きよのり</sup>の設計による。

更に、昭和24(1949)年、松江市から借地して後曲輪に建設されていた島根県職員会館の機能を移すため、平成2(1990)年、武道館の西側に新たに島根県職員会館が建てられた。

このように史跡内に所在した諸建物は、次々に三之丸之内(御花畑)や城外の地域に移転し、史跡の景観が回復していく半面、この三之丸之内(御花畑)の景観は、ますます過去とは遠いものとなり、現代の政庁空間として新たな景観を生み出していると言える。

表3-4 三之丸・三之丸之内(御鷹部屋)・三之丸之内(御花畑)に設置及び建設された主な施設 (平成28年度末現在)

年号	地区名	凡例			
		三之丸	東・南内堀(埋現立地)	三之丸之内(御鷹部屋)	三之丸之内(御花畑)
明治8(1875)年	年	すべての建物等の取払いを行うための入札が行われ、それに伴い建物等の解体撤去が行われた。			
明治	10			初代島根県庁舎 明治5年~ 二代目は、明治12年から	松江監獄署 明治11~昭和41年
	20			島根県物産陳列所 明治13~明治42年?	
	30	私立松江図書館 明治39~昭和20年		島根赤十字社 明治20~21年	
	40	三代目県庁舎 明治42~昭和20年		島根県商産陳列所 明治43~昭和15年	
大正	10	松江市三寄付移管		日本赤十字社島根県支部 大正13~昭和43年	
	20	島根県に移譲	松江商業会議所 明治45~大正8年		
昭和	10			県庁分庁舎	
	20	内堀埋立	松江市警察署(警察本部)	松江公共職業安定所	
	30	四代目県庁舎 昭和26~昭和31年	昭和24年~ 昭和24~29年	教育委員会等	昭和29年~ 子ノ星一 (現在は駐車場)
	40	五代目県庁舎 昭和34年~現在	県庁前庭完成 昭和34年~現在	松江市清砂署 (市警庁舎利用) 昭和30~37年	旧県立博物館 昭和33年~現在
	50			警察本部は、昭和53年まで	昭和40年以降~現在
	60				県立図書館 昭和43年~現在
平成	10				島根県職員会館 平成2年~現在
	20			島根県公文書センター 竹島資料館	
					県立武道館 昭和45年~現在

iii) 現状と課題

この地区は、三之丸や三之丸内(御鷹部屋)と違って、県関係の諸施設もあるが、多くの民有地も所在している。これらは混在してはいないため区画することは可能であるが、県有地以外は殆ど市街地化しており、かつて城郭の一部だったという名残を感じることはできない。ただ、日本赤十字社島根県支部の建替えに伴い、発掘調査を実施した結果、南方御殿の「水琴窟」と思われる遺構が検出されたことから、地下遺構の一部は遺存していると考えられ、御花畑全域の解明のため、今後もできる限り発掘調査を実施して、可能であれば地下遺構の保存も検討すべきである。

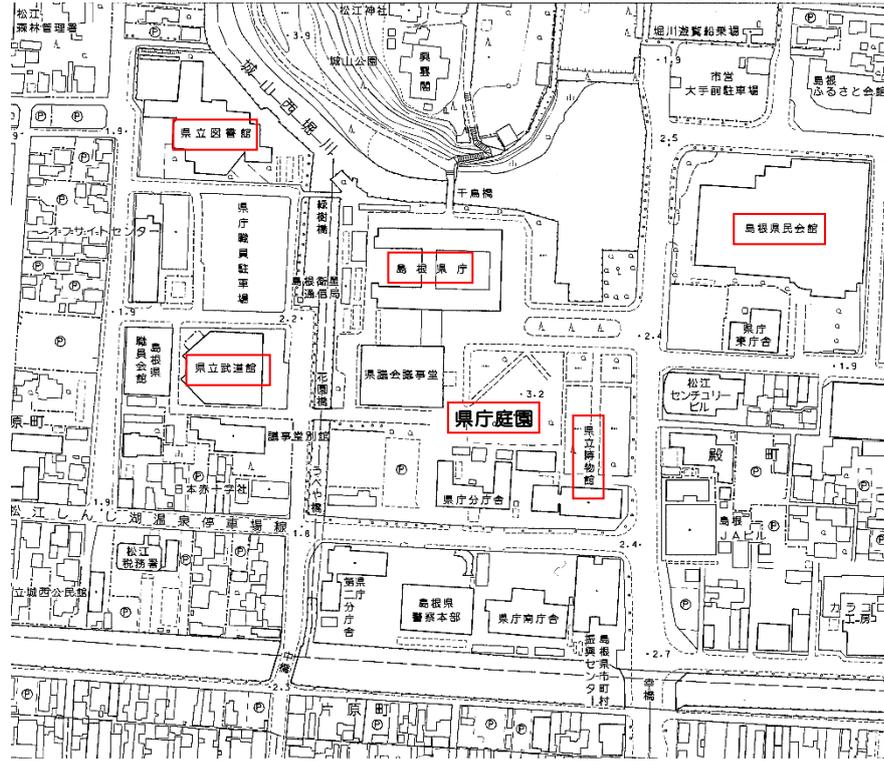


図 3-15 平成 23 (2011) 年時点の三之丸周辺県庁関係建物位置図

●県庁周辺整備計画に基づく建築群について(図 3-15 参照)

昭和 33(1958)年の博物館と昭和 34(1959)年の五代目県庁建設後、島根県は県庁周辺整備計画委員会を立ち上げ、計画的な施設建設に着手した。この計画のコンセプトは松江城周辺の景観との調和であり、昭和 45(1970)年、この計画が高く評価され日本建築学会賞を受賞した。この計画によって建築されたのは、昭和 43(1968)年の県民会館と図書館、昭和 45(1970)年の武道館などである。

なお、これらの建物の設計者は、県庁舎・県民会館が安田臣、県公文書館(旧博物館)・図書館・武道館が菊竹清訓、県庁舎庭園は重森完途であり、近年、これらの建築群は、モダニズム建築群として評価が高まっており、一連の建築群として登録有形文化財に登録するなど保護の措置を検討する必要がある。

また、保護の措置を施した後は、「松江城周辺の景観との調和を基本コンセプト」を引き続き活かしつつ、計画的な整備を行っていく必要がある。



写真 3-25 三之丸の県庁と御花畑の武道館を望む



写真 3-26 三之丸の県庁と御鷹部屋の島根県公文書館（旧県立博物館）・県民会館・前庭を望む

### (3) 本質的価値を構成する諸要素の保存管理方針と方法

#### ①城郭を構成する歴史的建造物

本質的価値を構成する諸要素のうち松江城天守については、『重要文化財松江城天守保存活用計画』に基づいて管理を行う。

#### ②縄張・城郭を構成する石垣・堀等

##### a.石垣（曲輪石垣、堀石垣、枅形石垣、櫓台石垣、橋台石垣）

##### i) 石垣の概要

松江城は慶長16年（1611）堀尾吉晴によって築かれた平山城で、天守、曲輪、石垣、内堀などの城郭遺構が良好に残る。

石垣に利用される石材は玉石に近い自然石から割石、一部切石が使用されている。石材は玄武岩質安産岩やデイサイトが多く、その他には凝灰質砂岩や輝石安山岩が少量見られる。加工程度が低く、自然石に近い石は本丸西側及び北側の石垣、後曲輪に残る石垣などに見られ、割石を主に使用する石垣は本丸南東部、二之丸南東部、中曲輪東側、二之丸下ノ段東側などに見られる。切石は本丸祈禱櫓下や二之丸東側などに限定的に見られる。

松江城の石垣は、築城期に構築された箇所と、幕末までに積み直しを受けた箇所、更に近現代の石垣修理で積み直された箇所がある。

築城期の石垣は、本丸天守台の一部、本丸東側と北側の一部、二之丸高石垣南東部、中曲輪東側、腰曲輪北東部、二之丸下ノ段東側などに見られる。割石を主に使い、一部自然石も使った乱積みが特徴で、角石部は算木積みを志向しつつも石材の加工精度や角脇石が未発達である。

江戸時代中期から明治までに積み直しを受けた石垣は、本丸祈禱櫓下や、二之丸高石垣東側などに見られる。角石の加工精度が高く、角脇石も存在し、完成された算木積みが見られる。築石も切石風に加工され、間詰石を用いず、落とし積みで構築されている。

現代の石垣修理で積み直された箇所は、本丸武具櫓下、二之丸高石垣北東部、腰曲輪水之手門跡周辺、中曲輪北東部石垣などである。

#### ○築城期に構築されたと考えられる石垣



写真 3-27 本丸天守台石垣



写真 3-28 本丸南側多聞下石垣



写真 3-29 本丸北側石垣



写真 3-30 二之丸南東高石垣



写真 3-31 二之丸下ノ段東側石垣



写真 3-32 中曲輪東側石垣

○江戸時代中期から明治までに積み直されたと考えられる石垣



写真 3-33 本丸祈禱櫓下石垣



写真 3-34 二之丸東側高石垣

○現代の石垣修理工事で積み直した石垣



写真 3-35 本丸武具櫓下石垣



写真 3-36 二之丸高石垣北東部



写真 3-37 腰曲輪水ノ手門跡周辺石垣



写真 3-38 中曲輪北東角石垣

○堀石垣、櫓台石垣、橋台石垣



写真 3-39 東内堀石垣



写真 3-40 本丸北ノ門櫓形石垣



写真 3-41 大手門跡東側取付石垣



写真 3-42 本丸鉄砲櫓跡石垣



写真 3-43 北惣門橋 橋台石垣



写真 3-44 千鳥橋 橋台石垣

松江城に用いられた石垣石材に刻印を有するものは、約 33 種類、約 1000 個の刻印が判明している。その中で、分銅紋は堀尾家の紋であり、中曲輪南側石塁に限って見られる。刻印のある石材はほぼ全域に分布しているが、特に二之丸下ノ段、中曲輪の東面に多く見られる。

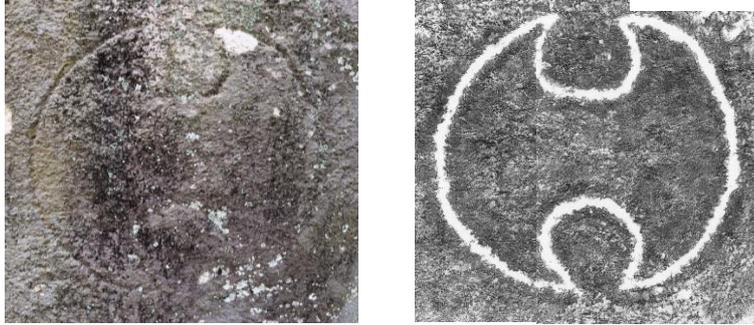


写真 3-45 中曲輪南側石塁分銅紋（左：写真、右：拓本）

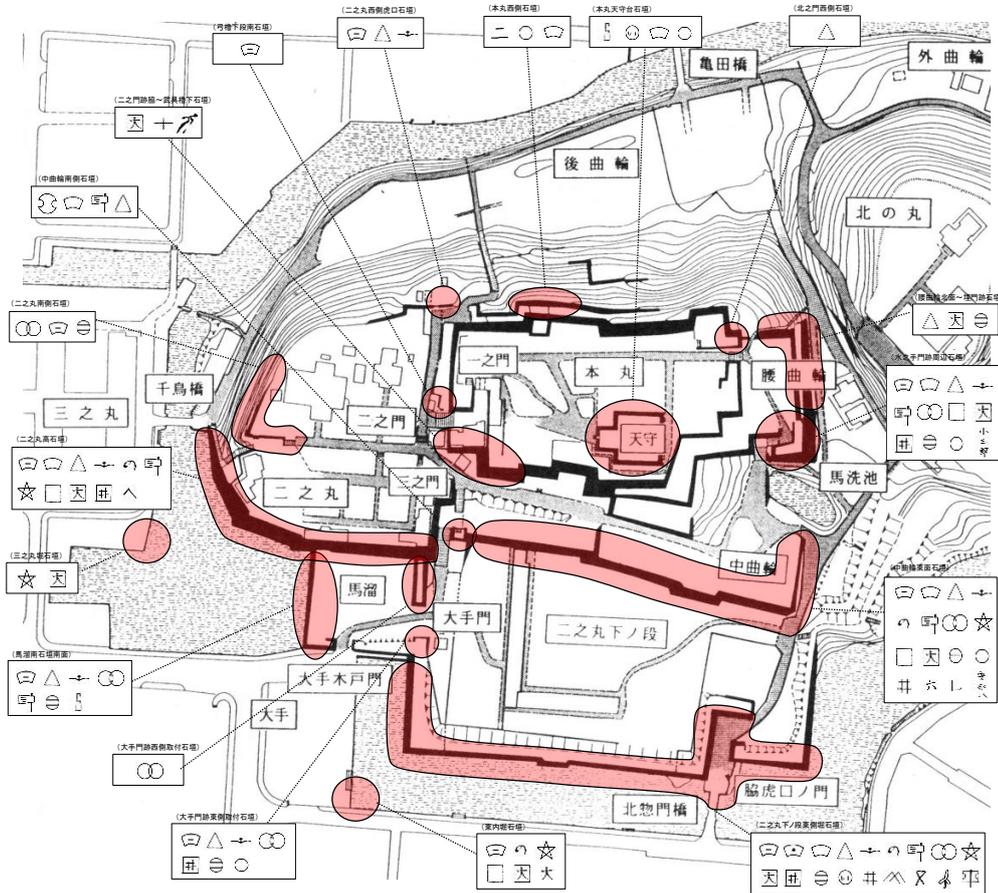


図 3-16 石垣刻印位置

ii) 調査及び修理の状況

発掘調査は昭和 47 (1972) 年から 49 (1974) 年度の米蔵遺構の発掘調査に始まり、以降、保存整備や修理に先立ち発掘調査が継続されている。石垣に関しては平成 7 (1995) 年度に石垣調査を実施し、この中で石垣の刻印調査、破損要因の分析、石材の規格や加工、産地、文献資料による石垣の分析、破損個所の抽出等を行っている。

石垣の積み替えに関しては、現地の目視により考察が示されている。史料等による記録がある

ものと、記録にはないが、明らかに利用石材が異なり積み替えが行われている部分があるが、築造時の石垣が残る部分については今後もその保存に努めるとともに、適切な修理を行うことが求められる。

これまでの調査履歴は、第2章第2節(6)調査と保存等の経過に記載している。

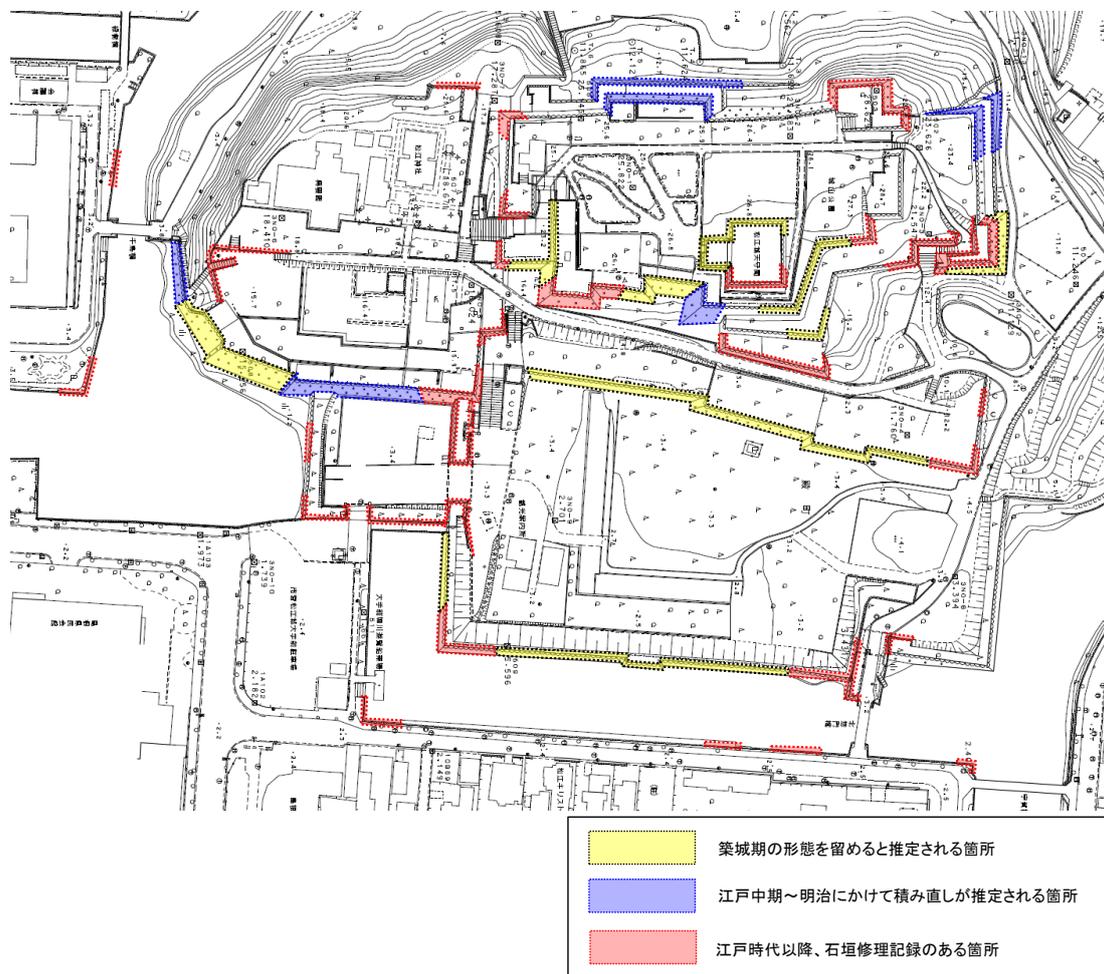


図 3-17 各時代の石垣

### iii) 保存管理の基本方針

- ・石垣を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置を実施する。

### iv) 保存管理の方法

- ・石垣の現況を記録するために測量図の作成やカルテを作成し、石垣が良好に現存する箇所では、現状の厳密な保存を図り、さらに顕在化に努める。
- ・石垣がき損もしくは衰亡している箇所は、学術的調査等の成果を踏まえて適切な復旧・修理を行う。
- ・石垣に崩落の危険性が認められる箇所は、各種調査等により原因を解明し、学識経験者の指導の下で修理範囲や工法について決定したのちに、計画的に復旧・修理を行う。
- ・城内で確認されている石垣刻印は、松江城の歴史や築城に係わる重要な要素であることから、刻印のある石は確実に保存し、石垣の修理等に際しても再利用を前提とする。

## b. 土手・土塁（堀の土手）の保存管理

- ・土手・土塁が良好に現存する場合には、地形（遺構）の厳密な保存を図り、保存のための適切な管理を実施する。
- ・土手、土塁などの遺構が、き損、衰亡している場合には、土手・土塁としての連続した地形や景観の維持に努める。さらに急勾配の法面などで安全対策を図る必要のある場合には、地形の改変を極力避けるとともに、土手としての表面の維持や緑化などの工法を施すことにより、連続した土手・土塁としての統一的な景観を保全する。

## c. 内堀の保存管理

### i) 内堀の概要（図 3-5「史跡松江城地区区分図」参照）

内堀については、ほとんど江戸時代からの旧状を良く留めている。この内堀の大部分は、松江堀川として一級河川に指定されており、各河川名称は、西側の内堀が城山西堀川（南流）、北側の内堀が北田川（東流）である。

明治末頃に、木造の北惣門橋が土橋（眼鏡橋）に造り替えられたことで、橋の南側の水質が悪化した。このため、三之丸北側内堀と通水する目的で、昭和 47(1972)年に大手前駐車場地下にヒューム管による暗渠通水工事を実施した。しかし、これによる効果は得られなかったため、史料調査や発掘調査の成果を踏まえて、平成 6(1994)年に北惣門橋を復元した。

この内堀については、旧状を留めているが、一部埋め立てられている箇所がある。一か所は、大手前の現進入路部分で、神国大博覧会開催のため、昭和 12(1937)年に埋め立てられた。もう一か所は、内堀北側の「史跡小泉八雲旧居」前であり、当初から、入り込んだ形状のため自然に土砂が堆積する状況であったため、昭和 26(1951)年 3 月に埋め立てている。

なお、史跡指定地外であるが三之丸の南東側及び南側内堀も昭和 24(1949)年以降、市や県の施設を設置するため埋め立てられて現在に至っている。

### ii) 保存管理の方針及び方法

- ・水面が現存する場合には、将来にわたり水面として維持するため、学術調査などの成果を踏まえた上で、堆積物の除去などの適切な管理を必要に応じて実施する。
- ・関係機関と調整して、浚渫や水質向上にむけての調査を継続し、水質環境の向上を図る。
- ・埋立により水面が現存しない場合には、学術調査などの成果を踏まえて地下遺構の保存を図るとともに、堀としての地形や景観の維持に努める。

## d. 排水設備

### i) 排水設備の概要

排水設備は、昭和 48(1973)年に二之丸下ノ段地区の公園整備事業として、芝張り、植樹、園路工と共に整備したのが最初で、その後は、米蔵遺構などの発掘調査で検出された成果を活かして排水設備の整備を実施している。特に、平成 10(1998)年から 3 カ年をかけ集中的に二之丸地区や二之丸下ノ段地区、外曲輪・後曲輪地区の排水設備の整備を行っている。これらの排水設備で遺構として検出されたものについては、それらをそのまま現在の高さに嵩上げした後、水勾配を取って据え直している。その中で部分的に欠失している排水路は、新設の来待石で製作し補足されている。

なお、外曲輪・後曲輪地区については、環境整備の一環として周辺の発掘調査の成果や現存する水路と整合するよう、石積水路や来待石水路で整備している。

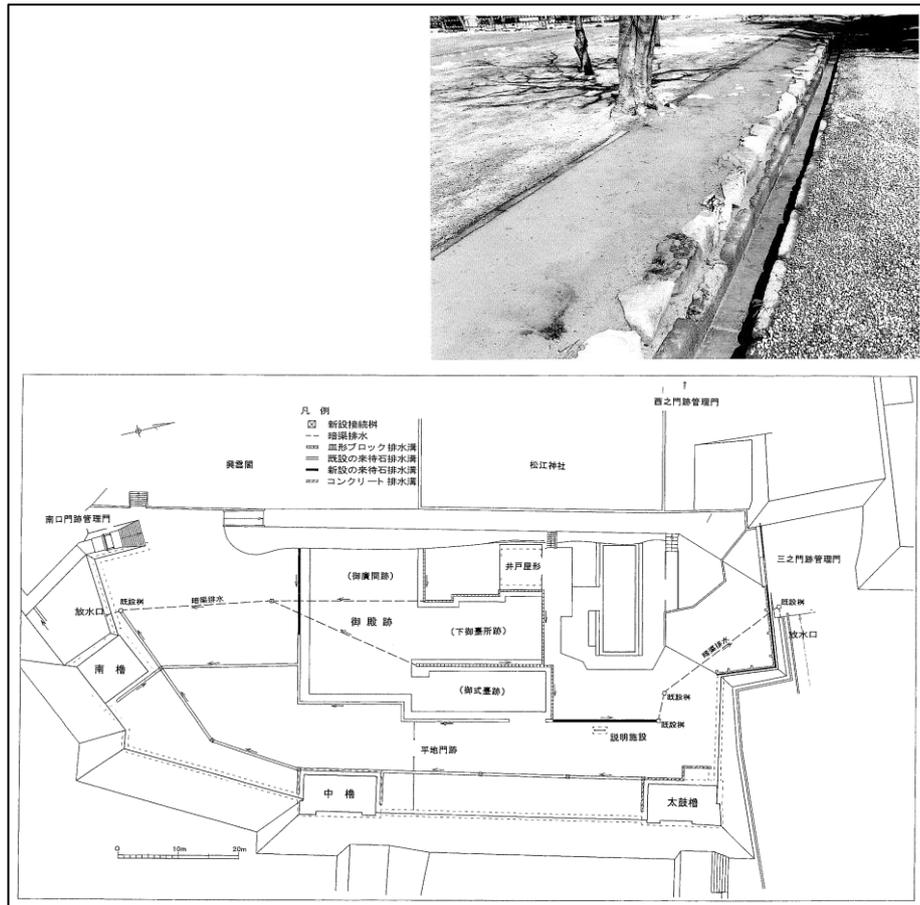


図3-18 二之丸の排水路整備(史跡松江城整備事業報告書 2001年3月 松江市教育委員会)

## ii) 保存管理の方針及び方法

- ・排水路が常に良好に機能するように定期的に落葉や土の除去を行う。
- ・排水路の毀損等を発見した場合は、速やかに文化財所管課に連絡を取るなど適切な処置を行う。
- ・排水設備の内、暗渠の中には、電気配線など他の管を収めたものもあるため、集中豪雨時などはその機能を果たせず、周辺を洗掘する事態も起きている。また、二之丸下ノ段地区のように広大な地区は、排水設備が不足しているため能力が十分でなく、湿った状態が長く続いている。これらの課題を解消するためには、史跡松江城全体の排水設備の状況と能力を調査した上で、総合的で計画的に設備への更新や新設を検討する必要がある。

## ③地下に埋蔵されている遺構・遺物

### i) 埋蔵遺構及び遺物の概要

図3-19は、『縄張図』をもとに和田嘉宥氏によって作図されたもので、和田氏の研究によると17世紀後半から18世紀初頭の成立とされている史料である。また、図3-20は、前出の図2-8(P13)堀尾期松江城下町絵図の城郭施設を分かりやすくした同じく和田氏作成の図である。

これらの図から城郭内の諸施設の配置を知ることができ、地下に礎石等の地下遺構が埋蔵されていると考えられる。

地下遺構の調査は昭和47(1972)年から49(1974)年度の米蔵遺構の発掘調査に始まり、以降、保存整備や修理に先立ち発掘調査が継続されている。その結果、地下遺構及び遺物については、

現地表面より、おおむね 30 cm 下に埋蔵されていることが判明している。

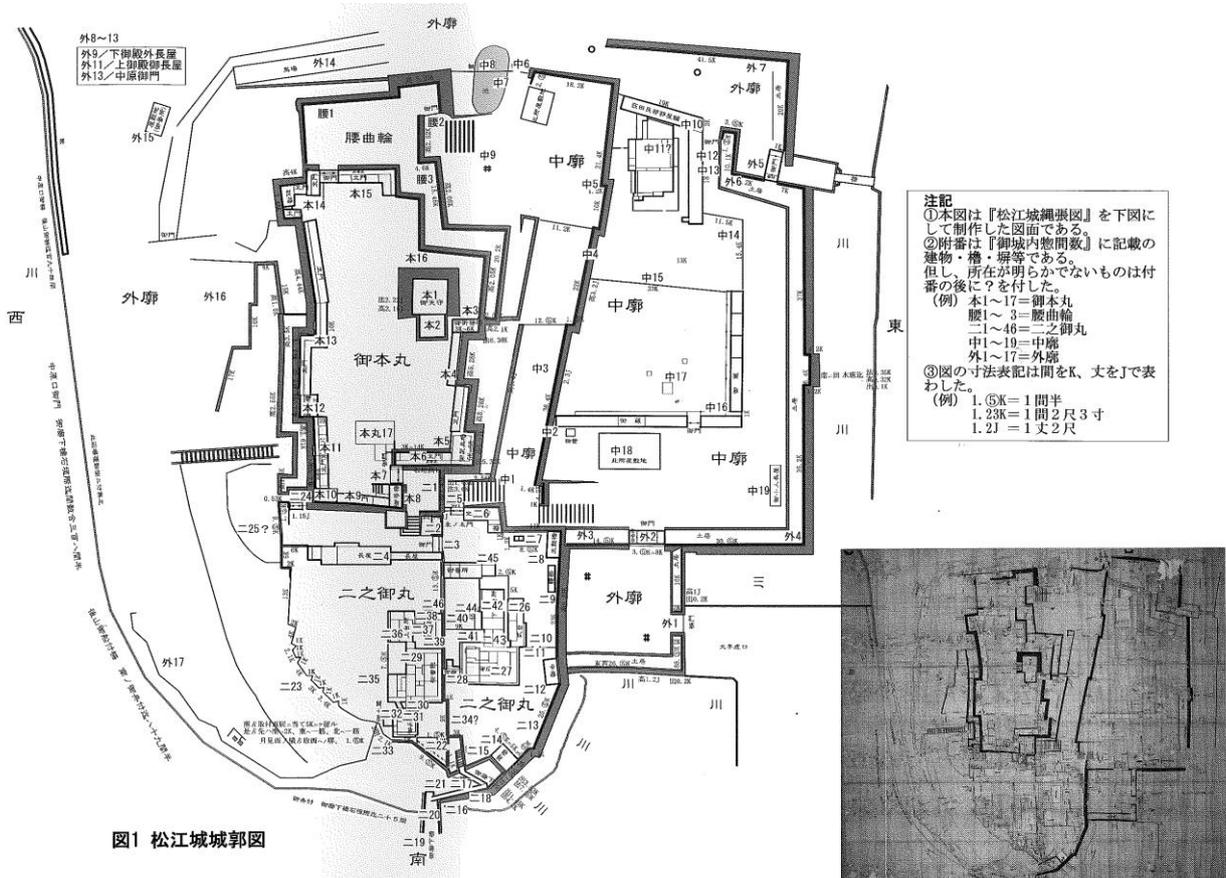


図 3-19 付図 松江城城郭図(【史料翻刻・解題】『竹内右兵衛書つけ』和田嘉宥 松江城研究 1 2012.3 より)

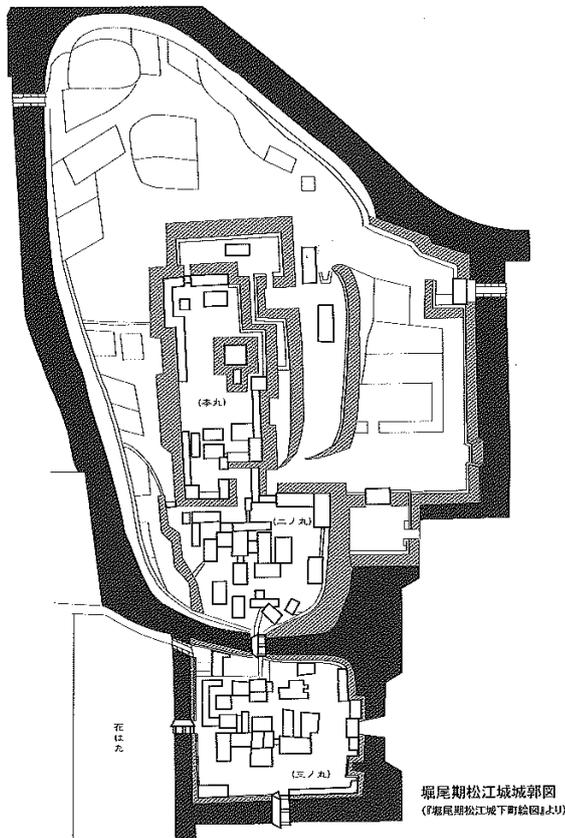


図 3-20 堀尾期松江城城郭図(「松江城城郭施設の推移について」和田嘉宥 松江城研究 2 2013.3 より)

## ii) 保存管理の方針及び方法

- ・学術調査などにより松江城に関連する地下遺構が発見された場合は、その状況に応じて適切に保存を行うとともに、出土遺物は適切に保管する。

## ④近世から続く植生

## i) 植生の概要

江戸時代の城内の樹木は、「木苗方<sup>きなえかた</sup>」によって適切に管理され、主に建築部材や緊急時の食料或は、修景用として活用された。

しかし、明治時代以降になると、「木植方」という役所が無くなり、管理が行き届かなくなったことや、公園整備的な植樹や記念植樹、自生木の増加によって史跡内の本来の植生は乱れ、植生の歴史的な経過を読み取りにくくし、地区によっては植生の環境も非常に悪化している。

これらの影響は、史跡松江城の重要な構成要素である石垣などの建造物や、地下に埋蔵されている遺構にも悪影響を及ぼし、更には、天候の影響で倒木するなど人的被害に及ぶ危険性を孕んでいる。また、その樹木群が存在する場所が適切でないため、あたかも江戸時代からの植生と誤解を与えているものもある。

これらの植生全体の課題解決の方針については、第4章 活用・整備の項に譲り、この章では、江戸時代からの本来の植生保存についての保存管理の方針について示すこととする。



写真 3-46 北之丸 スダジイ、タブ樹林



写真 3-47 二之丸下ノ段 松並木

表 3-5 樹齢 200 年前後と推定される樹木分布

場 所	樹 種			
	スダジイ	タブノキ	クスノキ	計 (本)
後曲輪(北之丸斜面)	17	3		20
後曲輪(北之丸)護国神社入口	1		1	2
後曲輪(本丸鉄砲・坤櫓西)	1	1		2
合計 (本)	19	4	1	24

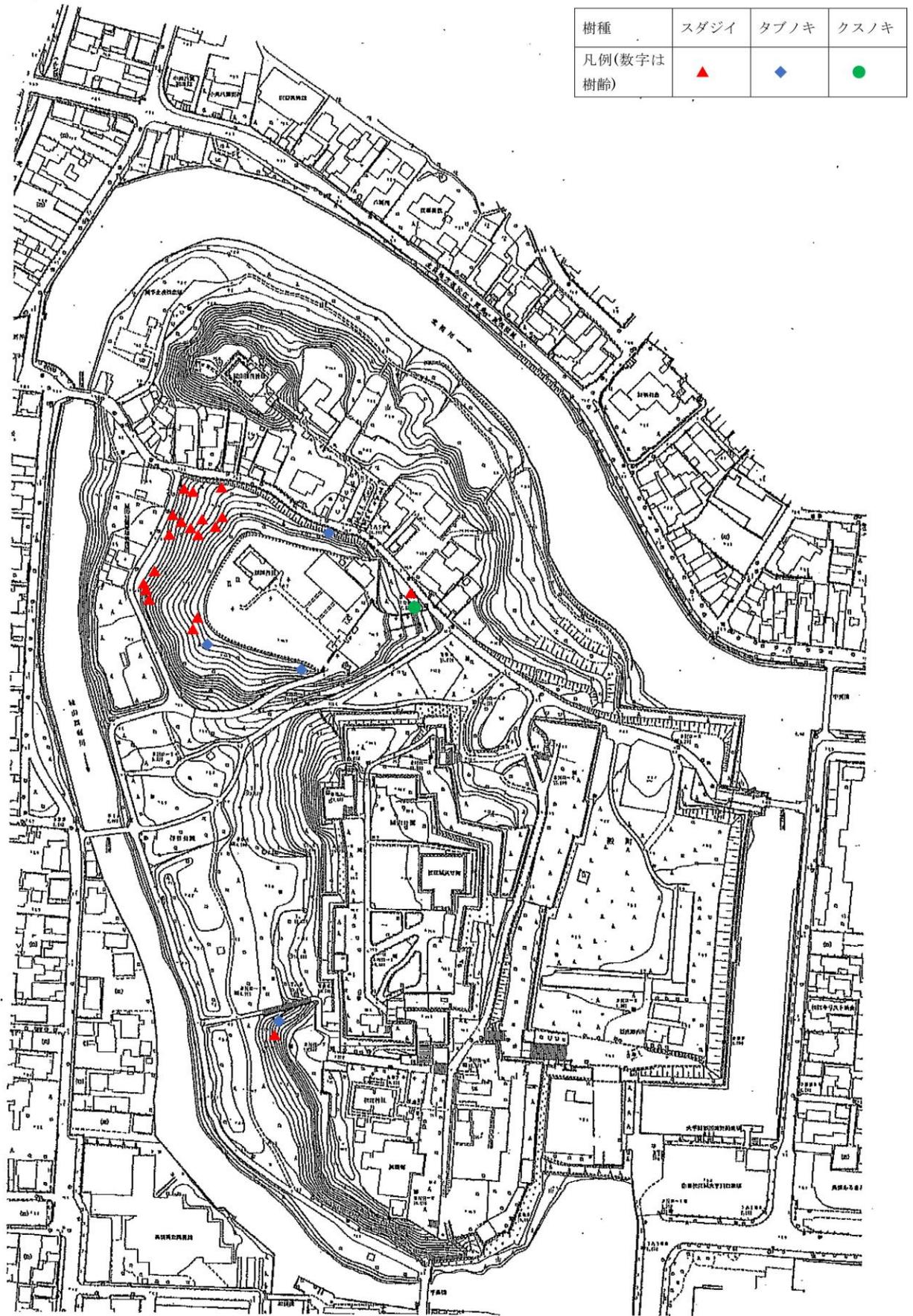


図 3-21 樹齢 200 年前後と推定される樹木分布

表 3-6 樹齢 150 年前後と推定される樹木分布

樹種	スダ ジイ	タブ ノキ	スギ	クロ マツ	クロ ガネ モチ	ムク ノキ	クス ノキ	ヤブ ツバ キ	ヒノ キ	エノ キ	セン ダン	イト ヒ バ	ケヤ キ	コノ テ ガシ ワ	イヌ マ キ	クロ キ	ハゼ ノ キ	計
本数	55	52	36	13	8	7	6	5	5	3	2	2	1	1	1	1	1	199
本丸																		0
二之丸			1		6		2							1				10
腰曲輪		1	3						2			2						8
中曲輪			25	1	1		2											29
外曲輪(馬溜)				3														3
外曲輪(二之丸下ノ段)			1	7														8
外曲輪	45	16	6	1		1	1	4	3				1		1	1	1	81
後曲輪	10	35		1		6	1	1			2							56

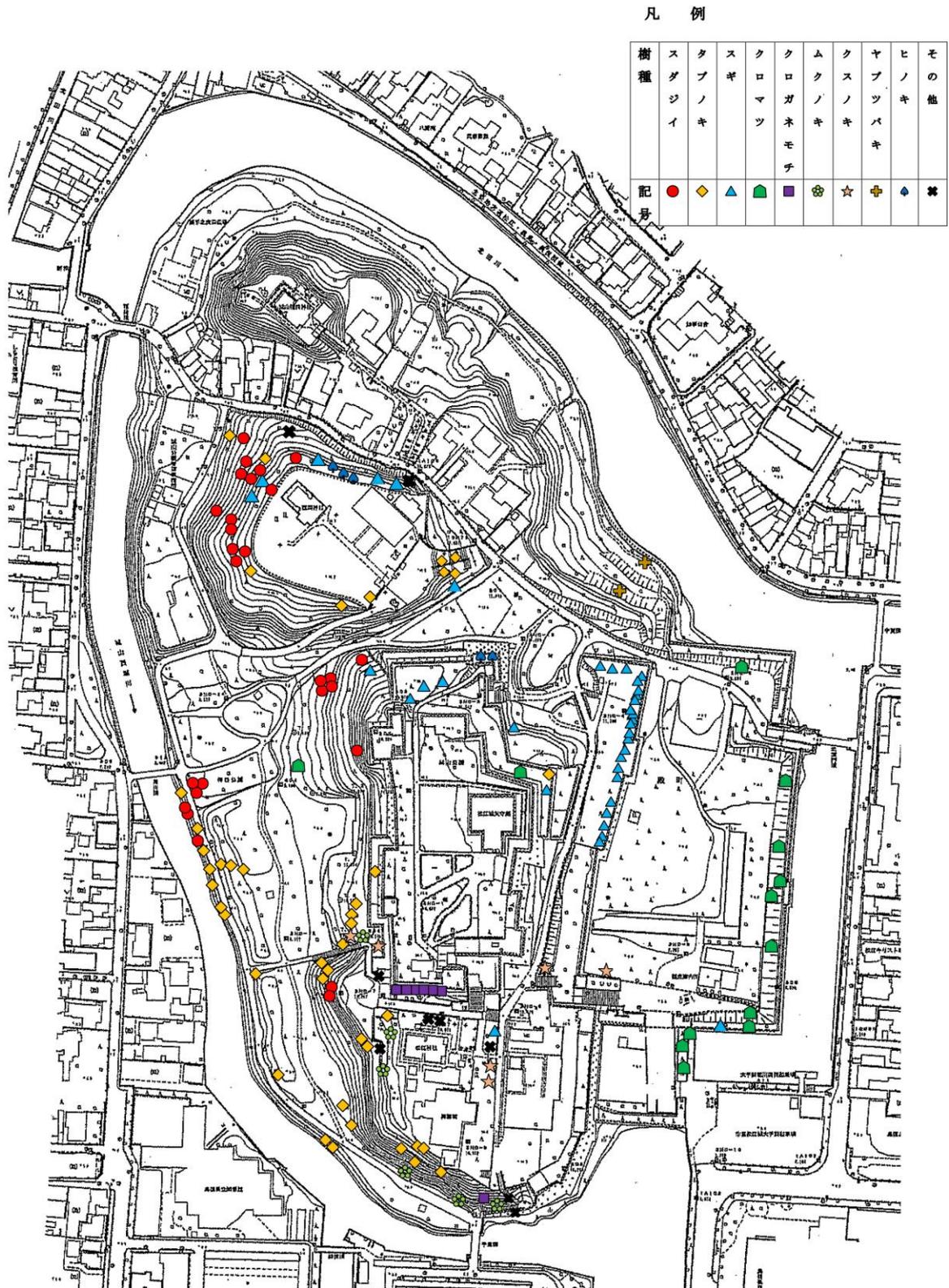


図 3-22 樹齢 150 年前後と推定される樹木分布

## ii) 保存管理の基本方針及び方法

- ・ 図 3-21 及び図 3-22 に示す江戸時代からの樹木については、史跡松江城特有の価値を構成する諸要素として、また、松江藩の植生管理の一端を知る貴重な資料として、保存と保護を図る。ただし、天守や石垣、造成地形、地下遺構など、同じ特有の価値を構成する諸要素に悪影響を与える場合は、まず、可能であれば移植や枝払いなどの保護の措置を検討し、止むを得なければ伐採する。
- ・ 枯死や腐朽によって倒木の恐れがある樹木は、速やかに伐採を行う。

## (4) 近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素の保存管理

## ①興雲閣

- ・ 松江市の近代化を象徴する建造物として適切に管理し、その保存に努める。
- ・ 防災のための設備及び、公開・活用に必要な諸設備は適切な状態となるよう維持管理を行う。

## ②松江神社

- ・ 松江市西尾町に所在した東照宮や楽山に所在した楽山神社を合祀した神社であり、多くの建築物を移築して保存している。明治の移築で、城郭とは直接関係はないが、松江藩堀尾家、松江松平家と関係が深く歴史性が強い神社として保存する。

## ③皇太子嘉仁親王御手植えのマツ、皇太子裕仁親王御手植えのマツ、秩父宮雍仁親王御手植えのイチヨウ

- ・ 興雲閣前には、明治 39(1906)年、東伏見宮が来松された際に植樹されたゲッケイジュ(現存しない)や、明治 40(1907)年、皇太子嘉仁親王が山陰巡幸された際に、御手植えされたマツ(現存)や、大正 6(1917)年、皇太子裕仁親王の行啓の際に植樹されたマツ(現存)、大正 14(1925)年、秩父宮雍仁親王が来館された時に植樹されたイチヨウ(現存)などの記念植樹があり、松江市の発展の歴史を示す特に重要な記念樹として、保存が必要である。ただし、今後の記念樹の植樹は、松江市が史跡松江城の価値の向上を図っていくという方針で整備を進める以上、基本的には避ける。

## (5) 本質的価値と密接に関わる諸要素の保存管理(図 3-23、図 3-24、図 3-25 参照)

## ①復元的施設(復元建造物・復元風建造物)

- ・ 二之丸にある南櫓・中櫓・太鼓櫓の各復元櫓とそれを連結する瓦塀については、史跡の構成要素として、松江城天守と一体的に保存を図る。
- ・ 本丸内の建物に関しては、『重要文化財松江城天守保存活用計画』に基づいて管理を行う。

## ②遺構平面表示

- ・ 史跡整備として実施した遺構の平面表示等は、良好な状態を保持できるように維持管理を行うとともに、破損や汚損が生じた場合には速やかに復旧を行う。

## ③説明施設等

- ・ 史跡整備として設置した説明板や案内板は、良好な状態を保持できるように維持管理を行うとともに、歴史的建造物の復元や散策ルートの変更その他の整備の進捗に応じて更新を図る。破損や汚損が生じた場合には速やかに復旧する。

- ・説明施設や休憩施設、安全柵等の史跡の公開・活用上必要な施設の設置にあたっては、歴史的景観に調和した形状、材質を選定する。

#### ④防災設備

- ・天守や復元建造物等の防災として設置された設備については、定期的な検査等により確実に作動することを確認する。

#### ⑤利活用施設・管理施設・公園設備・大手・橋

- ・これらの施設・設備は常にその目的が十分果たされるように維持管理を行い、破損や老朽化が生じたときは史跡地内での必要な諸手続きを踏まえて、更新や再設置等の措置をとる。
- ・公園設備の内、照明設備については、松江市は、平成14(2002)年度に「光のマスタープラン」(資料編に掲載)を策定し、その計画に則って松江城を中心とする城下町とその周辺域を、景観との調和が図れるように計画的な整備を続けている。したがって、今後も計画範囲が整合性のある整備になるよう、未整備の箇所や不足している箇所、更新が必要な箇所については適切に配置する。

なお、ライトアップ設備の更新や新設にあたっては、景観を阻害しないよう高さや素材、色等を厳選する。

- ・利活用施設・管理施設の内、管理用道路や園路(図3-25参照)については、今後、新たに設置する必要はないが、既存の設備が老朽化しているものや一部毀損しているものもあるため、計画的な整備を実施する目的で、日常管理による状況把握の必要がある。

なお、元治元(1865)年松江藩が幕府に提出した絵図と比較すると、図3-24のようにそのまま活用されていると思われる通用路もある。したがって、整備を実施する際には、地下遺構の確認調査が必要である。また、遺構が発見された場合は、保存の措置も必要である。

- ・公園設備の内、側溝等の排水施設については、近世の排水設備の状況を解明するなど、全容を把握した後に、必要な箇所を計画的に整備する必要があるため、日常管理による状況把握の必要がある。
- ・大手前は、内堀を埋めた箇所があるため、将来的には埋立箇所の復元を検討する必要があるが、当面の間、遺構平面表示などの措置が必要である。また、橋についても日常管理によって、適切に状況把握するとともに、重要な動線として必要に応じて、園路等と一体の整備を検討しなければならない。

#### ⑥植生・修景・公園植栽

- ・公園的地域(椿谷地区、外曲輪(北部樹林地帯))は、市民が史跡松江城に親しむため整備され、様々な植樹が行われたので、その散策路としての目的を阻害しないよう十分な管理を行うこととする。

なお、詳細は(7)樹木の管理 で触れる。

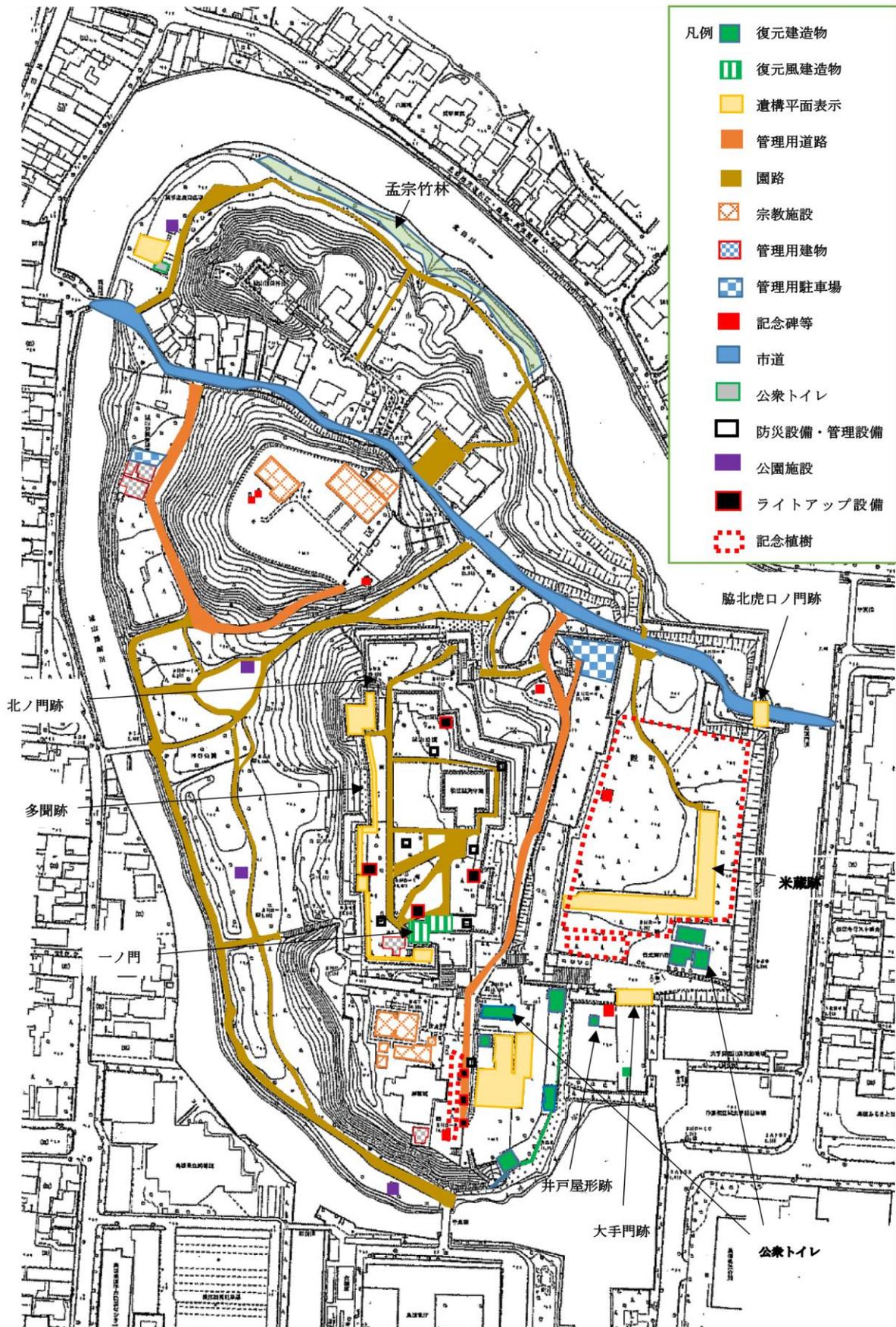


図3-23 本質的価値と密接に関わる諸要素及びその他の諸要素

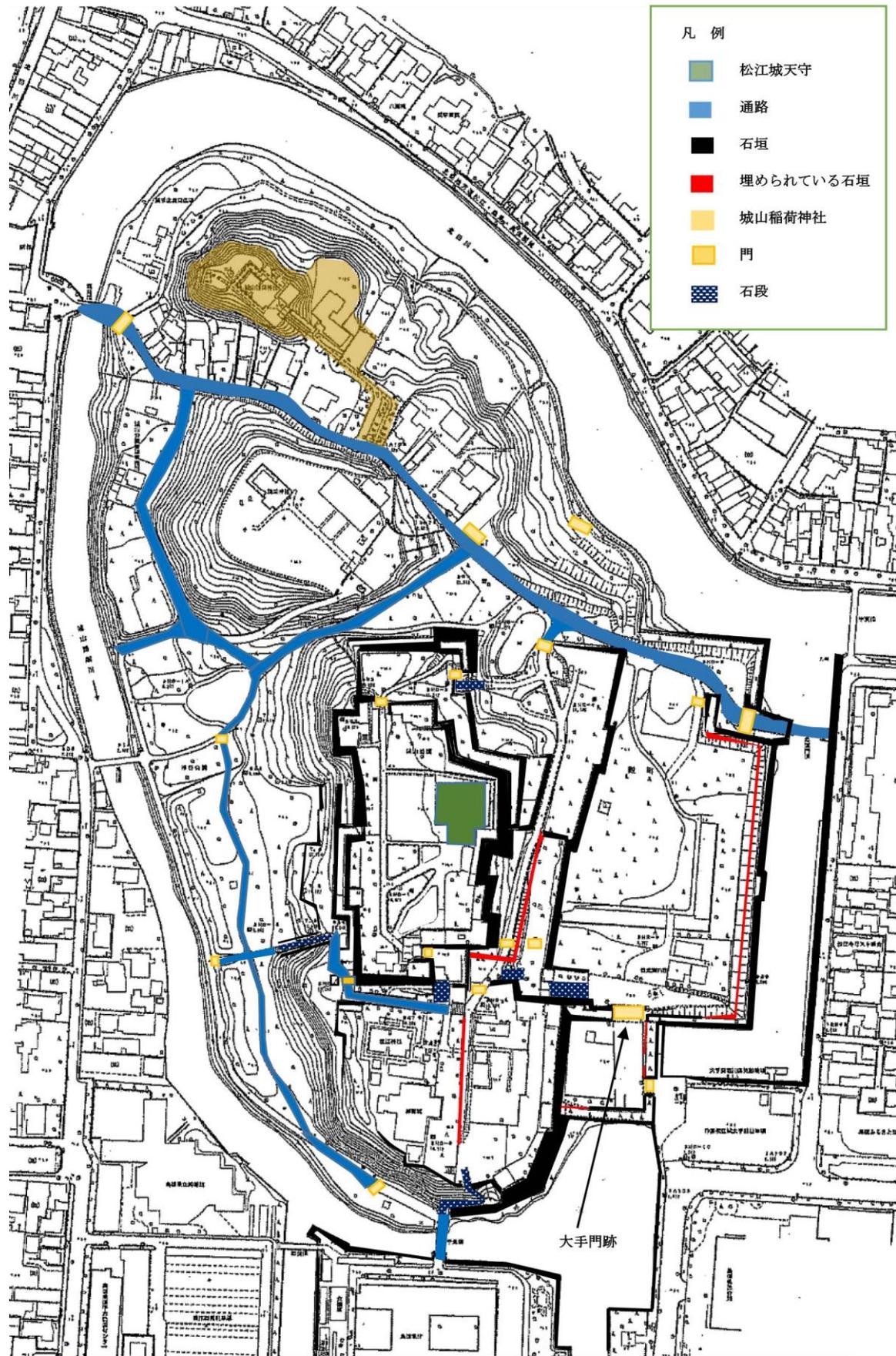


図 3-24 平成 26 年の測量図と元治元（1865）年の絵図に見える通路と門と石垣

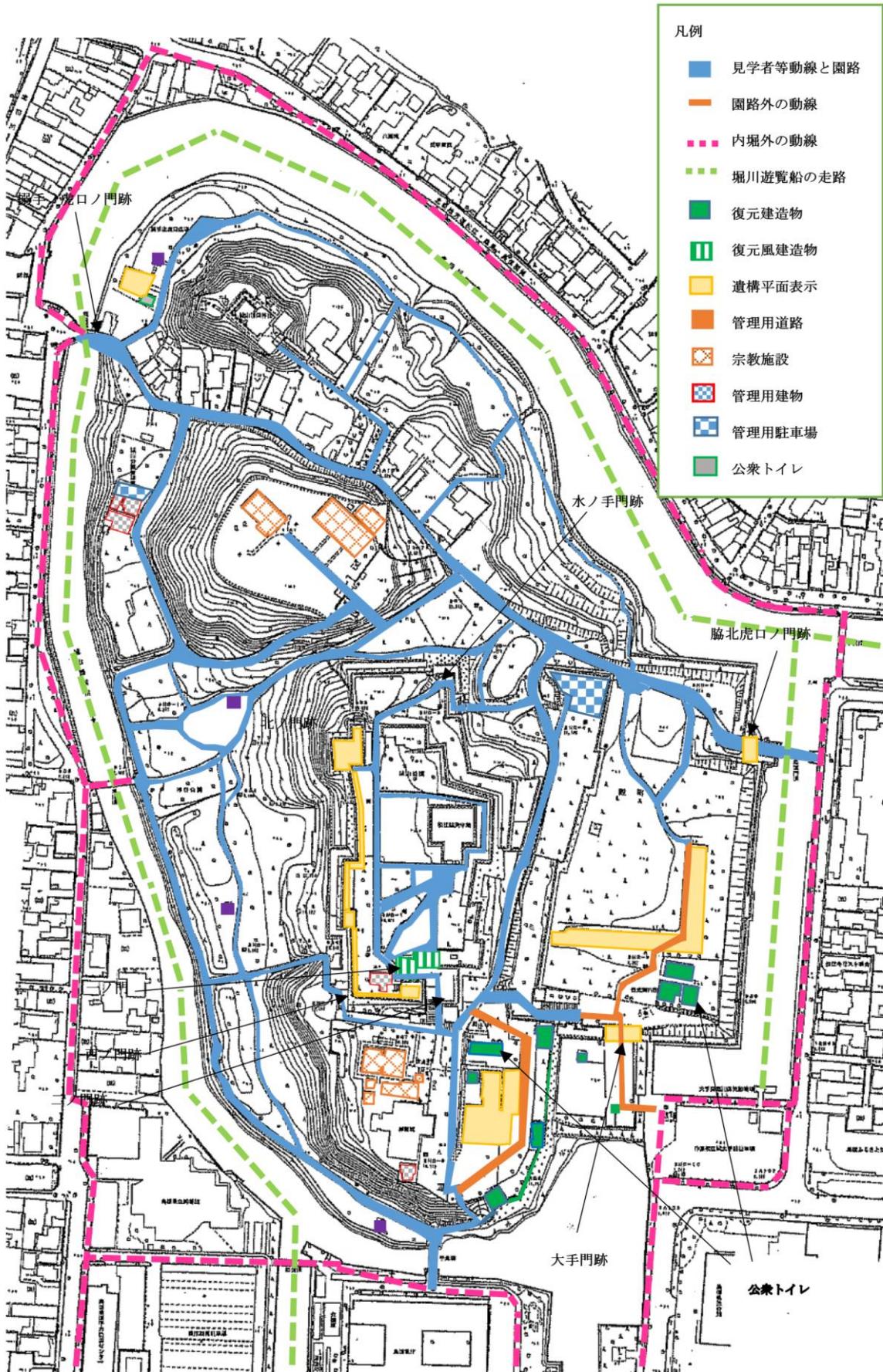


図3-25 見学者動線・園路・堀川遊覧走路図と松江城内の諸要素

## (6) その他の諸要素の管理

### ①記念植樹、竹林

- ・高密度に生育している樹齢の浅い樹木は、間伐等により適正な樹木密度を維持する。また、自生木は早い段階で除去するなどの植栽管理を行う。詳細は(7) 樹木の管理 で触れる。
- ・モウソウチク林は林分の縮小を検討し適切な維持管理を実施する。詳細は(7) 樹木の管理 で触れる。

### ②石碑類

- ・史跡と関わりのない石碑類については、史跡地外への移転等を検討する。

### ③宗教施設

- ・宗教活動の場として尊重する。但し、将来的には、宗教活動の場として維持ができない状況になった場合は、「史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素 地下に埋蔵されている遺構・遺物 北之丸」として取扱い、地下遺構の保存に努める。

### ④個人住宅

- ・史跡指定拡大並びに公有地化を図る。

## (7) 樹木の管理(本質的価値と密接に関わる諸要素・その他の諸要素の管理)

### 1) 植生の状況

史跡松江城内の植生は、平成 12(2000)年、12月の調査によると総数 3,206 本、84 種の樹種が確認されている。現況での樹種と本数については、P24 の表 2-2 と図 3-26 のとおりでありヤブツバキやスダジイ、クロマツ、タブノキなどの常緑樹、ヒノキ、スギなどの針葉樹など多種多様な構成になっており、この中には、近世から続く植生や記念植樹などすべてが含まれている。

最も古いと考えられるものは、江戸時代中期末～後期頃からの樹木で、地図で示すと図 3-21 のように北之丸斜面に集中しているが、これらのスダジイやタブノキは、建築部材や木材としての活用がないため存続したものと考えられる。

図 3-22 は、幕末頃の樹木である。中曲輪、腰曲輪には、スギが多くヒノキも僅か 2 本ではあるが残っている。これらは、建築部材や緊急時の食料として使用するため植えられたと考えられる。なお、松江城天守は松材が多用されているが、それらはアカマツが殆どであり、建築部材としてクロマツは、一般的ではないと考えられるため、外曲輪(二之丸下ノ段)の堀側のクロマツ並木は、景観上の目的で植えられた可能性が高い。ただし、堀石垣に近いことや江戸期には、石垣上にぐるりと瓦堀が巡っていたことを考えると、それらに影響を与えない状態で管理されていたと推察できる。

外曲輪の北之丸斜面や、通称椿谷といわれる後曲輪には、スダジイやタブノキの古木が多く、僅かであるがムクノキやヒノキ、スギも観られる。これらのうちスダジイやタブノキ、ムクノキは果実を食料として活用することが可能であるため、飢饉等緊急時の食料とするため植えられた可能性がある。

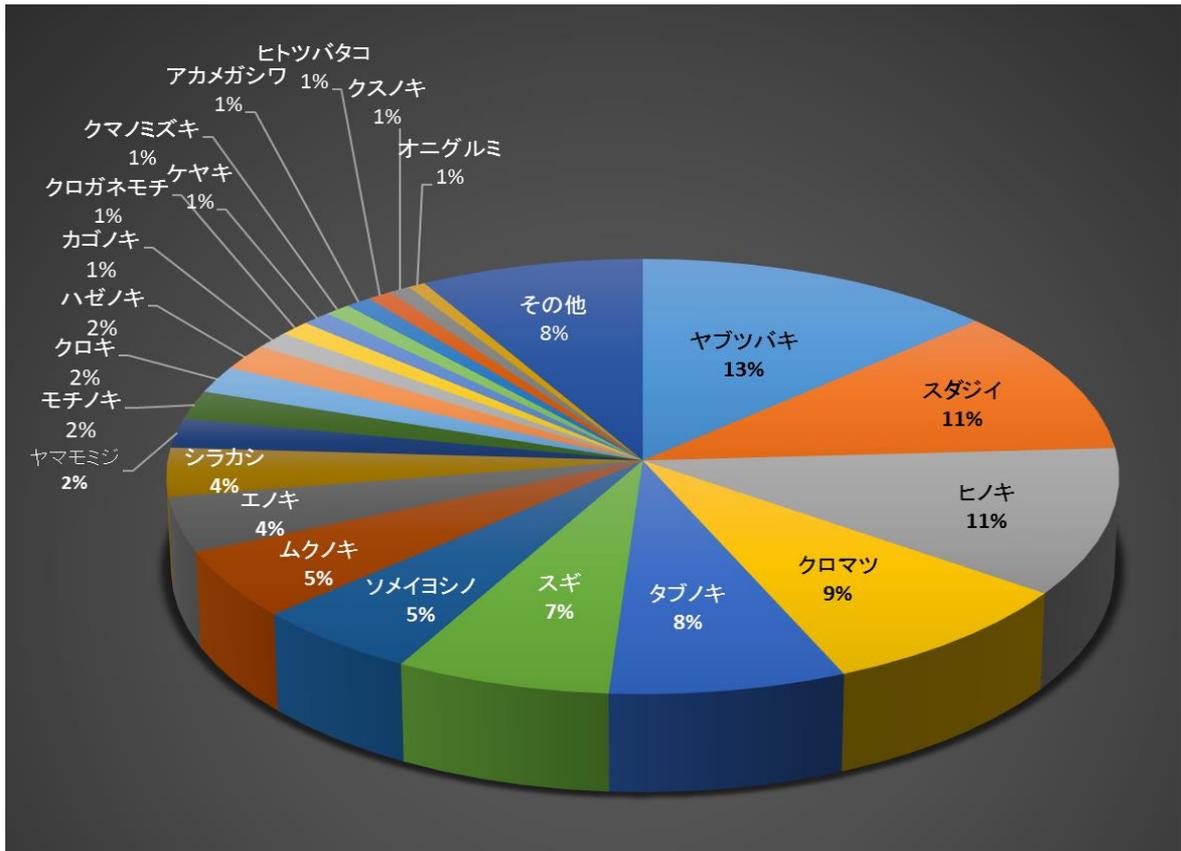


図 3-26 史跡松江城内の植生グラフ（孟宗竹は含まず）

## 2) 植生の基本方針

史跡松江城の植生の内、近世から続く植生と近代以降の価値にかかわる植栽については、前の頁で触れた。従って、ここでは、史跡松江城の構成要素の内、本質的価値と密接に関わる諸要素とその他の諸要素として、北之丸地区や城山稲荷神社地区、通称椿谷と呼ばれる後曲輪・外曲輪地区の東側斜面の鬱蒼とした樹木群、公園修景等の目的で植栽や記念植樹された本丸や二之丸のサクラなどの樹木、珍しい樹種として受け入れた二之丸下ノ段地区の記念植樹、及び各地区の自生木と市道城山線北側のモウソウチク林を対象として、基本方針を挙げることとする。

- ・ここで取り扱う植生全体の最も重要な基本方針として、天守や石垣、地下遺構等の史跡松江城の本質的価値を構成する諸要素の適切な保存に、悪影響を及ぼしている、若しくはその危険が大きい樹木は、速やかに伐採等の措置を行う。
  - ・北之丸地区や城山稲荷神社地区、通称椿谷と呼ばれる後曲輪・外曲輪地区の東側斜面の鬱蒼とした樹木群については、近世から続く植生の保存に努めつつ、適切な環境になるよう間伐や枝払い、剪定等を行う。
  - ・公園修景等の目的で植栽や記念植樹された本丸地区や二之丸地区のサクラなどの樹木や、通称椿谷と呼ばれる後曲輪・外曲輪地区のツバキやウメなどの樹木は、その目的が達成されるよう枝払い、剪定等によって適切に管理する。また、病虫害の被害から守り、病虫害の被害にあってもそれが拡散しないよう適切な処置を施す。なお、修景用に補植が必要な場合は、地下遺構の保存と保護及び周辺環境との調和が図れるよう計画的に実施する。
- 更に、通称椿谷と呼ばれる後曲輪・外曲輪地区のハリエンジュ（ニセアカシア）は、周辺植生

に重大な影響を与えるため、日本生態学会に日本の侵略的外来種ワースト 100 にも選定されている。松江城の植生を守るため早い時期での伐採と伐根が必要である。

- ・二之丸下ノ段地区のヒトツバタゴは、珍しい樹種として松江城の入口である大手門付近に記念植樹されたが、本来、この樹木は日本でも植生分布域が非常に少ない外来種であり、史跡景観にそぐわない違和感のある記念樹となっている。したがって、適切な時期に他の場所へ移植するなどの景観の復元が求められる。なお、枯死や腐朽によって倒木の危険がある場合は、速やかに伐採する。また、伐採しても補植は行わないこととする。
- ・各地区に非常に多く自生する樹木で、史跡景観と環境の維持に支障のある樹木は、速やかに伐採等の処置を行う。また、密植により鬱蒼とした箇所は枝払い、剪定、間伐等によって良好な状態を確保する。
- ・市道城山線北側の堀端に密植するモウソウチク林は、成長や群生化が非常に速いため、早い時期に伐採等の措置を取る。
- ・天守への眺望を遮る樹木などは、近世から続く植生の保存に配慮しつつ、視点場の確保のためにも、その状態に応じて伐採や枝払い、剪定など適切な管理を行う。
- ・調査等によって枯死や腐朽が判明した樹木は、倒木の恐れがあるため早い時期に伐採を行う。
- ・記念樹等の受け入れや記念植樹等については、国宝を有する史跡公園としての価値を向上させることを第一義として、公園的地域(椿谷地区、外曲輪(北部樹林地帯))を除いて、基本的には受け入れないこととする。

### 3) 地区ごとの保存管理の方針

#### (本丸地区)

- ・密植により樹木の健全な生育が妨げられている状態を改善し、これによって、それぞれの樹木の樹勢回復を図り、虫菌害の防除、倒木等の防止につなげる。
- ・天守や石垣、地下遺構に影響のある樹木、消防活動の支障となる樹木、天守の眺望を阻害している樹木を特定し、植え替え、伐採や枝払い、剪定等、必要な処置を施す。
- ・サクラを間引き、健全な育成環境を整える。ナラタケモドキ菌に感染しているものについては、感染源を絶つなど必要な措置を講ずる。
- ・天守から 10m 以内は建造物保護のための「保存区域」に当たるので、その中にある樹木で、天守台石垣に悪影響を及ぼす恐れがあるものは撤去または移植する。

#### (後曲輪・外曲輪地区～腰曲輪)

- ・スギ、ヒノキ、ヤブツバキ、エノキ、タブノキ、シラカシなど樹種や本数が多い。石垣の中に根が入るものや石垣に非常に近いものもあるため伐採などの管理が必要である。近世からの植生も残っているため、これらを保護するための樹木の整理が必要である。

#### (中曲輪・腰曲輪地区～中曲輪)

- ・近世からのスギが多く残る区域である。これらは、近世には管理された樹林と考えられるので、眺望の確保や石垣の保護のため適切に管理する必要がある。
- ・馬洗池周辺は、新しい樹木が多く、鬱蒼とした雰囲気がある。西側は特にそれが顕著である。この地域は、松江歴史館や小泉八雲旧居などへの重要な導線部分に当たることから、それに応じた整理が必要である。

## (二之丸地区)

- ・近世には御書院や局長屋、番所などが建てられていたので、樹木は比較的少ないが、クスノキやクロガネモチなど江戸期からの古木もある。特に、クロガネモチは、6本が整然と植えられていて、松江藩の樹木の考え方を示す資料であり、保存が必要である。大手前からここに至る石段の途中に国指定天然記念物のクロガネモチが所在したが、昭和38(1963)年に枯死した。
- ・多くのサクラがあるが、ナラタケモドキ菌に感染しているものが無いため、樹勢を維持している。今後とも、植樹等を検討する場合には、地下遺構の保護の対策をとることは言うまでもないが、病気に感染しないよう適切な間隔を空け樹勢が保たれる工夫が必要である。

## (二之丸下ノ段地区)

- ・クロマツが多く、中には近世のものも多く残っている。近世からのものは堀石垣付近に所在するが、当時は瓦塀があることや石垣が近いことから、根が張りすぎないように管理がなされていたと考えられる。したがって、堀石垣の保護の観点から、今後も適宜、整枝するなど管理が必要である。また、中には堀側に大きく傾いたものもあり、これらのクロマツと石垣を保護し、また、人身事故を防止するためにも、定期的な観察によって、枝払いや剪定等の管理が必要である。
- ・広場内には多くのクロマツが植樹されている。この区域は、近世には7棟の米蔵や御小人屋敷、鍵番である源蔵居所などが所在し、昭和～平成の発掘調査によって遺構が確認されている。また、この区域は明治時代以降、運動会の会場として活用されるなど、イベント広場としての活用が最も多く、それは現在も変わっていない。従って、これらの地下遺構を保護するため、また、広場の活用を継続するためにも植樹された樹木は、成長を抑制するなどの管理が必要である。
- ・大手門付近の天守に登る石段前には、ヒトツバタゴ(通称ナンジャモンジャ)が多く植樹されている。これらの樹木は、朝鮮半島で自生していたものの苗木を育てたもので、当時の日本では珍しかったため昭和15(1940)年に寄贈されたものである。植樹先として松江城が選定されたが、松江城の玄関口である大手前に、本来、日本にも殆ど自生しない樹木が所在するのは問題があると言わざるを得ない。これらの樹木については、公園的地域(椿谷地区、外曲輪(北部樹林地帯))などの、それにふさわしい地区を新たに選定し、移植するなどの検討が必要である。また、枯死しても補植しないことも重要である。

## (後曲輪・外曲輪地区～外曲輪)

- ・散策路が整備され同時に植樹されたものも多いが、自生木も多いため暗くジメジメした雰囲気になっている。今後、散策路としての活用が図られるようにするためには、間伐等により整理が必要である。
- ・近世には「木植方」等の役所が所在し、城内の樹木を管理・活用した区域である。堀側には、船着きもあり門も所在したことを絵図で知ることができる。ここは、今まで埋蔵文化財調査が行われていない区域であり、そのまま保護されてきた区域でもあるので、地下遺構の保護のためにも成長を抑制するなど植栽管理が必要である。

## (北之丸地区)

- ・スダジイ、タブノキ、スギ、ヒノキなど近世からの樹木も残っているので、整理したうえで

保護を図る必要がある。

- ・密生のため鬱蒼とした雰囲気になっている。建物周囲の高木は建物への落雷を防止する反面、被雷した樹木が倒れかかると、護国神社の社殿も被害を蒙る恐れがあり、状況によっては天守にも被害が及ぶことも考えられるため、間伐、枝払い、剪定等の対策を検討しなければならない。

#### (後曲輪・外曲輪地区～後曲輪)

- ・外曲輪と同様に散策路が整備され、同時に植樹されたものも多い。この樹木群は、密植していないため、散策しやすい雰囲気となっている。今後ともにこの状態を維持するための管理が必要である。
- ・本丸側の斜面には、スダジイ、タブノキ、スギ、クスノキ、ムクノキ等の近世からの古木を含む樹木が密生している。これらも整理したうえで保護を図る必要がある。ただし、建物周囲の高木は建物への落雷を防止する反面、被雷した樹木が倒れかかると、天守などにも被害が及ぶと想定されるため、間伐等の整理や枝払い、剪定等の管理が必要である。
- ・遊歩道脇に、外来種のハリエンジュ(通称ニセアカシア)が10本ほど植樹されている。この木は芳香を放つきれいな花が咲くため街路樹や公園に植えられてきたが、幹に棘があり剪定しにくいこと、風で倒れやすいこと、短期間で生育し高木化しやすいこと、根からも増殖し単独でも他の樹木を駆逐し、本来の植生を変化させ、独自の構成に変えるなど悪影響が多いことで、日本生態学会では、「日本の侵略的外来種ワースト100」に選定している。これらについては、この区域の植生の保存と維持のため、早い時期に伐採の上、除根の措置が必要である。

#### (三之丸地区)

- ・庭園は作庭家として著名な、重森三玲の長男、重森完途の設計によるもので、議会棟東の広い前庭は、職員のみならず広く県民が憩うことのできる公園的な場所として設計された。本館中庭は「八雲立つ出雲」をイメージ、県民室中庭は島根県の海、特に磯や海岸線を抽象化した枯山水様式で、これらは県の顔として管理が行き届いており、今後とも保存継承すべき庭園である。

#### (三之丸之内(御鷹部屋))(三之丸之内(御花畑))

- ・保存すべき庭園やその構成要素としての樹木は、特にない。

## (8) 地区別の保存管理方針と方法

史跡指定地の保存管理は、地区区分ごとに定めた基本方針に基づいて適切な保存管理（一般事項）を行う。一般事項に加えて行う必要がある保存管理の項目は、諸要素の保存管理（個別事項）に示す。

なお、史跡地内における保存管理の共通事項については、下記の通りとし、その詳細に関しては各地区の保存管理（一般事項）によるものとする。

### ■指定地内における保存管理の共通事項

- ・石垣や土塁等が、き損もしくは衰亡している場合には、学術的調査等の成果を踏まえて、適切な復旧・修理を行う。
- ・遺構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置、新たな植栽は行わないことを原則とする。
- ・史跡地内の保存整備や環境整備に際しては、本計画に示す整備活用基本方針を踏まえて、発掘調査等の調査研究結果に基づく整備計画を策定し、学識経験者の指導を受けながら質の高い整備を実施する。
- ・樹木の根系等が曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・天守の眺望を妨げる樹木については、可能なかぎり高さ等の調整を行う。
- ・史跡内の植生の中で、樹木密度が高すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する公園修景樹木については、遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・遺構の平面表示や立体的な表示、園路等の整備個所は適切に維持管理を行い、歴史的風致の維持と向上に努める。
- ・説明施設や休憩施設、照明設備（ライトアップ・園路灯を含む）安全柵等の史跡の公開・活用上必要な施設・設備の設置にあたっては、歴史的景観に調和した高さ、意匠形状、材質を選定する。

①本丸地区

管理の対象となる本丸地区を構成する諸要素は図のとおりである。

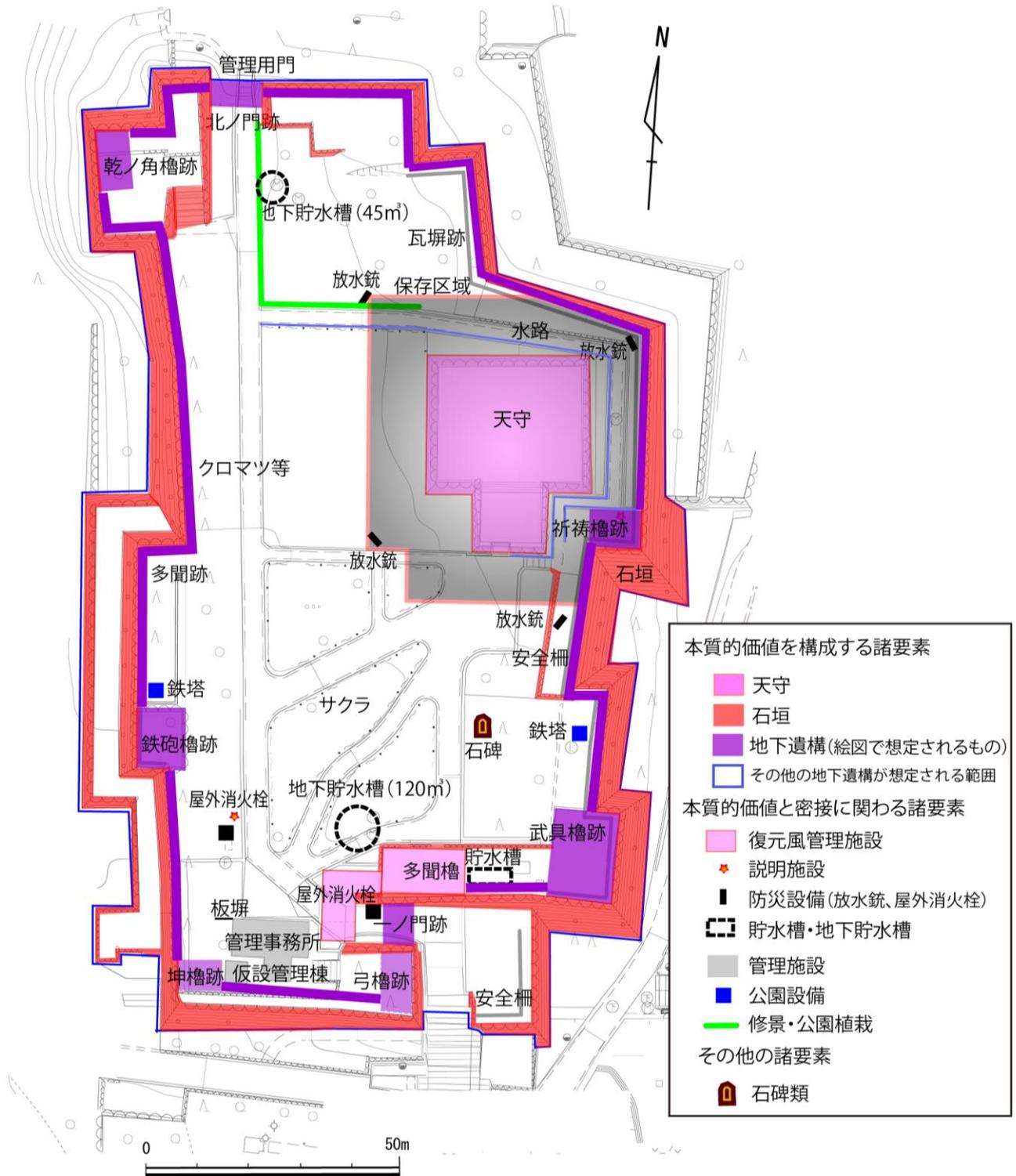


図 3-27 本丸地区の構成要素

本質的価値を構成する諸要素



写真 3-48 石垣



写真 3-49 遺構（鉄砲櫓跡）



写真 3-50 天守



写真 3-51 縄張、造成地形

本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-52 一ノ門



写真 3-53 多間

i) 基本方針

本丸地区は、「史跡松江城環境整備指針」の中で「城郭の要である天守の遺存する曲輪跡」と位置づけられるように、史跡松江城の中核を成す場所であり、厳密な管理が求められる。一方で、史跡松江城は都市公園でもあり、人々に憩いの場を提供してきた明治以降の歴史を有する。

そのため、史跡としての本質的価値と国宝天守の保存を第一義とし、城郭としての歴史的風致や市民の憩いの空間という位置づけに留意して、以下の方針を定める。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。

- ・文化財建造物保護のための良好な環境を創出する。
- ・城郭としての歴史的風致の維持向上を図る。
- ・市民の憩いの場として良質な空間を創出する。

## ii) 保存管理の方法

『重要文化財松江城天守保存活用計画』では、樹根による天守石垣のき損の防止を図り、天守の確実な保存を行うため、本丸地区のうち天守台石垣根石から 10m の範囲を保存区域、それ以外を文化財建造物保護のための良好な環境を妨げることなく、城郭としての歴史的風致の向上及び市民の憩いの空間の創出を図るための保全区域に区分してその取扱い方法を定めている。

また、本丸内の建造物については、松江城天守以外に歴史的風致を構成する要素として現状の保全を図るべき建造物を保全建造物、将来に修景や撤去、移設等が求められる建造物をその他の建造物と定めている。

史跡松江城の保存管理においても、本丸は国宝松江城天守が建つ城の中核と位置づけ、史跡の本質的価値の保存を行う。それに加えて保存区域では、文化財建造物保護のための良好な環境の創出に重点を置いた保存活用を図る。

本丸地区の建造物の保存活用については、『重要文化財松江城天守保存活用計画』に示したとおり実施し、本項では史跡保存管理の方法について示す。

- ・天守や保全建造物の保護や防災、遺構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置、新たな植栽は行わないことを原則とする。  
特に保存区域においては、改変は行わず、可能な限り空地の状態を維持する。
- ・遺構（石垣、建物遺構等）の保存を図り、史跡として、また、国宝松江城天守の景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・学術調査等の成果に基づいて行う本丸内の城郭建造物の復元に際しては、文化庁や学識経験者の指導を受けて実施する。また、復元後は天守と同様に保存建造物として取り扱う。
- ・消防活動の支障となる樹木、天守の眺望を妨害している樹木を特定し、城外移植、伐採、整枝等、必要な措置を施す。また、公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観を妨害しないよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・史跡や建造物の解説を行う場合には、遺構に影響を及ぼさず、歴史的景観にあったものとする。臨時的に案内板や誘導表示の必要がある場合には可動式のものを用いる。
- ・防災等の施設設備の設置にあたっては、できる限り地形の変更や掘削等の行為を避け、必要に応じてその状況に合う適切な修景の措置を講じる。
- ・公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。

## ②二之丸地区

管理の対象となる二之丸地区を構成する諸要素は図のとおりである。

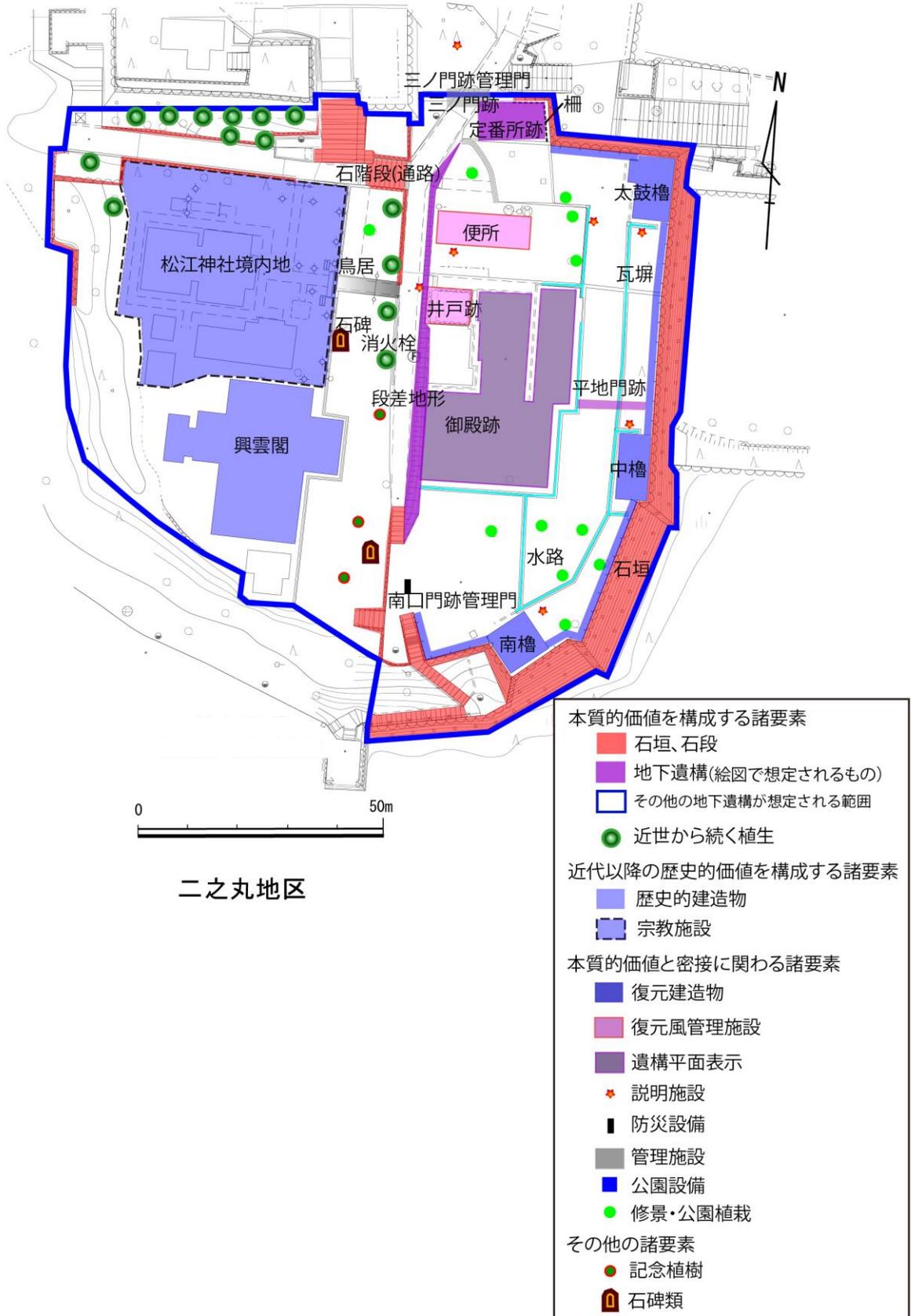


図 3-28 二之丸地区の構成要素

本質的価値を構成する諸要素



写真 3-54 石垣

近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素



写真 3-55 興雲閣



写真 3-56 松江神社(宗教施設)

本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-57 太鼓櫓(復元建造物)



写真 3-58 南櫓(復元建造物)



写真 3-59 中櫓(復元建造物)



写真 3-60 復元風建造物・遺構平面表示

i) 基本方針

二之丸は、本丸南側の一段低い曲輪で藩主の居宅ともなっていた場所で、近世松江城の遺構が残り史跡として整備された東側と、近代の松江城の歴史を顕著に示す興雲閣と松江神社が位置する西側が、松江城の歴史の重層性を顕著に示す場所である。

史跡としての本質的価値を構成する近世の諸要素の保存を第一義としつつも、近代以降の松江城の歴史的価値を継承する空間としての位置づけに留意して、以下の方針を定める。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。
- ・学術的な検証に基づいて復元した歴史的建造物は、石垣や堀と一体となって城の歴史的風致を構成する要素として適切な維持管理を継続する。
- ・近代以降の松江城の歴史的価値を構成する諸要素は適切に保存活用を図る。

## ii) 保存管理の方法

二之丸にある南・中・太鼓の各復元櫓とそれを連結する瓦塀は本丸内の建造物ではないが、『重要文化財松江城天守保存活用計画』のなかで、松江城天守と一体的に保存を図るべき建造物と位置付けた保存建造物と同様のものとして取扱うものとする。

- ・遺構（石垣、建物遺構等）の保存を図り、史跡としての景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・南櫓・中櫓・太鼓櫓及び瓦塀の保護や防災、遺構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置は行わないことを原則とする。
- ・学術調査等の成果に基づいて行う二之丸の城郭建造物の復元に際しては、学識経験者の指導を受けて実施する。また、復元後は南・中・太鼓櫓等と同様に保存建造物と同等として取り扱う。
- ・近世より生育している樹木や記念樹については、可能な限り樹木特性や状態に応じた保全を図り、樹木の根系等が曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・二之丸地区にあるクロガネモチは、6本が整然と植えられていて、松江藩の植樹の考え方を示す資料であり、生育状況に応じて適切な手入れを行う。
- ・遺構の平面表示や立体的な表示などの整備個所は維持管理を行い、歴史的風致の維持と向上に努める。
- ・防災等の施設や設備の設置にあたっては、できる限り地形の変更や掘削等の行為を避け、必要に応じてその状況に合う適切な修景の措置を講じる植生等による修景を図る。
- ・従来の植生の中で、樹木密度が多すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する。公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。

③二之丸下ノ段地区

管理の対象となる二之丸下ノ段地区を構成する諸要素は図のとおりである。

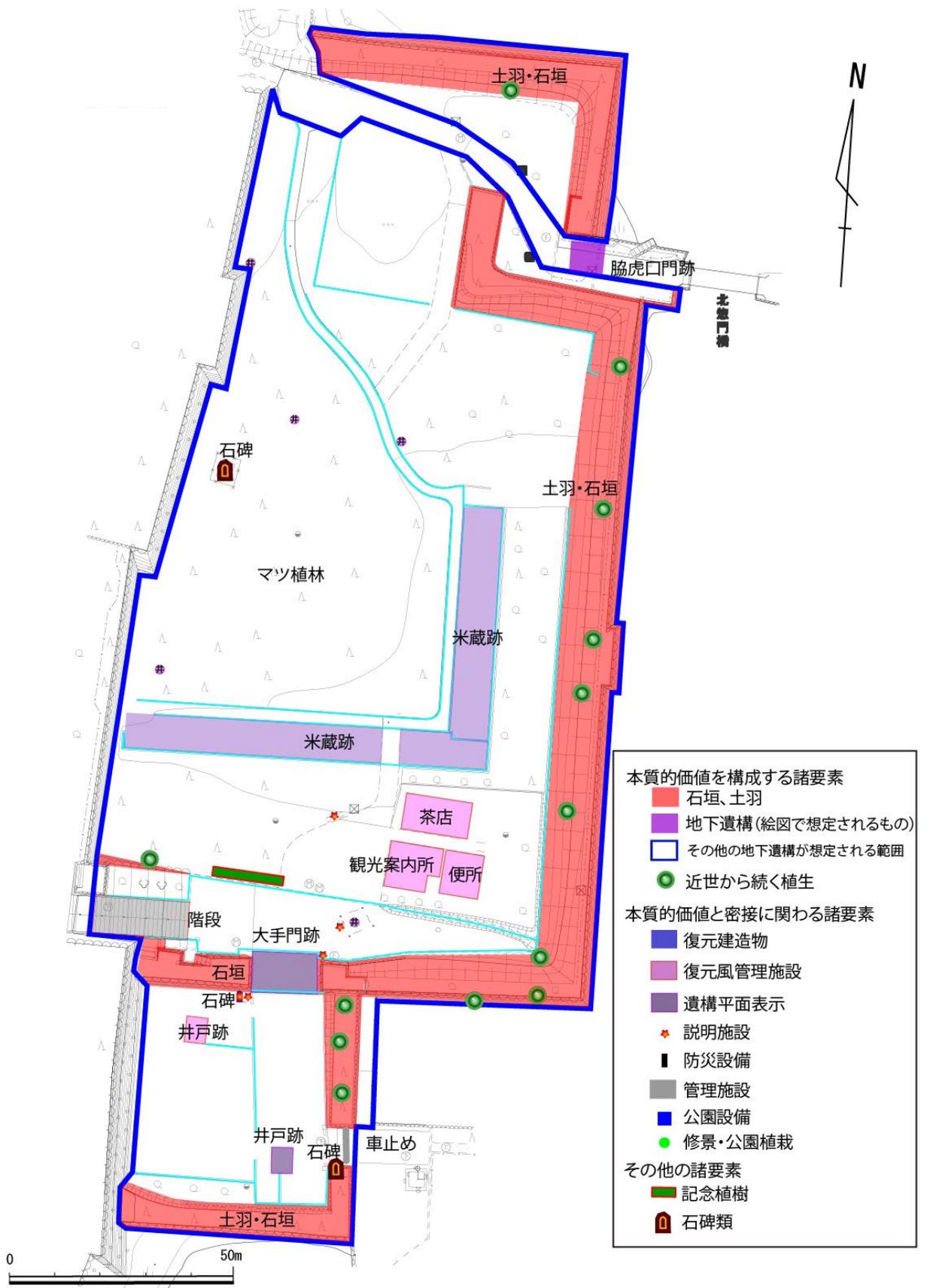


図 3-29 二之丸下ノ段地区の構成要素

本質的価値を構成する諸要素



写真 3-61 石垣



写真 3-62 土羽

本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-63 大手門遺構平面表示



写真 3-64 排水溝（遺構）平面表示



写真 3-65 便益施設(復元風建造物)



写真 3-66 記念植樹



写真 3-67 松江城碑

i) 基本方針

二之丸下ノ段は、南に馬溜の枳形、北には脇虎口門跡があり、現在も城跡の外からの出入口として、休憩所や便所、売店などの便益施設が配置されている。広大な敷地にはマツの植林が行われ市民の憩いの場として利用されている。大手門や脇虎口門のほか広大な敷地に配置された米蔵

等の遺構も埋蔵されており、史跡としての本質的価値を構成する諸要素の保存を第一義として、正面入口にふさわしい景観を維持する。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。
- ・復元風建造物は維持管理により良好な状態を維持し、内部で展開している便益機能は今後も継続する。
- ・松江城の入口としての歴史的風致や景観の維持向上を図る。
- ・曲輪の広大さや、長く続く石垣、土羽等の遺構が視覚的に意識できる広がりのある空間を保持する。

## ii) 保存管理の方法

二之丸下ノ段にある便益施設は、歴史的建造物や学術調査に基づいた復元建造物ではないが、御破損方、寺社修理方を復元的に整備した建造物であり、『重要文化財松江城天守保存活用計画』で示してある**保全建造物**と同様のものとして取扱うものとする。

- ・遺構（石垣、土羽、建物遺構等）の保存を図り、史跡としての景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・遺構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更、建築行為、設備等の設置、新たな植栽は行わないことを原則とする。
- ・便益施設の設備改修にあたっては、遺構保存を原則とし、き損か所以外の新たな遺構の掘削は行わない。
- ・近世より生育している樹木については、樹木特性や状態に応じた保全を図り、樹木の根系等が、曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・従来の植生の中で、樹木密度が多すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する。公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・二之丸下ノ段地区の堀石垣付近に所在する藩政時代のクロマツは、堀石垣の保護の観点から、今後も適宜、整枝や剪定などの管理を行う。
- ・堀側に大きく傾いた傾斜木については、定期的な観察を行い、その状況に応じて支柱の設置や整枝、倒木の恐れがある場合には、人身事故の防止と遺構の保護を優先して伐採等の管理を行う。

④中曲輪・腰曲輪地区

管理の対象となる中曲輪・腰曲輪地区を構成する諸要素は図のとおりである。

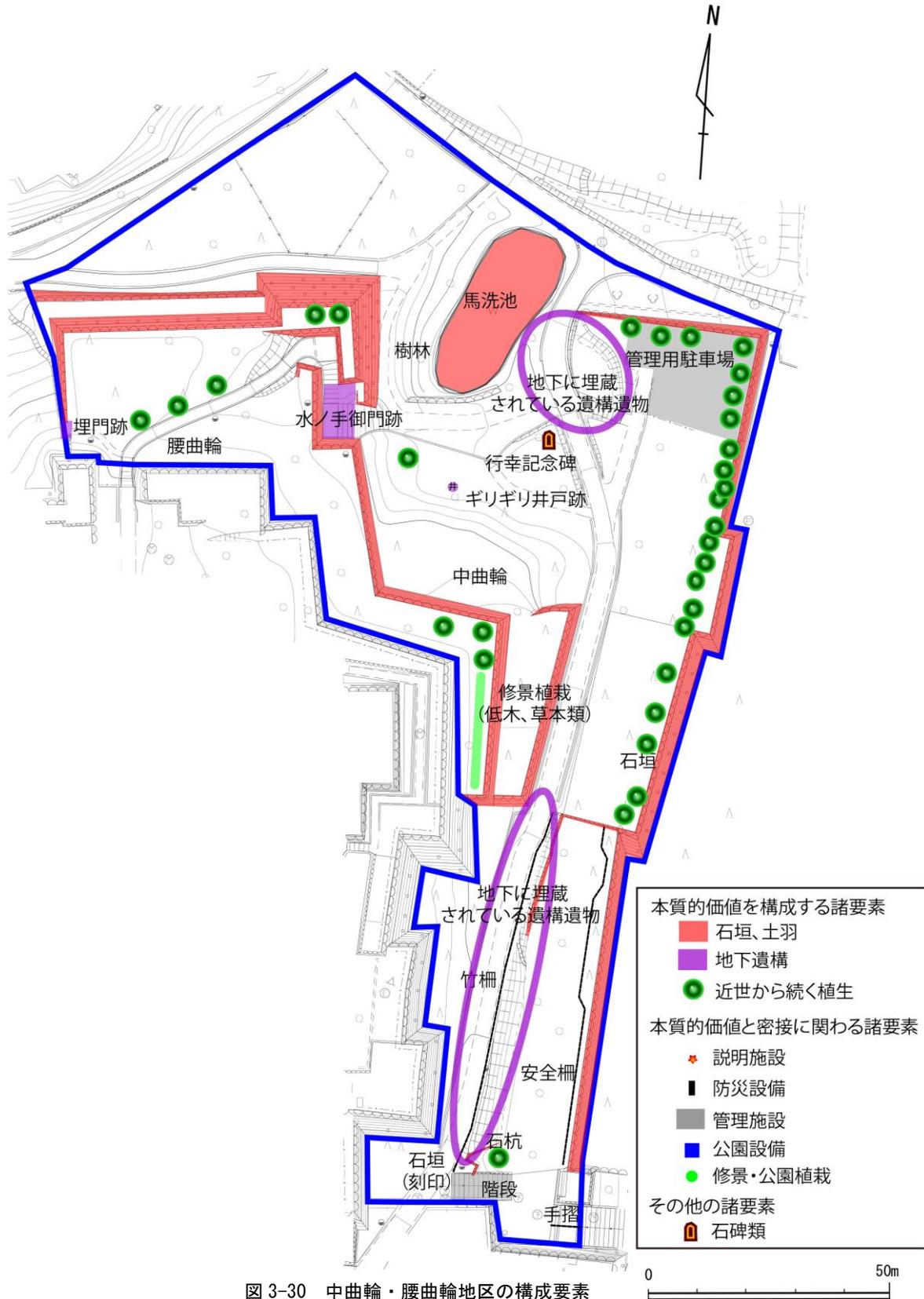


図 3-30 中曲輪・腰曲輪地区の構成要素

### 本質的価値を構成する諸要素



写真 3-68 水ノ手御門跡



写真 3-69 馬洗池



写真 3-70 中曲輪石垣



写真 3-71 ギリギリ井戸跡

### 本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-72 中曲輪修景植栽



写真 3-73 管理用駐車場

#### i) 基本方針

本丸の北ノ門から東の水ノ手に至る下段に築かれた腰曲輪には、南西石垣下に埋門、水ノ手には水ノ手御門が造られ石垣が巡る。また本丸東側の中曲輪には馬洗池やその東側にギリギリ御門跡などが存在する。

史跡としての本質的価値を構成するこれらの遺構の保存に努めつつ、馬洗池を含めた城郭としての歴史的風致の向上や活用を図る。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに適切な保存措置や整備を行う。
- ・馬洗池は形状維持及び水質保全を図る。

- ・樹木は、遺構の保護と景観の保全に配慮して適切な密度と枝張を維持する。

## ii) 保存管理の方法

- ・遺構（石垣、門跡遺構等）の保存を図り、史跡としての景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・学術調査等の成果に基づいて行う遺構の復元に際しては、学識経験者の指導を受けて実施する。また、復元後は保存建造物と同等として取り扱う。
- ・馬洗池は水位変動や降雨による護岸の洗掘防止に努めるとともに、水質向上のために必要な対策をとる。
- ・遺構に影響を与えない近世より生育している樹木については、樹木特性や状態に応じた保護、育成を図る。
- ・従来の植生の中で、樹木密度が多すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する。公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・管理用駐車場などの史跡の維持管理上必要な施設の配置にあたっては、生垣や柵等を巡らせて、歴史的風致の維持と来訪者の安全対策を図る。
- ・中曲輪にある江戸時代からのスギは、眺望の確保や石垣の保護のため往時と同様に適切に管理を行う。特に傾斜木もあり石垣に支障となると考えられるため、定期的な観察を行い、状況に応じて整枝、伐採等の処置をとる。
- ・腰曲輪にある藩政時代からの植生については、これらを保護するために、必要に応じてその他の樹木の間伐や枝払いなどを行う。ただし、石垣の中に根が入るものや石垣に非常に近いものについては、石垣の保存を優先し、伐採等の管理を行う。

⑤後曲輪・外曲輪地区

管理の対象となる後曲輪・外曲輪地区を構成する諸要素は図のとおりである。

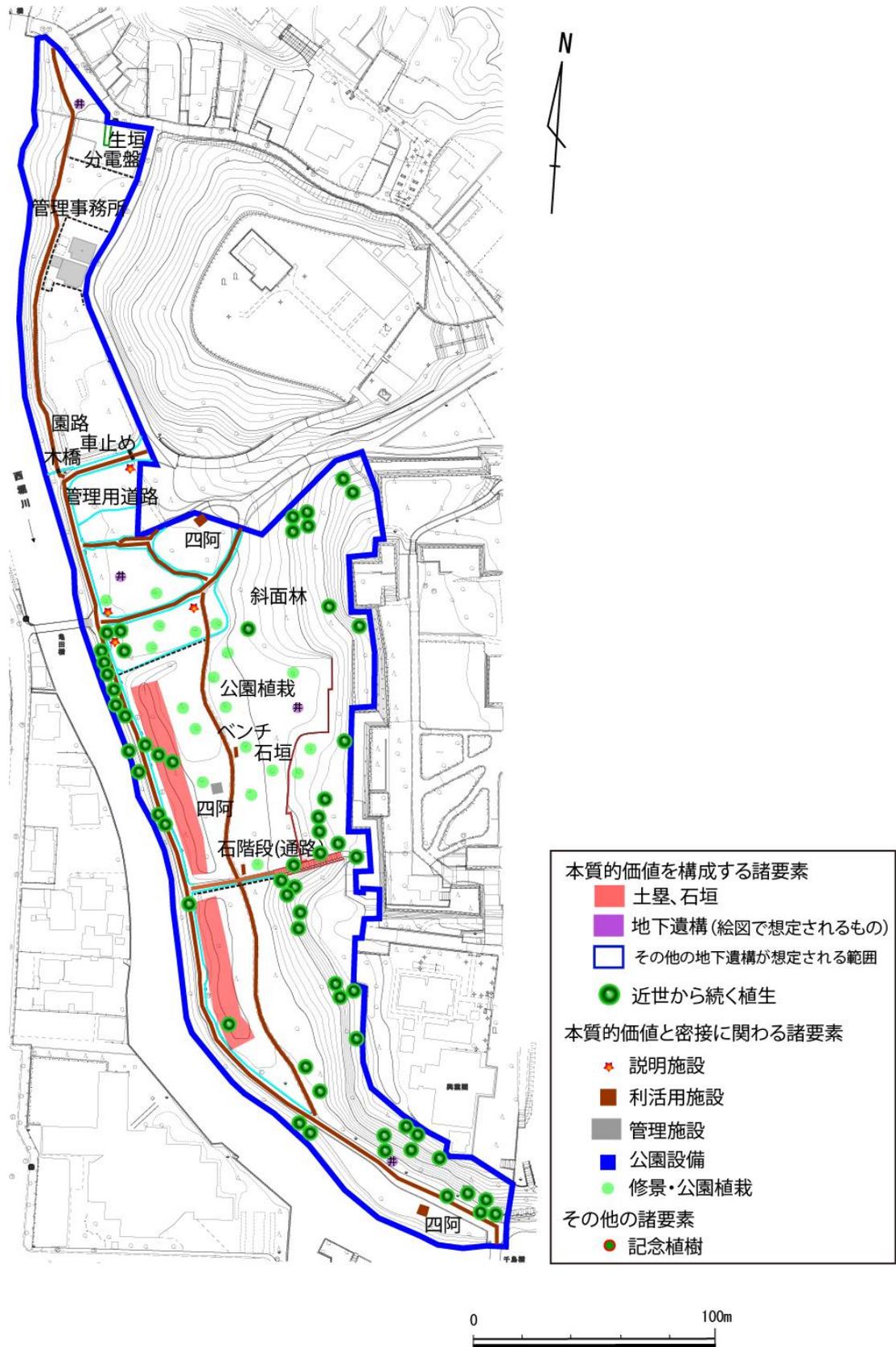


図 3-31 後曲輪・外曲輪地区の構成要素

本質的価値を構成する諸要素



写真 3-74 井戸跡



写真 3-75 近世から存在すると推定される樹木

本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-76 管理用施設と倉庫



写真 3-77 園路、四阿



写真 3-78 修景植栽



写真 3-79 管理柵、排水溝

i) 基本方針

絵図等によると外曲輪は足軽屋敷があり、後曲輪は椿谷と呼ばれ実用植物も栽培されている疎林であったことがわかるが、明治以降にバレーコートや幼児遊園地等のスポーツクリエーションの場として利用されていた。これまで発掘調査は行われていない。現在は公園としての利用に加え、史跡管理におけるバックヤードとして史跡管理事務所や関係の倉庫も配置されている。

史跡としての本質的価値の調査及び保存を第一義として、近世から続く樹林、園地としての利用形態を維持しつつ、さらに歴史的風致の向上に努める。

- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を行う。

- ・近世より続く植栽地としての機能を継承するとともに、樹木の適切な保護管理育成に努め、市民の憩いの場として良質な空間を創出する。

## ii) 保存管理の方法

- ・今後の公園整備にあたっては、地下遺構等に影響を及ぼさないように行う。
- ・整備等の工事に伴う調査で遺構が検出された際には、その結果を踏まえた施設の計画を検討する。
- ・管理施設の配置及び外観は、史跡としての風致を考慮し、必要に応じて植栽その他による修景を図る。
- ・近世より生育している樹木については、樹木特性や状態に応じた保全を図り、樹木の根系等が曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・管理施設の改修にあたっては、地下遺構の確認調査を行う。
- ・従来の植生の中で、樹木密度が多すぎる場所や枝が茂りすぎている樹木については、伐採や剪定を行い、良好かつ安全な環境を形成する。公園修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・樹木の根系等が曲輪の石垣や造成地形等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、保全を優先した対策をとるものとする。
- ・特定の外来植物等、本来の植生に悪影響を及ぼす樹木については、早めに伐採や除根等、適切な処置を行う。
- ・後曲輪にある江戸時代からの古木は松江城の歴史的に貴重なものであるが、密植しているため落雷等があれば、天守などにも被害が及ぶと想定されるため、樹木密度に配慮しながら間伐や整枝等の植生管理を行う。
- ・外曲輪は江戸時代には「木苗方」等の役所が城内の樹木を管理・活用した区域で、近代以降もそのまま保護されてきた区域でもあるので、遺構保存上、これ以上の樹木の成長を抑制する。また、自生木は早い段階で除去するなどの植栽管理を行う。



本質的価値を構成する諸要素

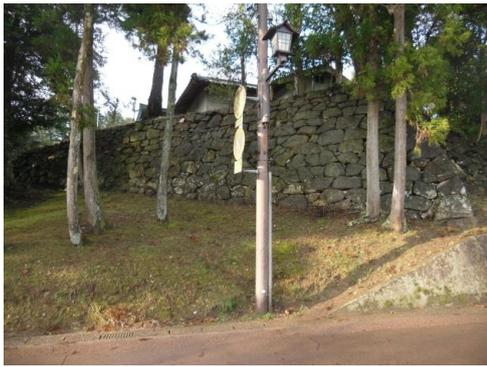


写真 3-80 松江護国神社と北之丸石垣



写真 3-81 松江護国神社（本殿、参道）

その他の諸要素



写真 3-82 松江護国神社社叢林



写真 3-83 松江護国神社（社務所）



写真 3-84 石碑と記念植樹



写真 3-85 石碑等

i) 基本方針

北之丸は堀尾吉晴の松江城築城時には仮殿、松平吉透以降は御殿、焼失後は矢場や練兵場、テニスコートを経て現在の松江護国神社に至っている。部分的に行った発掘調査で、建物跡の遺構の一部が検出されているが、史料に描かれた建造物等は判明していない。

この松江護国神社については、松江城とは直接関係のない神社であるため、設置された歴史的経緯を尊重しつつ、今後の社会環境や情勢の変化も注視しながら、その位置づけを明確にする必要がある。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。
- ・樹林は、遺構の保護と社叢林としての景観に配慮して適切な密度を維持する。

ii) 保存管理の方法

- ・遺構（石垣、建物遺構等）の保存を図り、史跡としての景観と神社の風致に調和するよう、その周辺環境の維持管理・整備を行う。
- ・近世より生育している樹木については、樹木特性や状態に応じた保全を図る。
- ・樹林は、斜面安定や天守の眺望確保に配慮して剪定や伐採を行うとともに、林床については実生の外来植物等の早期処理や地被植物の育成を図る。
- ・北之丸地区に位置する江戸時代からの樹木は適切な密度となるように枝打ち、整枝などの手入れを継続しながら保護を図る。

⑦城山稲荷神社地区

管理の対象となる城山稲荷神社地区を構成する諸要素は図のとおりである。

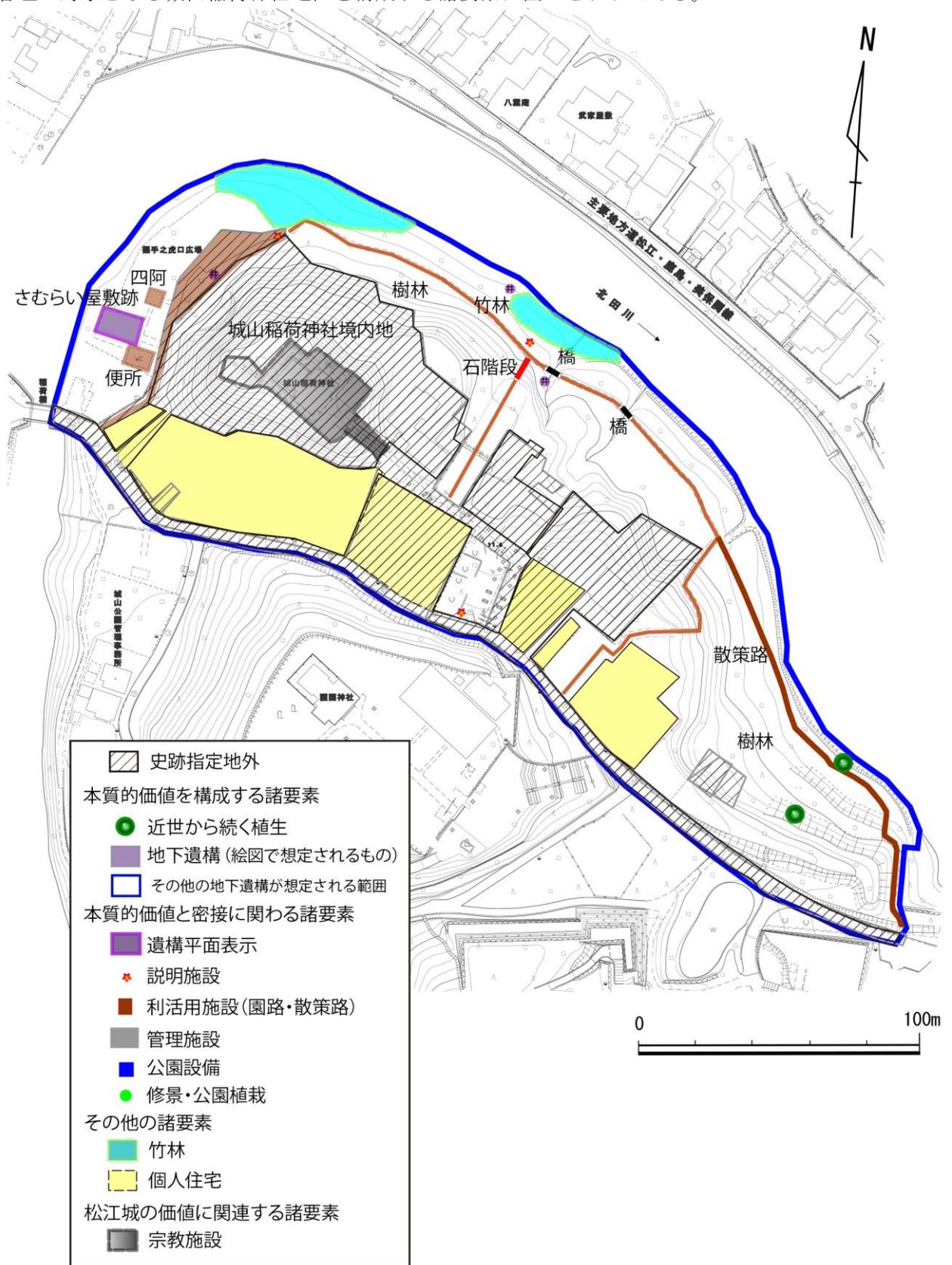


図 3-33 城山稲荷神社地区の構成要素

本質的価値を構成する諸要素



写真 3-86 井戸（遺構）



写真 3-87 石段（遺構）

本質的価値と密接に関わる諸要素



写真 3-88 広場



写真 3-89 便益施設



写真 3-90 散策路、木橋



写真 3-91 城山稲荷神社参道：指定地外

i) 基本方針

城山稲荷神社地区は城内の最も北に位置し、城山稲荷神社等一部の民有地については史跡の未指定地であり、今後も関係者と協議を行い、文化財の指定を目指していく。

また、絵図や史料には、船着門や搦手之虎口ノ門、足輕屋敷、用屋敷などが記載されているが、不明な点も多く、史跡地内は本質的価値である遺構の保存を第一義とし、樹林の保全も含めて良好な歴史環境、自然環境を維持する。更に、松江城と共に存在したこの神社の歴史的価値を重視し、社殿等の適切な保存についても、将来的には検討が必要である。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施

する。

- ・指定拡大並びに民有地については公有化を図る。
- ・樹木は、遺構の保護と景観の保全に配慮して適切な密度と枝張を維持する。
- ・宗教活動の場として尊重する。

## ii) 保存管理の方法

- ・土塁や石敷き通路などの本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・地下に埋蔵されている遺構については学術的な調査研究を実施して遺構の状況を把握し、適切な保存措置を行う。
- ・竹類が樹木の植生に影響を及ぼす場合には、伐採、除去等により拡大を防止する。
- ・通路脇の樹木については、見学者の安全を考慮して定期的な巡回等を実施し傾斜木や枯損木等の危険木の伐採を行う。
- ・近世の通路や石段を散策路として活用する場合には、遺構の保存に配慮し、その他の園路や説明施設、休憩施設、安全柵等の史跡の公開・活用上必要な施設の設置にあたっては、歴史的景観に調和した形状、材質を選定する。
- ・修景樹木については遺構に影響を及ぼさないよう、また、史跡景観が向上するよう高さや密度を適切に管理すると共に、その役割の維持についても十分配慮する。
- ・城山稲荷神社地区にある近世より生育している樹木については、遺構に影響を与えない場合において樹木特性や状態に応じた保護、育成を図る。

⑧入口地区（一部史跡指定地外）

管理の対象となる入口地区を構成する諸要素は図のとおりである。

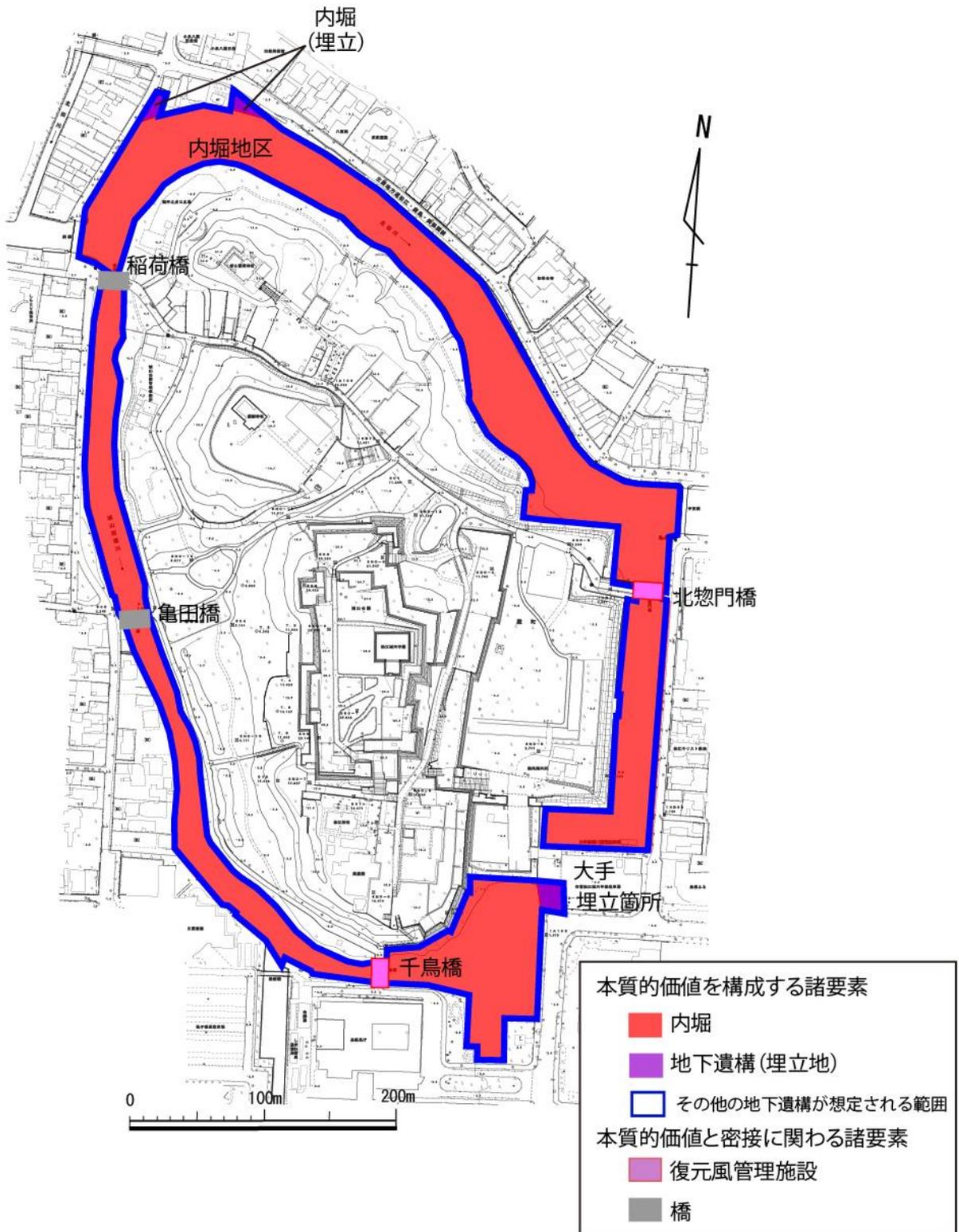


図 3-34 入口地区、内堀地区の構成要素

その他の諸要素（大手、橋）



写真 3-92 大手前



写真 3-93 北惣門橋



写真 3-94 稲荷橋



写真 3-95 亀田橋



写真 3-96 千鳥橋

i) 基本方針

現在の城内の入口は、本来の城への正面入口であった大手、北惣門橋、稲荷橋、千鳥橋と、近代以降にかけられた亀田橋の5個所であり、城のエントランスとしてとしてふさわしい景観形成を図る。

城内を横断する市道は、史跡指定について関係者と協議し、通過交通を制限するなどにより、園路、散策路としての利便性を高める。

- ・市道部分の史跡指定及び交通規制等について関係者と協議する。
- ・城山に至る5つの橋については適切に管理する。
- ・大手前の内堀埋立箇所は、条件が整えば復元を図る。また、それまでは平面表示を検討する。

## ⑨内堀地区

### 本質的価値を構成する諸要素



写真 3-97 内堀南側（県庁側内堀）



写真 3-98 内堀南側(二之丸下ノ段東側)

### その他の諸要素



写真 3-99 内堀北側



写真 3-100 内堀北側



写真 3-101 内堀内の樹木支柱



写真 3-102 埋立水面と改変護岸：指定地外

### i) 基本方針

内堀は城内外周を巡る水堀で、三之丸の南側が埋め立てられているものの、往時の形態が良好に残る。護岸の石垣や土羽など遺構と史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を第一義としつつ、松江城の優れた歴史的景観を形成する骨格として水面や水質の保全を図る。

- ・本質的価値を構成する城郭関連遺構を確実に保存するため、厳密な保存管理を行う。
- ・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置や整備を実施する。
- ・水をたたえた景観の保全と水質の向上を図る。

ii) 保存管理の方法

- ・護岸石垣や土羽等の保存を図り、史跡としての景観に調和するよう、その周辺環境の維持管理を行う。
- ・水質の浄化を目的として実施する汚泥浚渫や暗渠改修等、導水等に際しては、遺構への影響がないように確認調査の結果をふまえて行う。
- ・遺構の保存・整備上の理由を除き、土地形質の変更は行わないことを原則とする。
- ・史跡の維持管理上必要な施設の配置にあたっては、生垣や柵等を巡らせて、歴史的風致の維持と来訪者の安全対策を図る。

⑩三之丸地区（史跡指定地外）

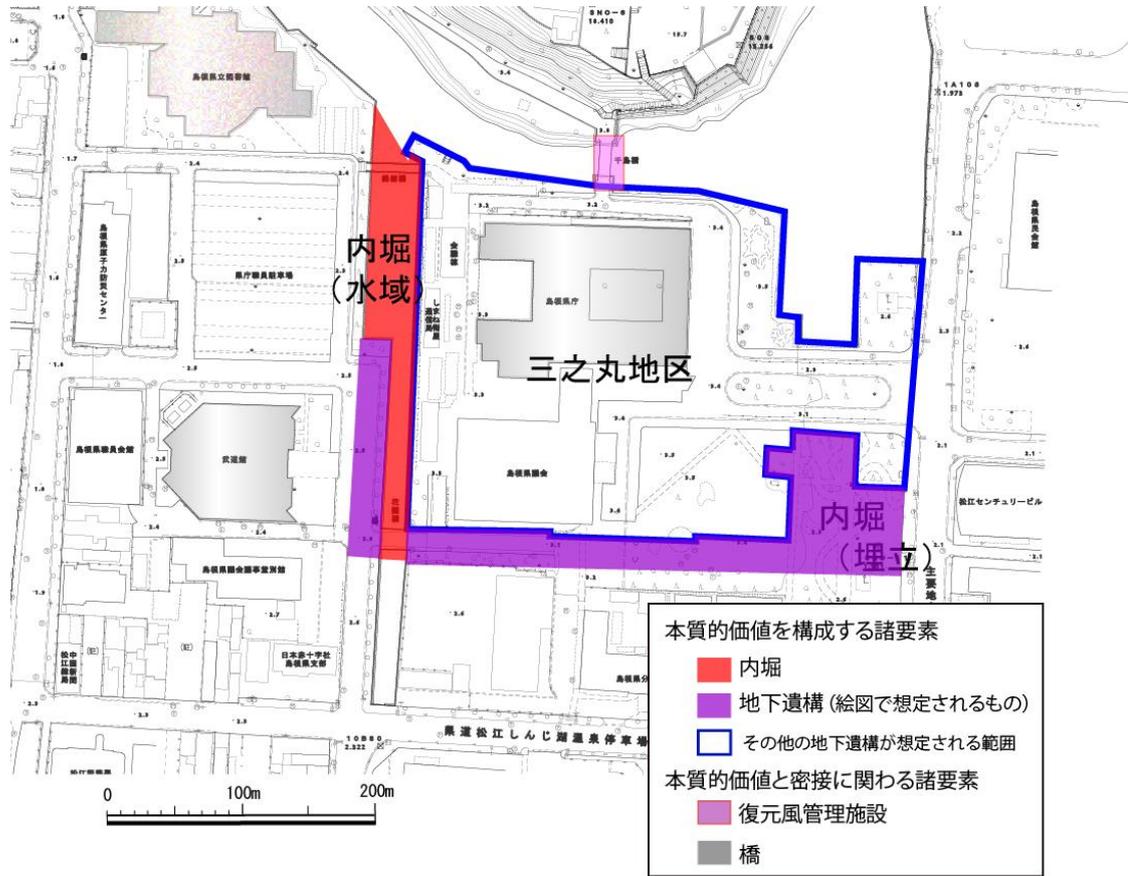


図 3-35 三之丸の構成要素

縄張・城郭を構成する石垣、堀等



写真 3-103 三之丸縄張（造成地形）



写真 3-104 造成地形

その他の諸要素



写真 3-105 県庁



写真 3-106 松平直政公像



写真 3-107 記念植樹

i) 基本方針

三之丸は明治 8 (1875) 年まで藩主の御殿と政庁が置かれていたが、明治 42 (1909) 年以降は県庁敷地となり、その後の数回の庁舎建て替え等により遺構の多くは消滅していると考えられてきたが、近年の耐震補強に伴う地下遺構調査によって、建物外には遺構が現存する可能性が高いことが判明した。したがって、今後は機会をとらえて埋蔵文化財の調査を実施し、遺構の確認を進めるとともにその保存に努める。

- ・ 今後も関係者と協議を行い、史跡の追加指定を目指していく。
- ・ 遺構の状況を把握するとともに、適切な保存措置を実施する。
- ・ 天守並びに二之丸の復元建造物や石垣への眺望を確保する。
- ・ 周辺建造物と共に評価される動きのある県庁建物や前庭については、適切な保存と保護の方法を検討する。
- ・ 昭和 24(1949)年以降埋立てられた内堀は、将来的に条件が整えば復元を検討する。
- ・ 保存管理の方法については、史跡指定となった際に改めて検討するものとする。

## ⑪三之丸之内地区（御鷹部屋・御花畑・大手前を含む）

## i) 基本方針

史跡指定地外ではあるが、現県庁建設後、県庁関係施設の計画的な配置と建築が行われ、史跡隣接地域としての景観の保全に寄与してきた経緯を重視し、その基本コンセプトの継承をめざし、関係機関と協議する。また、今後は機会をとらえて埋蔵文化財の調査を実施し、遺構の確認を進めるとともにその保存に努める。

- ・「松江城周辺の景観との調和」を基本コンセプトとし、近代建築群や庭園などを活かしつつ、松江城に隣接する藩邸エリアとしての整備に努める。
- ・整備にあたっては、関係機関と十分な協議を行ったうえで検討に努める。

## 参考文献等

「近現代松江の官庁街形成史」中野茂夫 公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集 Vol. 47 No. 3 2012. 10、「警察に関する文書」自昭和 23 年至昭和 27 年 松江市公文書、「松江商工会議所七十年史」昭和 42 年 4 月 16 日 松江商工会議所、「新修島根県史」昭和 40～43 年、「松江市誌」平成元年 松江市、「新修松江市誌」昭和 37 年 松江市、「日本赤十字社 島根県支部百年史」平成 2 年 日本赤十字社島根県支部

## 第3節 現状変更の取扱方針及び取扱基準

### (1) 法令等による規定

#### ①適用の範囲

現状変更の取扱については、史跡指定地の範囲において適用する。なお、三之丸、三之丸之内(御鷹部屋)、三之丸之内(御花畑)は、松江城の中心的な郭を構成する地区であるので、地下遺構の保存に努める必要がある。したがって、三之丸、三之丸之内(御鷹部屋)は、現状のとおり周知の遺跡としての取り扱いを継続し、三之丸之内(御花畑)は、一部周知の遺跡として取り扱っているが今後、全体を周知の遺跡として取り扱う方向で検討する。

#### ②現状変更を認められない行為

文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(平成12年4月28日庁保記第226号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)に基づき、下記の行為については現状変更を認めることができない。

- ア. 史跡の適切な保存活用のために策定された本計画書(史跡松江城保存活用計画書)に定められた基準に反する場合
- イ. 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ウ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

#### ③現状変更の許可申請の対象となる行為

国指定史跡とは、『文化財保護法(以下法という)』第2条第4項により、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」として定義され、法第109条により文部科学大臣によって指定されたものである。

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し、管理する必要があるため、「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は、法第125条に基づき文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、法第125条第1項ただし書き「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」に該当する行為は許可不要となる。

現状変更行為の中で、軽微なものについては、法施行令第5条第4項に基づき松江市がその事務を行う。

き損が生じた際には法第33条による「き損届」、復旧工事を行う場合には、法第127条による「復旧届」を文化庁長官に届け出る必要がある。この際、き損以前の状態に復する行為以外の改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象行為となる。

#### ④維持の措置の範囲

法第125条第1項ただし書にある「維持の措置」の範囲は、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状等の許可申請に関する規則」第4条に規定されている。

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現

状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

## (2) 現状変更の取扱基準

### ① 取扱の原則

史跡松江城は、「第3章保存・管理 第1節基本方針(1)史跡の特性」(63頁参照)に示したように、歴史的・文化的資源である貴重な文化財としての特性、松江市の都市構造の核としての特性、様々な都市機能を持つ空間としての特性を有する。これらの価値を損なうことなく将来にわたり保存するために、これらを構成する天守、縄張、石垣、堀や土手などの遺構や地形形状について、保存が図れるよう保存管理の方法を定めるとともに、史跡地内において予測される各種の現状変更に対して、具体的な取扱い基準を設ける。

取扱いの基本方針としては、本質的価値を著しく減じる行為についての現状変更は認められないことを原則とし、史跡地内においても諸要素の分布やその保存状況、また土地利用の状況などが異なることから、地区区分ごとに現状変更の取扱い基準を定める。

### ② 許容される現状変更等の範囲と許可基準

史跡地内には、橋梁などの公益上必要な施設や、防災、土地・施設の管理上必要な工作物、埋設物などがある。また、史跡地内の利活用にも有効な公園、遊歩道などや便益施設がある。これらの機能の維持にも配慮し、遺構の破壊や景観の影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提に現状変更を取り扱う。

下記の現状変更は文化庁長官の許可を要する。

#### ア. 発掘調査等学術調査のために必要な行為

遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査やボーリング調査等の史跡地内での地形の改変を伴う調査行為については、調査の目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。

#### イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

学術調査の成果に基づく史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討したうえで行う場合について認める。

文化財の保存に関わる防災施設等の設置や改修、歴史的建造物等の復元、史跡の保存管理及び整備活用上必要な建築物の新築、増築、改築、除却、移転、並びに標識、説明板、境界標、囲い等の新設、除却、移動については、地下遺構等本質的価値の保存を目的とし、必要最小限の規模にとどめるとともに、歴史景観に配慮したものについては認める。

#### ウ. 建築物<sup>\*</sup>・構造物の新築、増築、改築、移転または除却

上記イ. の場合を除き、建築物の新築、増築、改築または史跡地内における移転は、原則認めない。

ただし、神社有地における宗教活動に係わる諸施設の建設、民有地における住宅の新築、増築、改築においては、現在の規模を超えない範囲で、遺構の保存が確実に図られており、敷地

外からの景観への影響がないもしくは軽減措置が施してある場合において認めることもある。

建築物の除去は、遺構に影響の無いよう図った場合には、認めることもある。

#### エ. 工作物等の新設、増設、改修、移設または除却（地下遺構に影響のあるもの）

上記イ. の場合を除き、工作物等の新設、増設、改修または史跡地内における移設は原則認めない。ただし、公共・公益上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修、神社有地における宗教活動に係わる工作物等の設置、民有地における生活環境上必要な工作物等の設置にあたっては、遺構に影響のないよう計画したうえで、文化財としての価値および景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認めるものとする。

特に新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。

#### オ. 造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立てなどの地形の改変

遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き、土手の削削や水面の埋め立てなどの地形の大幅な変更は、原則認めない。

#### カ. 木竹の植栽、抜根

石垣や建物跡などの重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護のための地被類や低木を除いて、遺構の保護上原則として認めないものとする。

宗教活動や公園の修景として行う植栽は、遺構の保存が確実に図られている場合で、地下遺構の保存に影響のない場合、かつ史跡としての景観に配慮した場合は認めることがある。

枯損木や危険木の伐採、植生が過密で遺構や地形に影響を及ぼす場合の間伐、松江城の近世以来の植生に影響を及ぼす外来種等の伐採は認める。

#### キ. 地下埋設物の設置、改修

公共・公益上必要な地下埋設物の設置は、地下遺構に影響のない場合は認める。

#### ク. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼす行為ではないが、地下遺構のある土地で、重量物の積載や振動を与える行為、地下遺構の露出などにより保存環境を変える行為などが相当する。これらの行為は案件毎に個別に判断するため、法令 125 条第 1 項ただし書きにある許可を要しない行為に含まれる「保存に及ぼす行為で影響の軽微なもの」についても事前に松江市と協議するものとする。

※建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し又は移転することをいう（建築基準法第 2 条 13 号）。

- ・新築とは、新たに建築物を建築するもので増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。
- ・増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。
  - ①既存の建築と同一敷地内であること
  - ②既存の建築と用途が不可分であること
- ・改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならないものを造ることをいう。
- ・移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

### ③市による現状変更の許可が必要な行為

法第 125 条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に基づき、現状変更の許可およびその取り消し並びに停止命令を市教育委員会が行う。なお、現状変更許可の申請先は、市の教育委員会とする。

ア. 小規模建築物（階数二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積 120 m<sup>2</sup>以下のもの）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、又は改築（増

築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が 120 m<sup>2</sup>以下)

- イ. 工作物の設置、若しくは改修（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）

工作物とは、小規模建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する電柱・道路標識・ガードレール・側溝・案内板・街灯を含む

- ウ. 道路の舗装若しくは修繕（土地の掘削、盛土、切土、道路幅員の変更など土地の形状の変更を伴わないものに限る）

橋梁・道路の路面の補修、遊歩道の整備、道路に付帯する下水溝などの改修

- エ. 標識、説明板、境界標、囲い等史跡の管理に必要な施設（法第 115 条第 1 項に規定）の設置、又は改修

- オ. 電柱、電線、ガス管、水道管・下水道管その他これらに類する工作物の設置、又は改修

- カ. 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に限る）

- キ. 木竹の伐採

#### ④現状変更の許可を要しない行為

法第125条第1項ただし書に基づき、以下の行為については許可を要しない。

##### i) 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置」の範囲は以下のとおりである。

- ア. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき

- イ. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき

- ウ. 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

##### ii) 非常災害のために必要な応急措置

台風や大雨、地震等の際に、倒木や石垣崩壊、土砂流出等の被害が生じた際に、被害拡大防止のために行う、土嚢やシート等の設置、立ち入り禁止柵等の仮設工作物の設置等。

##### iii) 日常的な維持管理の行為

###### ア. 石垣の維持管理行為

- ・石垣面の清掃（石垣間及び表面に繁茂した草本類の除去、枯損木・倒木・落枝処理、支障木剪定）

###### イ. 堀・土手の維持管理行為

- ・堀・水路を維持する日常管理（芥さらい、水路などの清掃、小規模な浚渫など土砂堆積物の除去）
- ・土手法面の清掃、植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）

###### ウ. 道路用地（橋梁）の維持管理行為

- ・道路・橋梁の日常的な管理・簡易な補修（路面の表層打ち変え・補修、欄干破損の応急措置、街灯等の清掃・保守点検、ガードレール・柵等の塗り替え（同系色の塗装）や破損・劣化による部分的な取り替え。

エ. 公園としての維持管理行為

- ・ 植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木等の設置、病虫害防除、草刈り等）
- ・ 街灯等の清掃・保守点検、路面の清掃および簡易な補修、柵等の塗り替え（同系色の塗装）

**(3) 地区別現状変更の取扱基準**

地区別の保存管理の方法及び(2)現状変更の取扱基準を踏まえ、地区別の現状変更の取扱基準を、次表に掲載する。

史跡地内には、文化財の保存活用に供する土地のほか、道路や橋などの公益上必要な施設や、一般の住宅地、神社境内の関連施設、防災、土地・施設の管理上必要な工作物や埋設物、また、史跡地内の利活用にも有効な遊歩道や駐車場、便益施設が含まれており、文化財としての価値の保存を前提としながらも、これらの機能の維持にも配慮した現状変更が行われる必要がある。したがって、それぞれの現状変更の内容が、遺構の破壊を避け、かつ景観の向上に資するよう、許可基準を定めるものとする。

なお、②許容される現状変更等の範囲と許可基準のア. 発掘調査等学術調査のために必要な行為、イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為については、全地区共通として、原則として認めるものとする。

区分した地区のうち、三之丸地区は史跡指定地外であるため、現状変更には該当しないが、今後、周知の遺跡として埋蔵文化財の保護に努める。

表 3-7 史跡松江城における現状変更の取扱基準

許可区分	処理基準	具体例	地区名							
			本丸地区	二之丸地区	二之丸下ノ段地区	中曲輪・腰曲輪地区	後曲輪・外曲輪地区	北之丸地区	城山稲荷神社地区	入口地区(史跡指定地部分)
許可不要	i)維持の措置	ア. 原状復旧 イ. き損、衰亡の拡大防止のための応急措置 ウ. き損、衰亡、復旧不可能による除去								
	ii)非常災害のために必要な応急措置	非常災害時の土嚢やシートの設置、消火活動等								
	iii)日常的な維持管理の行為	石垣や堀・水路の清掃、小規模な浚渫、道路や橋梁の簡易な補修、植生・樹木の剪定								
文化庁	ア. 発掘調査等学術調査のために必要な行為	発掘調査やボーリング調査	調査の目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認める							
	イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為	防災施設や保存管理施設等の設置や改修・移設、歴史歴建造物の復元	学術調査の成果に基づいた保存修理や整備は、その方法などを充分検討したうえで行う場合は認める 史跡の保存・管理に係わる施設については、史跡の本質的価値の保存を目的とし、必要最低限の規模で、歴史景観に配慮したものについて認める							
	ウ. 建築物・構造物の新築、増築、改築、移転、除却	上記イ. の場合を除いた、建築物・構造物	認めない	原則認めないが、公益上、宗教活動上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めないが、公益上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めないが、公益上、宗教活動上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めないが、公益上、宗教活動上、民有地で生活環境上必要なものは内容で可否を判断する	原則認めないが、公益上必要なものは内容で可否を判断する		
	エ. 工作物等の新設、増設、改修、移設、除却(地下遺構に影響のあるもの)	上記イ. の場合を除いた、工作物、記念碑等								
	オ. 造成(土地の掘削、盛土、切土)や水面埋立など地形の改変	土手の削削や水面の埋立、掘削を伴う土壌改良等	遺構の復元や文化財保護の目的以外は原則認めない							
	カ. 木竹の植栽・伐根	新たな植栽、伐根、伐根を伴う移植等	公益上必要なもの以外は認めない ※「重要文化財松江城天守保存活用計画」に基づく	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない			公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	
	キ. 地下埋設物の設置、改修	公共・公益上必要なもの	事前に発掘調査を行い、地下遺構に影響のない場合のみ認める							
	ク. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為	重量物の積載や振動を与える行為、地下遺構の露出等	案件ごとに事前に松江市と協議する							
松江市教育委員会(権限移譲)	ア. 2年以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築	小規模なプレハブ・ユニットハウス・仮設トイレ等	必要に応じて認める							
	イ. 工作物等の新設、増設、改修、移設(地下遺構に影響をあたえないもの)	仮設舞台・テント・柵・車止め・水質浄化装置・ベンチ・ゴミ箱・小規模な観測・測定機器、既設道路に付随する道路標識等	公益上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない			公益上、宗教活動上必要なもの以外は認めない	公益上、宗教活動上、民有地で生活環境上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない
	ウ. 道路の舗装若しくは修繕(地下遺構に影響をあたえないもの)	管理用道路・園路の舗装・修繕、溝等の修繕	史跡景観に配慮したもののみ認める							
	エ. 史跡の管理に必要な施設の設置、改修	標識、説明板、境界標、囲い等	地下遺構に影響がなく、史跡景観に配慮したもののみ認める							
	オ. 電柱、電線、ガス管、水道管等の設置、改修	左記に類する工作物(側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝など)を含む	地下遺構に影響がなく、公益上必要なもの以外は認めない							
	カ. 建物等の除却(設置後50年以内のものに限る)	小規模建築物、工作物等の除却	地下遺構に影響がないものは必要に応じて認める							
	キ. 木竹の伐採	樹木の養生・地表より上での樹木撤去	必要に応じて認める							

※表中の「公益上必要なもの」とは、文化財保護法第4条第2項に規定する保存及び文化的活用のために必要なものとする。  
 ※表中の「宗教活動上必要なもの」とは、拝殿や社務所など直接宗教の用に供するものであり、居住のみを目的とするもの等は除く。

## 第4節 史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の保安全管理

### (1) 関連法規による周辺環境の保護、保全

#### ① 景観形成の基本姿勢

##### ア 歴史的価値を高めるための景観形成を行う

- ・ 史跡の本質的価値を最大限引き出すよう、遺構及びその周辺を含めた景観整備を進める。
- ・ 江戸時代から引き継がれた曲輪や石垣を核とした松江城の風致を継承する。
- ・ 市内の中心に位置する、国宝天守を城の周辺から望めるという眺望を確保する。
- ・ 史跡指定地周辺における建築物や工作物などは、景観形成基準、地区計画に基づいた用途、規模、形態意匠、色彩、素材などで景観形成を行う。

##### イ 周辺環境を含めた広域的な景観形成を行う

- ・ 城に隣接する城下町や地割、歴史的建造物、文学や芸術などの多様性と広がり意識した歴史的景観や風致を創出する。
- ・ 亀田山を利用して造り上げた平山城を中心に据え、内堀から外堀、さらには宍道湖まで含めた水のネットワークが広がる都市空間や立地環境を尊重する。
- ・ 城下町においても、史跡松江城と意匠や高さ材質など一体化した街路照明を設置することにより、日没後も城下町の落ち着いた美しい景観を創出する。

#### ② 計画の枠組み

史跡指定地内の景観形成に関しては、本史跡の「保存活用計画」に位置づける。一方、松江城と一体となって環境を形成している史跡指定地周辺に関しては、都市計画関係の部局と協力し、積極的な景観形成が行われることが望まれる。加えて、文化財保護、都市計画、景観計画、観光計画など、総合的な都市政策として、松江城周辺の景観形成を図る必要がある。

本史跡は、指定地内外に広がる地形を基盤として造られた城郭であり、周辺も含めた立地環境と一体となって存在している。史跡地内はもとより周辺の景観を保全することは、このような史跡の立地環境や歴史的意義を理解するうえで重要である。

現況では、史跡内や史跡に隣接する地域などの中にも景観を阻害する要因がみられ、史跡の本質的価値を保全・継承するうえで課題である。今後、大規模な空間としての史跡地内や周辺も含め松江城の存在を認識できるよう配慮した景観形成の計画とするため、本史跡の緩衝区域（バッファゾーン）を設定するなど保全対象とすべき範囲を定めることも今後検討する必要がある。

そのためには、『地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律』に基づいて策定された松江市歴史的風致維持向上計画（P37 参照）や、景観法に基づく松江市景観計画（P38 参照）、さらに『都市計画法』に基づく大手前通り地区計画（殿町、母衣町、米子町、南田町）（P39 参照）としての位置づけや、景観法に基づく景観重要公共施設の指定等を活用してより良い景観を保全することを関係機関、関連部署で協議し、まちづくりの視点からも位置づけることを検討する。

### (2) 城山稲荷神社地区

#### 《保存・管理の方法》

城山稲荷神社地区の城山稲荷神社等一部の私有地については史跡の未指定地であるが、今後も関係者と協議を行い、指定を目指していく。

現在も条件が整ったところから土地公有化を進めており、平成 25 (2013) 年度、平成 27 (2015) 年度にも買い上げを実施している。

これらの公有地については、まとまった土地が確保されたところから調査を進め、環境整備に着手する。

本格整備着手までの間は、除草等の維持管理に努め、史跡としての良好な環境の維持に努める。

### (3) 三之丸・三之丸之内(御鷹部屋)・三之丸之内(御花畑)

#### 《保存・管理の方法》

何れの地区も、松江城の主要な郭を構成する地区であることから、地下遺構の調査に努め、発見された遺構については、保全に努めることとする。したがって、三之丸地区全域と三之丸之内(御鷹部屋)地区全域、及び三之丸之内(御花畑)のうち県有地部分については、周知の遺跡の取り扱いを継続し、三之丸之内(御花畑)のうち民有地部分については、周知の遺跡として取り扱うことを検討する。なお、三之丸地区は、今後、関係者と協議を進め追加指定を目指していく。

### (4) 外堀

#### i) 外堀の概要

#### 《歴史的変遷と現況》

現在の松江市に城とそれを取り巻く城下町がつくられたのは、この地が「南は大橋川と宍道湖が天然の外堀をなし、東西を湿地に囲まれた適地」であったためとされている。城下町形成に伴いこれらの湿地帯を埋立てて町割りがなされ、内堀の周りに外堀(京橋川、四十間堀川、北田川、米子川)が巡らされた。町割りに際して堀は重要な基準線となり、堀を介して職業別の居住区が形成された。古絵図(正保年間-17世紀中頃-作成)によると、田町川は未だ自然の広大な入海状の沼地で、後世に耕地化が進んだことがわかる。また、四十間堀川は、その名が示すように、西方に丘陵地が連なるために、当初は広大な堀を築き防御を堅固にしていた。

外堀の中でも大橋川、宍道湖と城の内堀の中継ともなる京橋川は、当初から兩岸に石積護岸が施され特に重要視されていた。

城下町形成後、宍道湖、中海とこれらを結ぶ大橋川とつながる松江は舟運の中継地として栄え、特に京橋川は多くの舟着場が設けられ商業活動の拠点として栄えた。このように堀川は城の守りとともに、城下町の骨格として、その主要運輸、交通路として、また生活用水として重要な役割を担っていた。

しかし、近世から現代に至る間に用途の変更や環境の変化により、徐々に堀が埋められてきた。護岸形状も石積や土羽であったものが四十間堀川や北堀川などではコンクリート護岸に変えられているところが多く、石積護岸の老朽化も進んでいる。また堀川と日本海との水位差が小さいうえ、低平地を流れる河川で河床勾配が緩いため、江戸時代以降も度々洪水による被害を被っており、最近では、昭和 47(1972)年の水害の際の浸水家屋が 2 万戸に上り、松江城など一部の高台を除く市街地のほとんどが被害を受けている。さらに、中海から遡上する海水が宍道湖に流れ込み汽水湖となっているため農地への塩害防止の堰の設置や、生活排水等による水質の悪化もあったが、近年は、下水道の整備などにより改善されている。

なお、外堀はいずれも一級河川斐伊川水系松江堀川に属しており、近年、堀川(松江堀川)全域が建設省(当時)による「ふるさとの川モデル事業」に指定され、松江城周辺の旧城下町の核と

して、また新しい街の発展を受け止める市街地の核として整備や種々の浄化対策が行われた。

その結果、堀川は修景や水質の浄化が進み、平成9（1997）年には松江城の内堀・外堀をめぐる「堀川遊覧船」が運行を開始した。現在では、松江城周辺の歴史ある風景と堀川の風情を観光資源として活用した水郷松江の新たなシンボルとして定着し、年間約30万人の観光客を集めている。

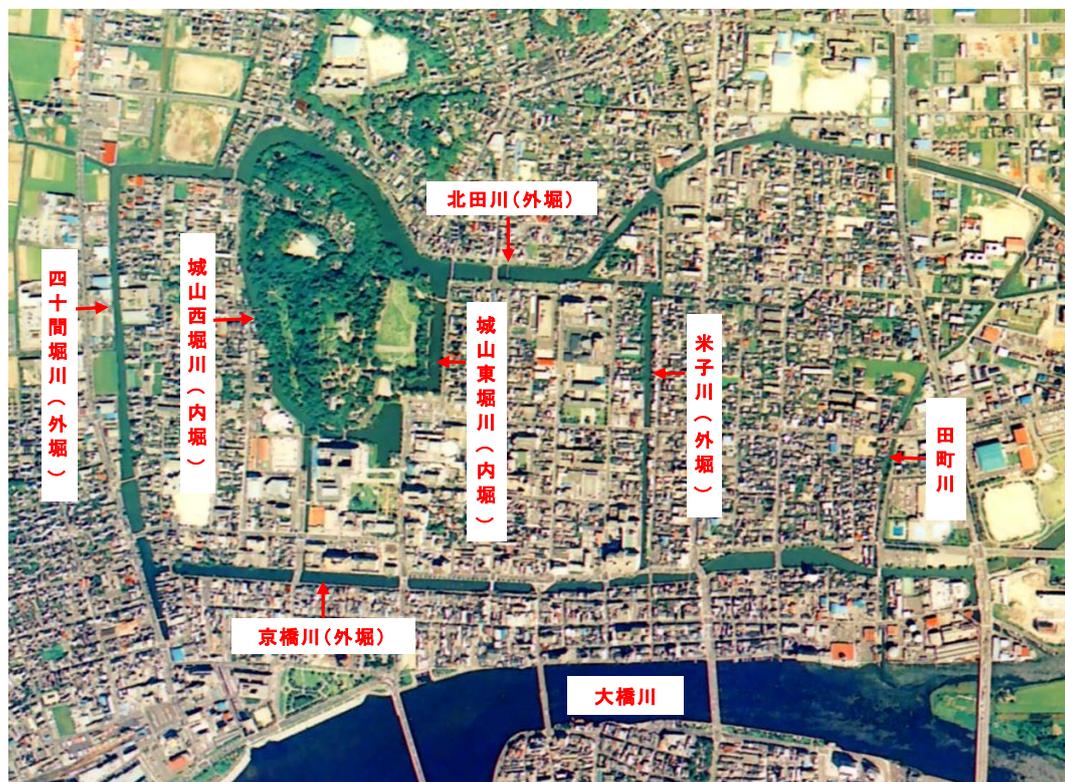


図3-36 現代に残る堀川

#### 《保全・管理の方法》

城山を取り囲む内堀と合わせて北田川、北堀川、米子川、京橋川、四十間堀川等の外堀は、城下町の骨格を知るため、また城下町松江の歴史的景観を形成する重要な要素であり、両岸に商業地が連なる京橋川をはじめ、これらの外堀は都市の喧噪を中和する空間として今後もその保全を図る必要がある。

よって今後さらに、治水事業の推進や水質浄化に努める。特に松江城周辺域として北田川、北堀川、米子川、京橋川、四十間堀川で画された部分を今後の外堀の歴史的景観の保存再生域として、現存する城下町風情を残す石積護岸の保全に努める。また、外堀沿いに植栽等を行い、水郷都市松江にふさわしい修景を図っていく。更に、治水機能の向上や水質浄化を図るために、河床掘削やヘドロ浚渫を実施し、塩害防止のため堰の移設など宍道湖の湖水導入の強化対策を講じてきており、今後もこれらの実現のために様々な省庁の事業の導入を検討する。護岸整備等に関しては、外堀のほとんどの区間が松江市景観計画における景観重要公共施設であることから、必要に応じて松江市景観審議会に諮り維持保全に努める。

## (5) 内堀周辺地区（旧武家屋敷地区）

### 《歴史的変遷と現況》

松江城の築城とほぼ時を同じくして城下町が形成されたが、松江市が非戦災地であったことなどもあり今日もその面影をよく残している。旧城下町の町割りでは外堀の内側はおおむね侍町が配されて城の守りを固めており、特に城の周囲には家老及び上・中級武士の屋敷が置かれ、侍町の周りに町屋や寺町、足軽町などが明瞭に区画されていた。名称を今に残す北堀町・殿町・田町・中原町の侍町、白潟本町・末次町の町屋、雑賀町の足軽町、寺町などは、往時の区画が概ね現在の土地利用にも引き継がれ、それぞれ住宅・官公庁街、商店・サービス業務地区、碁盤目状の道路に画された住宅地、寺院となっており城下町の町割りを今に伝えている。

なかでもかつての中級武士の屋敷地である松江城北側の塩見縄手は、旧武家屋敷の家並みが松江城と一体となって最もよく城下町の面影を残しており、一連の武家屋敷の長屋門、白漆喰と板張りの塀の連なりは「塩見（縄手） 旧武家屋敷遺構」として松江市の指定文化財建造物となっている。このなかには通りに名を残した家老塩見家が栄進する以前に一時居住していた「武家屋敷」（市指定文化財建造物）や「小泉八雲旧居」（国指定史跡）も含まれ、訪れる人も多い。また、伝統的な美観、歴史的な町並みや建築群の保存、継承地区として松江市景観計画において「伝統美観保存地区（塩見縄手地区（景観地区）」に指定され、伝統的建造物の保存修理、整備、電柱移設などの保存修景整備が行われている。さらに城の北東には、松平不昧公も臨席したという茶室「観月庵」（市指定建造物）のある普門院が北田川沿いに閑静なたたずまいを見せており、この一帯も伝統美観保存区域（普門院外濠地区）に指定されている。このほか城東の殿町は家老などの上級武士の屋敷跡地であり北惣門橋付近にかつての面影が残っており、城山西堀川沿いや稲荷橋北側も城下町特有の鉤型路や丁字路の残る落ち着いた住宅地となっている。

### 《保全・管理の方法》

伝統美観保存区域等における景観形成基準に適合する建築物及び工作物の新築・改築等の修景に対して補助金を交付することにより、歴史的な伝統美観の保存・創造・継承を図っている。今後も補助制度を継承し、景観の維持に努める。

また、既に指定されている伝統美観保存区域に加え、その隣接する区域も建築物の高さやデザインを緩やかに統一させる北堀町景観形成区域（景観計画重点区域）として指定されており、景観形成基準に沿って、松江市の個性ある景観を今後継承させていく。加えて、住民の方々と協議を行いながら、新たな景観計画重点区域の追加指定を進めていく。新たな指定に際しては、現代の生活上の快適性、利便性、安全性といった良好な生活環境の確保も検証し、住民の生活との調和を図りながら、歴史的景観を継承・創造していく。

## (6) 城下町（城下町の範囲は、第2章第2節(3)指定地を取り巻く社会的環境 iii）及び松江市歴史的風致維持向上計画 図2-19を参照）

### 《歴史的変遷と現況》

歴史的変遷と現況については、「松江市歴史的風致維持向上計画」【城下町の構造】に詳しいので、ほぼそのまま掲載する。

### 【城下町の構造】

松江城が築かれた丘陵は「亀田山」または「極楽寺山」とも呼ばれる低丘陵地<sup>すえつぐ</sup>で、戦国時代に尼子氏の支城としての末次城が置かれた他、極楽寺、法眼寺、若宮八幡宮、須衛都久神社、春日大明神、稲荷神社などの寺社があった場所である。

近世城下町としての基盤を持たない場所に造られた城下町は、新たな都市計画に基づく都市であった。絵図から読み取れる城下町の構造は、堀の配置や道路網、家臣の屋敷配置などに実際の戦を想定した合理的、計画的な城下町であることがわかる。

城下町の構造は、宍道湖と中海をつなぐ大橋川を挟んだ南北で大きく異なる。大橋川北側の地域は城郭を中心として堀割りがなされ、それを囲むように武家地と町人地が配置されている。一方、大橋川南側の地域では、堀割りは無いが、大橋川と天神川で挟まれた地域に町人地と寺院地、天神川の南側には武家地が整然と配置され、実戦的かつ機能的な構造となっている。

大橋川北側地域で中心となる城郭は、亀田山丘陵の南端を切削し、南北600m、東西350mの独立丘陵に造成して本丸と二之丸を配置し、本丸最高所の標高30mを測る位置に五層六階の天守閣を築いている。これらを内堀で囲んだ上でさらに南方に堀で囲んだ南北128m、東西111mの正方形の敷地を造成して三之丸とし、御殿が置かれた。大橋川北側の城下の屋敷配置は、城郭を中心として主に武家地<sup>うちさんげ</sup>で構成されている。城郭直近の周辺には重臣、上級～中級武士の武家地を配置している。「内山下<sup>ほろ</sup>」と呼ばれる区域は、現在の殿町、母衣町、内中原町に当たり、外堀で囲まれている。中でも城郭に隣接した東側の区画には、江戸時代を通じて重臣クラスの屋敷地が置かれた。松平氏の治世時代に代々家老を務めた朝日家もその一つで、天保13(1842)年の祈祷札から、江戸時代後期の創建と推定される朝日家長屋(市指定文化財松江藩家老朝日家長屋)が現在も残されている。

外堀はいずれも城下町の造成に併せて、ともに掘削されたもので、城郭を中心にほぼ方形に形成されている。外堀にあたる現在の河川は、南側が京橋川、東側が米子川、北側が北田川、西側が四十間堀川であり、往時の形態を今も良く留めている。

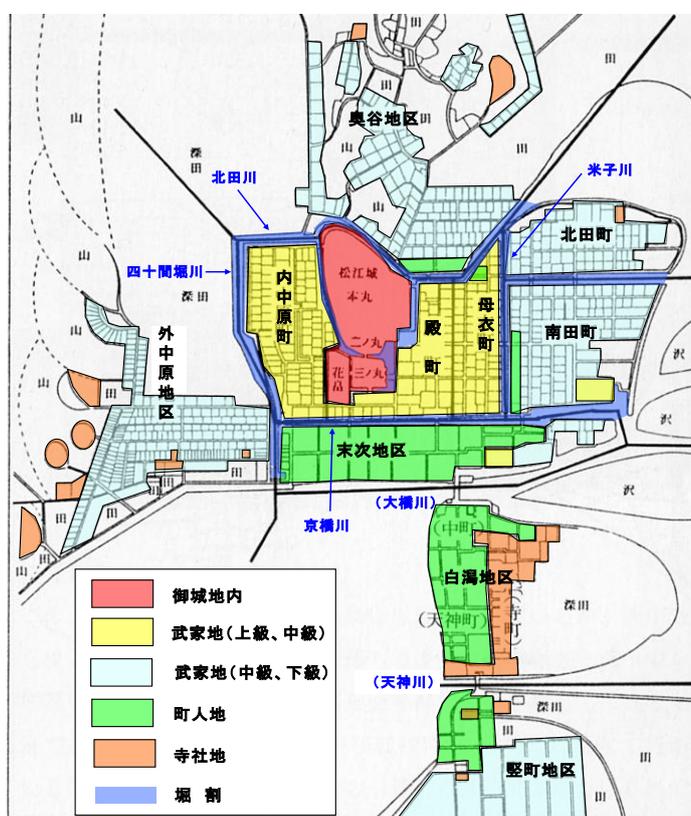


図3-37 堀尾期松江城下図概念図

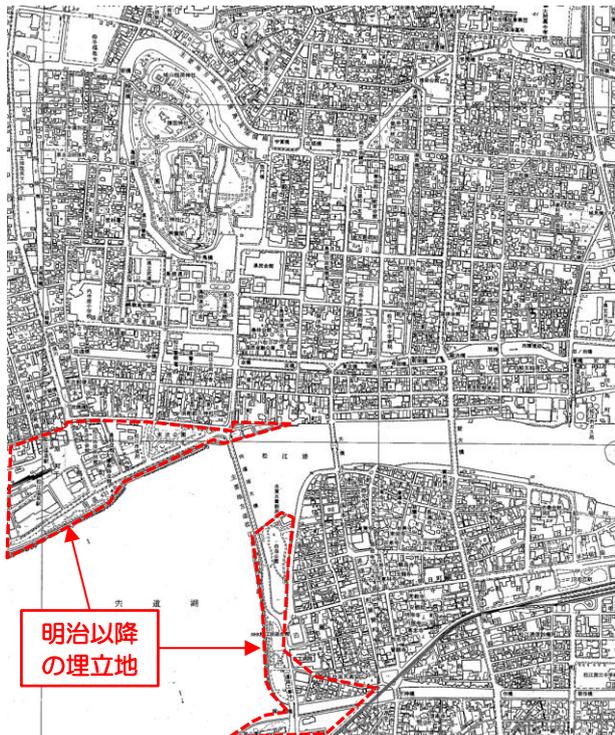


図 3-38 現在の松江城下町(部分)



図 3-39 幕末の城下町と藩の施設(部分)

町人地は外堀を挟んで東側と南側、北東部にはコの字型に取り囲むように配置されている。近年の発掘調査の結果、東側の外堀（米子川）に沿って位置する町人地（米子町）では、生活雑器などの多量の遺物に混じって墨壺や錐が発見されるなど、職人達が居住していた様子を裏付ける資料が発見されている。南側の外堀（京橋川）沿い、現在の末次町～東本町にかけての区域にも町人地が置かれ、当時の細長い町割りは今も良く残っている他、近年まで漁師町、大工町、鍛冶町、材木町という職人町の名残りを留める町名が使われていた。

町人地を挟んで更に東側、現在の南田町から北田町にかけての地域にも上級～中級武士の武家地を配置するが、城下町の最東端とも言える場所には堀尾氏ナンバー1、2の家臣の武家地が配置された。これは東に広がる湖沼地に面した位置を軍事的に固め、出城的な役割を持たせる意図があったもので、堀尾氏以降、京極氏、松平氏の時代にもこの場所には有力な家臣の屋敷が配置されている。

外堀を挟んで北側と西側の地域にも武家地が配置された。城郭の北側は内堀と外堀を兼ねた堀割りとなっているが、その北側にも武家地が置かれ、塩見縄手と呼ばれる堀端の道路沿いには現在も武家屋敷（市指定文化財）が残されている。また北側の地域は、江戸時代の中頃に城地が拡張され、町人地が形成されている。

城下町の縁辺部には寺院が配置された。これは防御を固めるための意図であったと考えられており、北方に千手院、桐岳寺など、西方に大雄寺、清光院、愛宕堂などが置かれた。また、忠光寺の置かれた場所は、松平期には菩提寺としての月照寺（史跡松江藩主松平家墓所）が置かれた。

大橋川南側の城下の屋敷配置は、大橋川と天神川に挟まれた地域に町人地と寺院地が置かれた。特に寺院地では堀尾氏が広瀬町の富田城から移した寺を含めて 21 カ寺が置かれた。これは、地形的に見てこの場所が松江城への侵入路として最も可能性の高い方角であり、東方ないし南方から攻めてくる敵に対する防衛陣地や、出陣の際に軍勢を整えるための陣地としても使えるように計画されたものと考えられている。寺院の広大な土地は現在でも閑静な寺町を形成している。ま

た町人地が置かれた地区では、小路に取り付いた細い町割りが現在も見られる。

天神川を挟んで南側は雑賀衆（足軽）が配置された地域である。しかし、絵図に記載された東西に長い屋敷割りは、現在の南北に長い屋敷割りと異なるもので、松平期の絵図とは整合が見られる。最近の研究成果によると、堀尾氏から京極氏の治世には、まだ都市計画された段階に留まっており、実際に足軽屋敷が置かれるようになったのは、松平氏の治世に入ってからであることが判明している。

松平期に入ってから形成された碁盤目状の方形区画の中には更に短冊状に区画された町割りが良く残っている。江戸時代の区画は間口5間、奥行き15間の75坪の敷地でほぼ統一され、20区画で1街区を形成している。現在でも板塀と門構えの屋敷が多く見られる。

南の丘陵地沿いには寺社が置かれ、堀尾家の菩提寺である圓成寺や、堀尾氏が松江移城の際に富田から移された洞光寺がある。また丘陵頂部の床几山は、堀尾吉晴と忠氏が松江を展望しながら城地の選定を行った場所であり、現在でも市街地が広く展望できる。

このように、江戸時代の城下町の構造は、堀割りや街並み、道路の形状として今も色濃く残されており、宍道湖の自然と相まって城下町松江の独特な風情を醸し出している。

#### 《保全・管理の方法》

外堀の保全・管理については、(4)外堀で示したとおりである。街並みの保全・管理については、街並み景観の保全の視点から、風情のある建造物を洗い出して外観の保全が図れるよう保存の措置を講ずる。

近年の発掘調査によって、城下町遺跡が地下に良好な状態で依存している状況が判明しつつある。このため、城下町エリア内の開発行為と埋蔵文化財保護との調整を十分に図るものとする。

### (7) 視点場（眺望点・眺望線）の設定（写真 3-108～3-110）

史跡松江城を取り囲む内堀周辺地区や遊歩道、周辺の橋において、歴史的景観としての視点、あるいは眺望の現況を鑑み、積極的に視点場として維持・整備すべき地点としての「眺望点」、あるいは連続的に眺望を確保すべき「眺望線」を設定する。

今後、平成26(2014)年度に作成した史跡及び周辺の三次元測量データを積極的に活用し、眺望点や眺望線から天守が視認できるよう、支障となる樹木を特定し、高さや密度の調整について検討していくとともに、そのデータを全体として整合性のとれた植生管理に活かしていく。

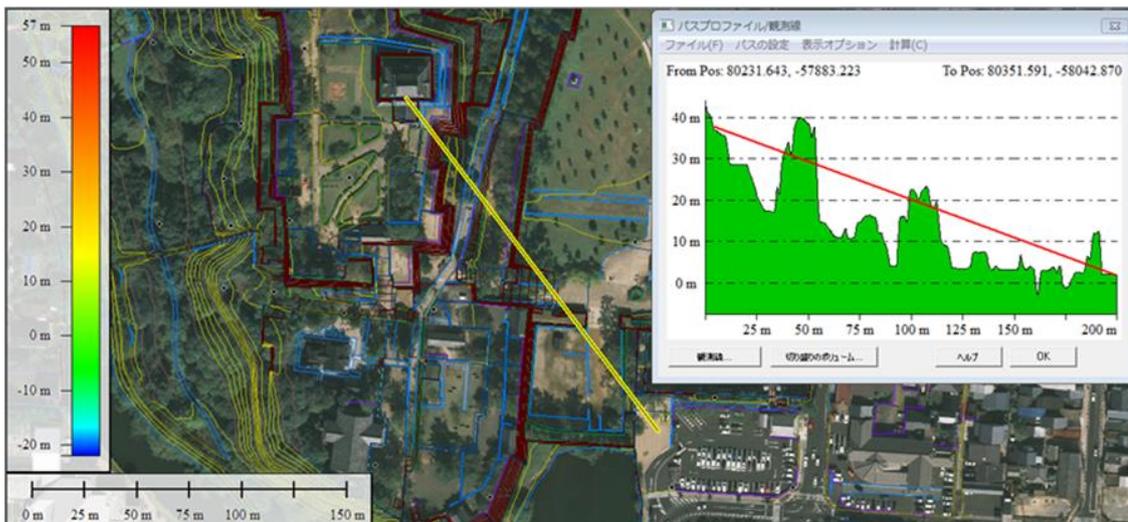


写真 3-108 視点場例 大手前から天守を見た場合の支障木の状況

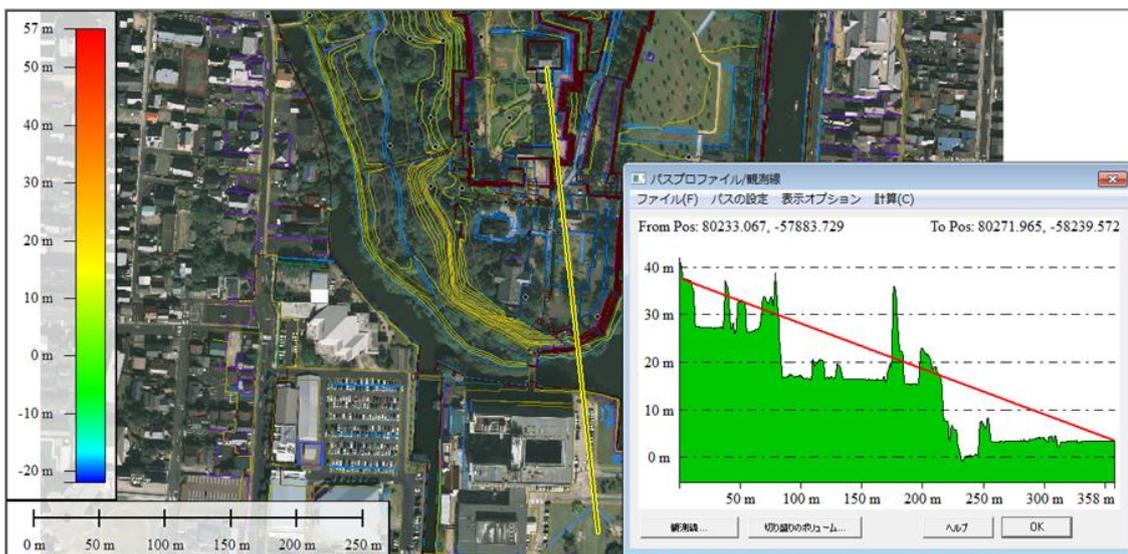


写真 3-109 視点場例 県庁前庭から天守を見た場合の支障木の状況



写真 3-110 視点場例 松江歴史館喫茶室から天守を見た場合の支障木の状況